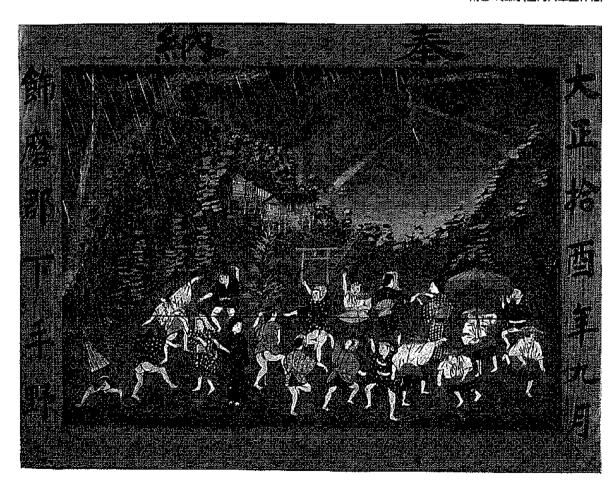
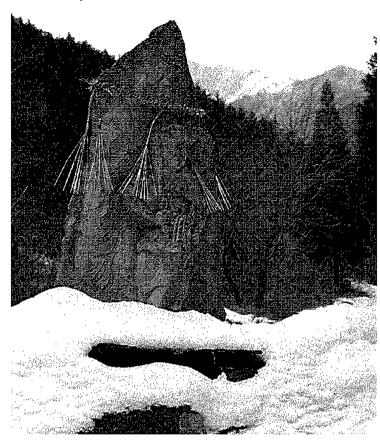


巴文軒先瓦

複弁蓮花文軒丸瓦(土井久から出土)

#### 雨乞の絵馬(西河内峯王神社)





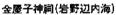
行者山不動尊

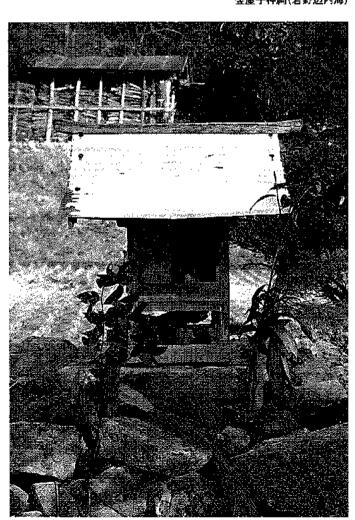


大峯山大権現碑(岩蕗)



七野大橋の袂にある道標







この一書が、先人の生活をしのぶ尊い資料となるだけでなく将来の千種町の飛いた関係各位に対し深く感謝いたしますとともに包みきれぬ喜びを覚えています。なりましたが、久しく待望していた私は、編さんにあたり献身的なご協力をいただこのたび千種町制施行二十周年を記念して「ちくさの蹤」を刊行するはこびに

躍にも大きく役立つものであると確信しております。

ます。 しい一九八○年代の幕あけが叮制二十周年にあたり、人間なれば二十才の成人を迎えたという極めて意義深いものであり 自然環境、幾多の歴史を秘めた千種の里は昭和三十五年一月合併なしで従来の千種村から千種町として発足し、輝やか に輝いて流れる千種川を中心に恵まれた緑の山、豊かな清い水、公害や騒音からも程遠い清浄な空気、このすばらしい 播磨国風土記の敷草村「草を敷き神の座を為す」が今の千種であります。清らか

のであることを感銘するものであります。 私はこの貴重な一書をひもとくとき先人の誠実と勤勉、営々たる努力が今の千種町の強固な基礎を築きあげられたも

づくり゙のために「おごる」ことなくそして、経済の不安に「動揺」することなく「反省」と「努力」の上にたって長期の をもたらすよう念願して止みません。 希望をふまえ一歩一歩着実に千種町発展のために献身していくことを誓い、この資料があとに続くひとびとによき教訓 私はこの尊い遺産を継承できますことに誇りを感じるとともに、将来の千種町をえがき、愛情と活力のある豊かな町

昭和五十五年一月

千種町長 -

・「全

部

## もくじ

あ	大	長	雨	越	往	于	· <del>  -</del>	はじ	
あとがき	大陸の花嫁	長州征伐	E:	部	在古の蹤	干種の地名・	- 種むかしむかし	じい	
*	花	化代	乞	訴	路を	抽	ትን ይ	めに	絵
	嫁	:	:	÷	IPAL 2	名	Ĩ.	<b>1</b> ~	11.72
:	:	į			•	:	Ť		
		:	:	:			か	小 原	
		;			i		Ļ	原	
:	•	:	i	:	;		:	ėч	
			i	į	i	•	:	朗町長	
:	;		:	;	:			管	
:	:	:	:		:	:			
			•				:		
:		:	:	:	:			:	
				:					
:	:	:			:	:	;	:	
1	1	:	:	:	:	:		•	
100	ż	93	亨	9	43	ġ	5	j	

# 千種むかしむかし

## **千種むかしむかし**

#### はじめに

はあった。その前も、まだ前にも村があった。だがそれは行政上の名前を変えただけのことで、前にも千種村だがそれは行政上の名前を変えただけのことで、前にも千種村

くしんどい仕事である。り高いスズコワラを搔き分けながら頂上をめざすように、苦しと村の歴史を逆にたどっていくことは、山を登るとき、背丈よ・この千種の山野に人影一つみえなかった時代はいつなのか、

土記」である。から千二百年ほど前の和銅年間に書かれたとされる「播磨国風から千二百年ほど前の和銅年間に書かれたとされる「播磨国風ちくさの名が文字に書かれて残っている最も古いものは、今

「町史が発刊されたら、その辺のことも理解してもらえるが、られた時代もあれば、かいもく見当さえつかない時代もある。そこまで、さかのぼる途中の時代でも、比較的くわしく調べ

談風にのべていくことにする。今は大昔のちくさのことを、想像や独断をまじえながら簡単に雑「町史が発刊されたら、その辺のことも理解してもらえるが

っきりした答えとなってもどってくるはずである。 相ない。また歴史小説的な興味からいわれている「長水城主宇建でられた年代、あるいは廃寺になった年代までわかるかも知何一つ残ってはいないが、あのあたりを堀ってみれば、寺域やれない。また歴史小説的な興味からいわれている「長水城主宇建でられた年代、あるいは廃寺になった年代までわかるかも知して「埋蔵文化財」がある。たとえば大寺とか観音田という地して「埋蔵文化財」がある。たとえば大寺とか観音田という地

由な研究ができなくなったので、それも容易ではない。代もあるので、工事中に大切な「遺跡」がこわされる運命にあると考えて、今のうちにくわしく調べておく必要があるが、残ると考えて、今のうちにくわしく調べておく必要があるが、残意なことに「文化財保護法」が制定されてから「考古学」の主導権は文化庁の役人のものとなり、以前のように民間による自導権は文化庁の役人のものとなり、以前のように民間による自導権は文化庁の役人のものとなり、以前のように民間による自事権は文化庁の役人のものとなり、以前のように民間による

を発見しても気付かなかったふりをして、土木工事を終えてし上の損失を保償してもらう権利はない。もし工事中に「遺物」たねばならぬ義務があるのだが、工事を中断して待つ間の事業ま文化庁に報告し、何分の沙汰があるまで工事を中止して、待また工事中に「埋蔵文化財」を発見した土木業者は、すぐさ

将来、千種の郷土史研究を発展させる上で最も大切な資料と

まうこともあるのではないかという心配がある。

い。
るから必らず報告するように」とでもいう解決策をとってほしるから必らず報告するように」とでもいう解決策をとってほし千種の場合町長職権の許す範囲で「かわりの仕事を与えてや

ある。 だから、 跡や遺構は、 人や獣の骨など、 のであるが、 合われわれの目につくのは、 ほしい。 かわからない、 Ł せるための一つの鍵を、 、・道路などが遺構で、そこで使っていた道具だとか、食物、 業者の方へのお願いとしては、 遺跡を闇に葬ることが千種にとってどのような損失となる。 上からの押付けと受取らず、千種の歴史研究を発展さ なぜすみやかでなければならぬかというと、普通の場 遺物がみつかった時は、 こわされかかっていると思わねばならないからで 仮に一つのジゲを遺跡の単位と考えれば、家・井 という自覚によって、 手に持てるようなものを遺物と考えてよい 土木業者が握っているのだという自負 遺跡でも「遺構」でもなく遺物な もうその遺跡の中にいて、 文化財保護法だとか、 すみやかに発見届をして 県の命 遗 Ø)

て千種川流域となると千種町だけ、といってもよいほど貴重な「縄文式文化」の遺跡は、西播地方でもその数は少なく、ましたので、すでに御承知の方もあると思うが、あの略地図にある前にも「兵庫のふるさと散歩」という本に千種のことを書い

遺跡なのである。

で有数の鉄の先進地だったと郷土自慢ができるのである。代に、この千種で製鉄をしていたという証明ができれば、日本また「弥生式文化」の時代か、それに次ぐ「古墳文化」の時

の所にもって来るが、 よく理解されていて、 的な大事な仕事でもあり、 Ļλ Ļ¥ 千種の歴史にとって大変重要な役割りを持っているかも知れな る所で遺物を拾うのを「表面採取」といって、 のに、見過しにされている場合が多い。 私が働いている工事現場では、 畑を耕していたり、 一見植木鉢のメゲのような何の変哲もない土器のかけらが、 ちょっと変った土器片などをみると、 道の切り通しなど土がむき出しになっ ときには土管のかけらだったりして大笑 誰にでもできる学問参加である。 女の人達にさえ、そのことが 考古学の基礎 私 て

けて資料室に保管、展示されることになる。 育委員会に届けてもらえば、検討した上で、発見者の名前をつしく覚えておき、簡単に水洗いして泥だけおとした遺物を、教表面採取をしたときは、先ずその場所についてなるべくくわ

Ļλ

することもある。

勝手

ただ発掘された場所や遺物などを、

てくれるはずである。

会には遠慮せず見学し、

質問すれば、

調査団から親切に説明し

遺跡発掘などの機

また千種のむかしに興味を持たれる人は、

る。

にさわったりして調査のじゃまにならぬだけの注意は必要であ

#### 日本人の源流

のは、どのような道すじをたどってであろうか。百万年以上になるというが、この千種に人が住むようになった地球ができてから四十五億年になり、人類が生れてからでも

とである。

底にしずんだりという変化をくり返してきた。とつながっていたり、切り離されて島になったり、時には海のとつながっていたり、行や、草木など自然のものをとることで生き大陸にひろがり、狩や、草木など自然のものをとることで生き大陸にひろがり、狩や、草木など自然のものをとることで生き大陸にひろがり、狩や、草木など自然のものをとることで生き

などの化石もあって気象変化を証明している。をりにすむ鹿のなかまのオオツノジカやヘラジカの化石があったりにすむ鹿のなかまのオオツノジカやヘラジカの化石があったりにすむ鹿のなかまのオオツノジカやヘラジカの化石があったりにすむ鹿のなかの底から陸上動物の化石がでたりして、地物の化石もあって気象的にも暑くなったり寒くなったりしていたるどの化石もあって気象変化を証明されている。山の上に海の動たり、別の時期には熱帯地方にすむり、ある時期には海の動たり、別の時期には熱帯地方にすむり、ある時期には海の地方にある。

って来たのだから、狩のため、その動物を追って来た人々にしこれらの動物たちは、日本が大陸とつながっていた時期に移

の痕跡は今のところ七万年ほど前まで追跡されているというこえられ、日本人の先祖といっても一様ではない。日本人の生活し、別の時期には南方の東南アジア系の人種が日本に来たと考ても、ある時期には北方のシベリア方面からやって来ただろう

陸と切り離されて、ほぼ今の形におちついたのだといわれる。が栄えていたのだが一万数千年前頃から暖かくなりはじめ、大前、 ウルム亜氷期 といわれ、大変寒い時期で北方系の獣たち目本と大陸とが陸続きだった最後の時期は今から二万年ほど

### 槍と棍棒の文化

ばれていた。 たと考えられており、「旧石器時代」とか「無土器時代」とよ 矢を使うすべも知らず、粘土を焼いて土器を作る知恵もなかっ を使うことだといわれているが、この頃までの日本人はまだ弓 人間が他の動物とちがうところは、火を使用するとか、道具

でみつけられていたのだが誰も注意していなかった。大正時代の終り頃から、この頃の石器は日本のところどころ

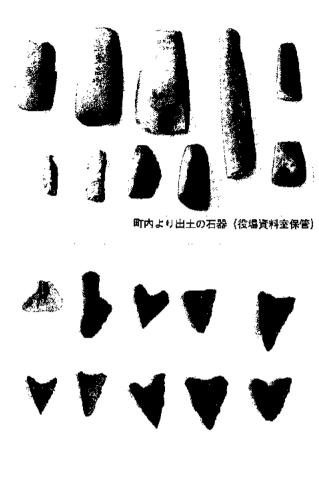
く土器を伴なわず石器だけを含む地層があることに注目したの学問好きな青年が、群馬県の岩宿という所で、赤土の中に、全豆腐行商のかたわら考古学の勉強をしていた相沢忠洋という

出発点となった は昭和二十四年のことで、それが日本の「無土器時代」研究の

ないが、 のところ縄文時代より前の千種に、 千種ではまだ赤土の中から石器をみつけた人がないので、 「洪積世」の土層に注意深い目を向けることを、おこたこうせませい 人が住んでいたとは言え 今

ってはならないだろう。

使われていた可能性は強い。その他にも草のツトや、縄を編ん で作った袋(コイズ)のようなものも使用したと考えられる。 のできるカンピョウなどや、 たものだろう、中味をとり除いて干しておけば水を入れること 土器を作ることを知らぬ時代の人たちが、容器には何を使っ 獣の皮を丸はぎにした皮袋などが



#### 狩と漁の文化

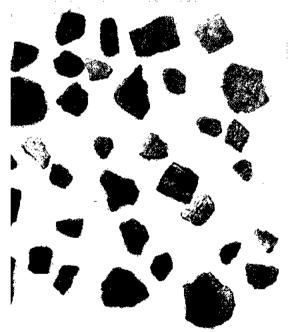
前の無土器時代や、次に来る鉄や銅も併用した弥生式文化の時 この時代を「新石器時代」とか「縄文式文化の時代」といって、

「縄文式土器」が最初に作られた時期については、 専門家の

代と区別している。

間でもいろいろな意見がある。

られた文様のちがう土器を一しょにして縄文式土器という。 のような文様がついている土器のことで、それと同じ時期に作 だと大まかに考えておこう。縄文土器というのはムシロかナワ 人は六干年ほどに過ぎないと大きなくいちがいをみせている。 ここでは難しい理屈はぬきにして、八千年から一万年ほど前 最も古く見る人は一万二千年ぐらいだといい、 最も近く見る



縄文式土器片(役場資料室保管)

が、土をこねて火で焼けば硬い容器ができる、ということを考のか、誰かが海を渡って来てその技術を伝えたのかは知らないに、大陸とほぼ同じ時期に土器を作る技術があることは偶然なアジア大陸と切り離されて、久しく孤立したような日本列島

えたのは大した発明である。

みち」

は往来にも狩にも好都合であった。

千種で一番古い土器は昭和四十六年に私が三室スキー場の跡でみつけたもので、縄文前期、今から四千五百年前だと、神戸でみつけたもので、縄文前期、今から四千五百年前だと、神戸が縄文早期で五千年より前のものだともいうが、とにかく四、お聞にも報導されたので御存知の方も多いだろう。人によってが過ぎます。

ぎな現象で「縄文人の山棲み性」というのである。くいはずの東北地方や、長野県あたりに、数多くみられるのはふしばん多く、全国的にみれば、雪が多く、標高もたかくて住みにば文早期、前期の遺跡をみると、県内では但馬の山間部に一

ったということであろう。雨で増水じ、流れも速くなった大河明がつかない。しかし縄文の文化形式が北東アジア(シベリア)明がつかない。しかし縄文の文化形式が北東アジア(シベリア)などと共通点を持つことだけは事実である。彼等が平野部よりなどと共通点を持つことだけは事実である。彼等が平野部よりでの対した。中期以後、急に高原性の住居がおとろえて、海にこの人達のかってのふるさとを暗示するものかなど単純な想

ぞいに歩けばヤブも浅いし、シシやシカの踏みわけた「けものにおそわれた時にも守りにくい。その点高原性の土地なら尾根る低湿地は見通しが悪く、狩をするにも不利だし、また万一敵を渡ることは不可能に近く、また背丈より高いアシなどの生え

10

の持つ意味は実に大きいのである。
されている。数字の上ではたった二度の差であるが、この二度方法で調べた結果、今より二度ほど気温が高かったことが証明方法で調べた結果、今より二度ほど気温が高かったことが証明

カシ、 言えば二百メートル高くなるごとに一度さがる。二度高温だっ 先にいった小坂やサイノタワにみられるということである。 高さにまで拡がっていたということになる、 た縄文前期には、 といって瀬戸内海沿岸の、 緑樹林の代表的な樹種である。 ツバキは河内のサイノタワあたりをほぼ上限としている。 現 在、 ツバキ、 アラカシという樫の木は下河野の小坂をほぼ上限とし、 ウバメガシ、 いま海岸部にある照葉樹林が四百メ 平野部の林相である。気温は、単純に ヤマモモなどは、 このような林相を「照葉樹林」 その頃の名残が、 日本の暖地性常 ートルの アラ

ことになる。

れる。 野、 その他の毒虫や、 割引きして考える必要はあるだろうが、 っただろう。 斜面の向きとか風の強さ、 室、 薄暗くてジメジメした林の中には、 黒土や西山、 山蛭なども多く、 千草の一部は此の樹林帯にあったと思わ 土質など復雑な条件もあるから相当 人が住むには適していなか 少なくとも下河野、 ヤブカ、 ツツガムシ 七

う。期の人が高地に住んだ理由には、そういう事情があったのだろ人にとっても、住み心地がよかったにちがいない。縄文早、前人にとっても、住み心地がよかったにちがいない。縄文早、前あかるくて湿気の少ない落葉樹林のほうが、動物にとっても、

. 千種の縄文遺跡が北の方にばかり偏っているのも、それを反

映していると考えられる。

トル うと考えられ、 差があると考えれば、 りも二度低温であれば、 この頃は逆に今より二度ばかり寒かったといわれている。今よ ル以上であるから、 現在、 たはずで、 四千年前から千五百年前というと、 地点で、 ブナの下限は西河内の金谷あたりにあり海抜六百メー ホオやトチは瀬戸内海沿岸までさがっていただろ それ以下ではみかけない。 県下全域が「温帯性落葉樹林」に覆われていた 前にいったように二百メートルごとに一度 海抜四百メートルの所にまでブナ林があ 林相がどう変るかを想定してみよう。 縄文中期以後にあたるが、 ブナ林は約八百メート

> 農地という固定した財産にしばりつけられるようになったこと 短かい時は半年か一年で住居を変えることもあっただろうし、 から、 祖代々同じ村に住むようになったのは弥生時代から後のことで、 条件さえよければ二代、三代続けて住んだかも知れないが、先 ることよりも主要な日常生活に変っていったことにあるだろう。 因は、この時代の人々の海に出て漁をすることが、 することは、 による。 るといえよう。そしてやがて来る弥生時代の文化的急変への 縄文時代前半の人たちは、狩が最も重要な生活手段であった 縄文中期の時代に高原性住居がさびれ、 今の人間がしているような定着した生活ではなかった。 差引四度低温の冬の生活事情が大きく作用してい 海岸部の遺跡が急増 山で獣を狩

史研究班の先生でもない。 談するきっかけを作ったのは、この私でもなければ中学校の歴 また少しばかり話題がそれるが、千種の縄文時代について論

言葉で片付けず、発見者には敬意を示さねばならない。のと遅れていたに相違ない。その発見を偶然などという安易なを示さぬ平凡な運転手であったら、千種の縄文時代の研究はもたまブルドーザーの運転中に見なれぬ土器片があること

れているが、そのほうの記述は「町史」にゆずる。その時の土器片は専門家によって、様式や年代の決定がなさ

用されたことだろう。 うが、 央に広場があって、集会場、作業場などの性格を持っている。 が、普通五、六軒から十数軒までで、半円形に小屋が並び、 の神や地の神に対する祭りだとか、病気のまじないなどにも使 された遺跡がないので何軒でムラをつくっていたか不明である 穴式住居」という名前がつけられている。于種では完全に発掘 の人たちはイヌツクバイという小屋組を記憶しておられるだろ 縄文時代の人々はどのような家に住んでいたのだろう。 地面をちょっと堀り下げてそこに家を建てることから「堅 あれより少しましな小屋だったと考えればまちがいはな 年配 ф Ш

等に分配されたことから「原始共産の時代」ともいわれる。 テッポウ虫類、イナゴ類、 キツネなどの大形獣は男たちの領分で、獲物は村の人たちに平 とることのできる動物性食品であり、イノシシ、シカ、サル、 ってくる中江川の、サケやマスは、秋の食糧として味の上から 三室や空山の縄文人にとって、日本海から産卵のためにのぼ 食糧はドングリ類や山菜類を主として、タニシ、カワニナ、 ハチノコ、川魚などは女、子供にも、

量の上でも大きな比重をもっていたと想像される。

したり、 まった。 縄文中期のころから、 ムラの泉のそばに生えたクルミの苗木を保護したり、 おそらく最初は特別大きい実のなるクリの木を大事に 農業のハシリと考えられる生活がはじ

> 子供達がペットとして飼っていたウサギが仔を産んで増えてい 作物ができると、澱粉は容易にとり出せても、 根からたやすく澱粉をとることができるので、 くことにヒントを得て家畜化したりというようなことから、 さらしの手段がめんどうだという理由で次第に忘れられ、 持ち込まれたのではないかという説がある。その後、よりよい も揚子江より南の中国(南支那)あたりの雑草であったが、 より先に日本に入って来たとおもわれる。 には進んで物を作るというように変っていったといわれている。 カリオという名前で最近まで行なわれていた焼畑農法はイネ ヒガンバナという草 毒性が強くて水 食用植物として 球 後

これらは原始、古代から生きて来た慣習だと考えられる。 をぬいて「ヘンゴダンゴ」というものにして食ったというが、 である。伊豆の八丈島では、毒性の強いテンナンショウさえ毒 食ったといわれる。 魚をとる「サガリ」なども、この時代から生き続けた技術では 最近まで四国の一部では「シレイモチ」というものを作って 大形獣をとるための「オス」や小形の獣や、鳥をとる「ワナ」、 シレイというのは千種でいうシブネのこと

化していった。

#### 鉄と稲の文化

なかろうか。

この時代をいいあらわす弥生式という名前は、 東京の弥生町 えば弥生後期ではあるまいか。

て、入り込んできたのだという学者もある。ていた縄文式土器が急速に姿を消し、弥生式土器が作られるようになったのは今から二千二、三百年前のことである。その普及の早さは謎とされているが、ちょうどその頃大陸の国々は動及の早さは謎とされているが、ちょうどその頃大陸の国々は動力の早さは謎とされているが、ちょうどその頃大陸の国々は動力がある。そのまで、入り込んできたのだという学者もある。

いる。 新しい文化は、弥生式土器だけでなく、鉄の利器、青銅器、新しい文化は、弥生式土器だけでなく、鉄の利器、青銅器、

ることは、たやすいことであった。
こがれた縄文人が、素朴な稲作技術を身につけ新文化に同化すなまさつを生じることもなく、しかもこの異質な生活文化にあ族の利用する土地とは異質であったから、利害の対立も、余計

鉄器時代といえるような農具などにまで鉄を使用する時期といで「金石併用」といえる時代がながく続いた。文字通り青銅器、層に普及するまでには相当の年月を要し、従来の石器使用が主青銅や鉄器は輸入にたよっていたため、貴重品で全国、全階

で古墳時代も終りに近い六世紀前後(今から千三、四百年前)日本で砂鉄から鉄がとれるようになったのはずっと後のこと

ではないかといわれている。

が、 を「依り代」とする天の神信仰である。 州を中心とする銅剣文化と対比して考えられるのが普通である 地方がその主な文化圏で、 のは農の神を祀る時の祭器だといわれ、 知らないが、 千種の場合、 私にとってもっと興味深いのは弥生時代後半に発生した鏡 菅野では 弥生式土器と共に鉄器、 銅鐸」 中部地方も一部ふくまれている。 が発見されている。 今の近畿、 青銅器が出土した例を 四国 銅鐸という 中国 九

仰形態とも共通性のあるものだったが、 ながるものなのである。 外来の宗教と区別して、 たらされたものであろうか。 ķλ 根本的には同じ地の神信仰であり、 わば新興宗教である。 銅 鐸、 銅剣と祭器がちがい、 日本の固有信仰だといわれる神道につ どの国から、 そしてそれが今日では、 直接祀る神様はちがうにせ 縄文時代から続いていた信 如何なる集団によっても 天の神(日輪)信仰 仏教など į

うではないだろう。二倍かせいぜい三倍までではあるまいか。いるが、人口もそれに比例して増加したかというと、決してそる。西河内の木地山から、三河の河崎まで散布範囲も広がって土器散布地は縄文時代のそれと比べて、十倍以上にも増えてい土鍋鐸のことからつい横道にそれてしまったが、千種の弥生式

弥生時代の初めのころは稲作技術も幼稚であったから、千種川いた。
 なる。更に技術が進むとユデを造って水を引き、アゼもの広さにあふれ、低い所は水がひいた後もソウタが残る。そもの広さにあふれ、低い所は水がひいた後もソウタが残る。それども、面積はずっと広いので治水技術が進んで来ると稲を作るようになる。更に技術が進むとユデを造って水を引き、アゼるようになる。更に技術が進むとユデを造って水を引き、アゼーを設け乾いた所に水をためて稲を作るようになる。

野、河崎の窪田などの土器散布地があてられるだろう。二段階としては高保木、仁礼、浅瀬、西河呂一帯、土井久、七二段階としては高保木、仁礼、浅瀬、西河呂一帯、土井久、七山田、時実、新宮、小河など小規模なソウタが考えられる。第その第一段階の場所と思えるのに木地山、中坪、出合、宝谷、その第一段階の場所と思えるのに木地山、中坪、出合、宝谷に

っていく

が変り、信仰的にも多様化した弥生時代になれば、貯蔵用の土を動の際にこわれやすい土器を多く持たず、定住した弥生時代には多くの土器を作るようになったといわれているが、私は少には多くの土器を作るようになったといわれているが、私は少には多くの土器を作るようになったといわれているが、私は少には多くの土器を作るようになったといわれているが、私は少いの代には、放浪に近い生活をしていた縄文時代の人たちが、

するようになったことで弥生式土器の破片が多く残っている理器、祭祀用の土器、日常生活の土器など数多くの土器を必要と

由の第一であろう。

込めば、 久というというように手近な耕作地だけの移動もあっただろう 求めて移動することがもっとも簡単な解決策であった。 進歩につれて稲作の適地が変ったことである。 タを求めて村中が移動したと考えられる。 ればならぬような大水害もあっただろう。その場合は別なソウ かえしたというのではなくて、 というような長期でなくても、 んそれは居住施設まで移さねばならぬほどの遠距離移動を繰 部の人がそこに住む形もあり時には居住地全体を移動しなけ 散 少し遠距離であれば「出作小屋」を建てて、 布地の範囲が広くなった理由としては、 土木技術の発達していないこの時代では別のソウタを 例えば宝谷―山田―新宮―土井 水田が冠水して土砂が多く流れ 前にいった技術の また技術の進歩 耕作期間だけ もちろ

ある。
てて他に移れば、その跡地はもう誰のものでもなかったはずで先に耕作していた者があったとしても何かの理由で、それを捨先に耕作していた者があったとしても何かの理由で、それを捨て

る。私有地といってもまだ氏族共有地的なもので、現代人の私有に入って、はじめて私有地の観念と境界意識が生れたと思われユデを作り、あぜを設け、ある程度水田らしい形が整う時代

Ų4

る。

地とはだいぶんちがった性質を持っている。

で遂には播磨一国の王となった。 それを契機として支配関係が生まれたといってもよいだろう。 で遂には播磨一国の王となった。 で遊には指磨一国の王となった。 でも正となることができた。 で遊には指磨一国の王となった。 で遊には指磨一国の王となった。

が 和の大神 あるということは、 あった。 入れることであったから、 あるがこの頃の征服と服属の象徴は、 あった可能性を示しているといえよう。 葦原志許乎は出雲の大国主命の別名だともいわれており、 出雲と播磨に葦原志許乎という共通の人名 (播磨一の宮)と同一人だとか、別人だという論議も 出雲に服属していたか、 政治的結合は直ちに宗教的結合でも 優者の氏神を敗者が受け 連盟的立場の結合 (神名)が 伊

その頃の日本は百余りの国によって相争われていたといわれて、と思われる草のように、たえず揺れ動いていたことであろう。たと思われるから、互の勢力圏が接する所の弱小部落国家は、道主によって治められる丹波の国があって、事毎に抗争してい西には吉備津彦を奉ずる吉備の国があり、北のほうには丹波

まで、 うか。 もある。大人はいわば氏上などにあたるもの、下戸は部民など 断定しがたい。大人、下戸、生口など身分をうかがわせるもの だが副をヒナモリというと記されているのをみれば、そうとも 日本人名を中国風に一字だけの名と受けとめたものであろうか、 その書には日本の風習、 して、 国の史書の中に書かれている。 ヒコ(ニキ)などというように理解しているのは何々彦という いう名でよばれており、 般農民のことと思われ、 弥生中期のおわり頃から三世紀にかけての日本のことが、 比較的くわしく書かれている。 古代史を語るとき欠すことのできない資料の一つである。 服装、 日本について書かれた最も古い記録と 生口は奴婢階層に比定すべきであろ 産物から中国との外交にいたる ふつうそれを それによれば諸国の王を 「魏志倭人伝」 لح 中

そらく、このちくさでも男たちが躰をはって得たシカの毛皮や、 りと分化してくるのが弥生時代後半の特徴といえるだろう。 れることのない生産に従事した下層の人々、 たそのむかしの生活に郷愁のようなものを覚えながら、 めあい、争いあう部族の王たち。 は共に飢え、 て持ち去られたと思われる。 女たちの労作である藤布や麻布は、 われこそ「王の中の王」になりたいという権政欲で、 一頭の鹿を得ればムラのものが平等に分けて食 人がみな平等で、 大半が伊和族への貢物とし その明暗がはっ 飢える時に むくわ 互に攻 b

#### 日本の統一

章をまたぐことにはなるが「魏志倭人伝」の記事のうちで、われわれ素人にも理解でき、おもしろいものを二、三引用すると、「大人(身分の高い人)を敬うのに膝をついて柏手をうち頭をさげる」という意味のことが書かれているから、私たちが神をさげる」という意味のことが書かれているから、私たちが神をさげる」という意味のことが書かれているから、私たちが神をは「飯を指でつまんで食う」とか「ショウガやミョウががある・時食えることを知らない」というような記事もみられる。服装「国の大人は皆四、五婦、下戸も或は二、三婦、婦人は淫せず」という記事もある。

陽の巫女という意味だといわれている。ぱくコというのは太統一への方向に進んだことが読みとれる。ヒミコというのは太歴」にはじまる一連の記載は、日本が卑弥呼を大王として選び、をのような記事が続いたあと、「倭国乱れ、相攻伐して年を

あるいはその文化を受継ぐ巫女であったのだろう。おそらく天照大御神に比される太陽神を崇拝する種族の出か、

時期がはじまるのだろう。という大まかな線ではほぼ意見が一だ決定的な説はでていないが、この頃から古墳時代とよばれる婢百余人」という記事は学者の間でも種々論議されており、ま「卑弥呼死す。大いに冢を作る、径百余歩葬に絢ずる者、奴

致している。

空しく印されているにすぎない。
ちしいものが破壊され、今は県の遺跡地図に二個のポツポツがらしいものが破壊され、今は県の遺跡地図に二個のポツポツがそれがない、ただ荒神橋の西詰と室橋の西側で、工事中に古墳さいながらも「群集墳」を残している地区もあるが、千種には宍粟郡のうちでも、上野、三方、市場、五十波、金谷など小宍粟郡のうちでも、上野、三方、市場、五十波、金谷など小



5河内高保木たたら遺跡(昭和44年発掘

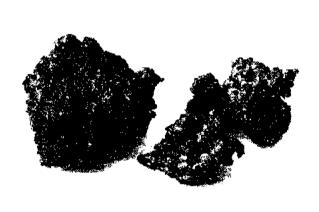
地化するのが当然ともいえる地形なのである。術が進んで、大河川の平地部まで水田化する時代になれば、僻造るほどの豪族が育たなかったと考えるべきであろう。土木技このことは、平地がせまく人口が少なかったので、群集墳を

からない。 産鉄の村であったが、いつから製鉄をはじめたかについてはわその風土記の中に明記されているように、この時代のちくさは「播磨国風土記」もその命に従ってまとめられたものである。

日本最古の製鉄らしいから、それより古くをのぞむことは無理であるが、前述の通り古墳時代後半が、考古学的に証明される千種の製鉄が弥生時代にまでさかのぼると考えたいのは人情

であるといえよう。

玉鋼



まとめ

私個人の想像を交えながら原始から古代の千種について述べ

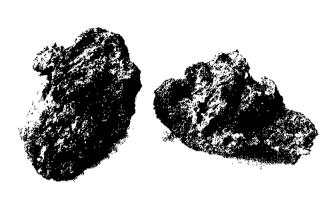
てみた。

ンと点のように存在するのでもないし、日本の大きな流れの中種以外のことにあまりにも紙数をとられたのは千種だけがポツー千種むかしむかしというような題をかかげておきながら、千

味を持ってもらい研究をすすめてもらいたいという私の気持を中学、高校生などこれからの人たちに、郷土の歴史について興大変大掴みで、その上時代も前後したり、文体も稚拙であるが、解するには、やはり日本全体をみなければと思ったからである。

文化人類学者石田英一郎先生の提案をみじかく、わかりやす

伝えたかったのである。



鉄滓(かなくそ)

く書き、まとめとしたい。

「歴史の学は次の四つの科学が互に助けあい、補ないあって

構成されるべきである。

その一つは歴史学(文献史学)であるが、文字のない時代に

層文化の究明には力が弱い。歴史学のもつその欠点を補うのが 民族文化共同体の姿を生々と描きだすことでは民俗学に劣る。 代を規定できないのは民俗学と同じで、しかも現代につながる する「民族学」は歴史時代以前にまで遡って文化発展の跡を知 分を明確にできない弱味がある。 する前代の姿を対象とするから、 が集中しているから、大多数の常民階級によって形成された基 問題には弱い面がある」 の使用した道具に直接語らせることができるが、精神文化上の ようとする「先史考古学」は絶対年代を層位的に実証でき、人 地下に埋没した歴史以前の文化財を材料として人類史を復元し ることができる。けれども民族学は、歴史的事件やその絶対年 は役にたたず、文字の使用以後も、上層の一部特権階級に史料 「民俗学」である。しかし民俗学は現在の常民生活の中に残存 いつの時代からという年代区 個々の民族の生活を比較研究

る。られるものに人類学、言語学、歴史考古学、神話学その他があられるものに人類学、言語学、歴史考古学、神話学その他があ石田氏のいわれる諸科学のほかにも、歴史学の補完に役立て

なし」をきいておくことも、さしせまった作業の一つである。っているので、明治生れのお年寄りからできるだけ多くの「はの研究には民俗学や考古学などの資料採取が大きな役割りをも千種町のような文献史料の少ない農山村にあっては、郷土史

## 千種の地名

## → 古代における郷土の地名

#### はじめに

地名は、人がつけたものである。わたくしたちの郷土の地名は、 わたくしたちの祖先がつけたものである。故に地名はわたくしたちの祖先が、この日本の自然の中で、どのようなかかわりをもち、 でいるといえる。つまりわたくしたちは、古い地名、由緒ある とを通じて、祖先の営みの一端にふれることができるのである。 とを通じて、祖先の営みの一端にふれることができるのである。 とを通じて、祖先の営みの一端にふれることができるのである。 とを通じて、祖先の営みの一端にふれることができるのである。 とを通じて、祖先の営みの一端にふれることができるのである。 とを通じて、祖先の営みの一端にふれることができるのである。 が、古代社会の解明に不可欠の材料を提供しているように、地名もまたそれらの遺跡・遺物と同じように「文化 あように、地名もまたそれらの遺跡・遺物と同じように「文化 あように、地名もまたそれらの遺跡・遺物と同じように「文化 あように、地名もまたそれらの遺跡・遺物と同じように「文化 あように、地名もまたそれらの遺跡・遺物と同じように「文化 のは、は、古い地名、由緒ある を記しまする。 である。 である。 とを通じて、祖先の営みの一端にふれることができるのである。

そうした観点からわたくしたちの郷土の地名を見直してみた

ţį

古代における郷土の地名を知るよすがとなるものに、『風土

記』がある。

めて重要な意義をもっている。成立した風土記は、地方社会の実状を記述する文献としてきわして『古事記』と『日本書紀』とがあるが、これと相前後してである。奈良時代あるいはそれ以前の日本を知るには、史書と風土記は、奈良時代に朝廷の命によって諸国が編述した地誌

とに幸なことである。 とに幸なことである。

宍禾の郡	揖保の郡	餝磨の郡	印象の郡	賀古の郡	(風土記)
志佐波	伊比保		伊奈美	賀古	(和名抄)
宍栗郡	揖保郡	飾磨郡	(印南郡)現在はない	加古郡	(現在)

神前の郡 讃容の郡 加 佐 無佐岐 与

神崎郡 佐用郡

ちて、

**宍禾の郡を作りし時、** 

山部比治、

里長となりき。こ

多可郡

加東郡

加西郡

美奈木

美嚢の郡

賀毛の郡

託賀の郡

美囊郡

きる。 営まれていた人々の生活の跡を、 わたしたちは、 これらによって千二百余年前の大自然の中に いろいろとうかがうことがで

述している「宍禾郡」の条は、 らの風土記は 次は天平五年(七三三) の下の行政単位を「里」とする「郡里制」をとっている。 次は和銅期で、 風土記の撰述は、 「郡郷制」 『常陸・播磨』がある。 大別して二つの時期に分かれていて、 に変っている。 の『出雲・豊後・肥前』 次のように記されている。 この二つの風土記は郡 「郡里制」に基いて撰 がある。 これ 第二 第一

ŋ 波の長柄の豊前の天皇 りもうでましし時、 村に遇いき。 チの神)、国作り堅め了て以後、 央禾の郡。 比治の里。 Ł, かれ、 土は中の上なり。 宍禾と名づくるゆえは、 ここに勅りたまいしく。 宍禾の郡と号け、 大きなる鹿、 (孝徳天皇)の世、 比治と名づくるゆえは、 この川・谷・尾を堺に巡 己が舌を出だして、 村の名を矢田の村と号く。 伊和の大神(オオナ 「矢はその舌にあ 揖保の郡を分か

> 新たで、 右の条より推定すると、 0 戸数の増加にともなって郡里制が整備されたとき、 人の名によりて、 かれ、 孝徳天皇。大化二年(六四六) 比治の里という。

> > Ø

改#

の郡より分割されて、 「宍禾の郡」が誕生したことが明らか

それは実に今より千三百余年前のことなのである。

割された里の名前が今に残っているのである。 里増やすことになっていた。現在飾磨郡の余部、 十戸を越すようになったときは、そのうちから十戸をさいて一 越部があり、但馬の余部の地名があるのは、 「郡里制」の下での定めでは、 五十戸をもって一里とし、 戸数が増えて分 揖保郡の余部 六

比が 安如師 風土記の宍禾郡の下には、 · 石ti 作i 高家・柏野 雲窗 (古代の千種町はこの里に属している。)・ 御方。 次の七里が記されてい

て、七里が八郷となっている。 いる「郡郷制」の下の宍禾郡の郷名では、 次に、承平五年(九三五)に完成した『和名抄』 次のようになって に記されて

安志郷・ 土万郷 伊和郷・三方郷・石保郷・高家郷・ 柏野郷

(千種町はこの郷に属している。)

ここでまた播磨国風土記の撰述した地名にもどることにする。

「柏野の里」 の条に

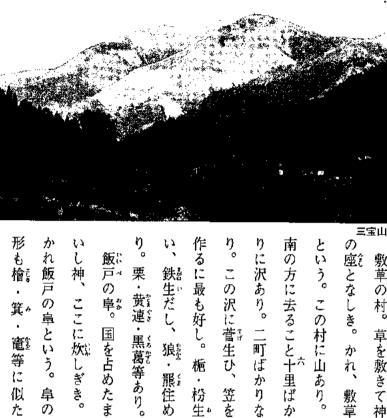
柏野の里土は中の上なり。 (柏野) と名づくるゆえは、

(柏)この野に生う。 かれ、柏野という。

伊奈加川。葦原志許乎命と天日槍命と国を占めたまひし 嘶く馬ありて、この川に遇ひき。かれ、伊奈加川とい

う。

述べている。 次にいよいよ敷草村の条となる。その全文を掲げる。 この条は、 土間の村。神衣、土の上に附きき。かれ、いま 伊奈加川とは、 柏野の地名と伊奈加川および土万の村名の由来を 應巣川のことであろう。 土間という。



形も檜詰 か いし神、ここに炊しぎき。 れ飯戸の阜という。阜の 飯戸の阜。国を占めたま ¥ 维· 竈等に似た

地点を探すと、現在の室橋附近から黒土の城宮下附近に沢があ

草の村であったことが明かになるのである。 右の記述があるために、千種町の千二百余年前の地名は、 敷

態にあったのではないかと考えられる。 および讃容郡の中川の里(南光町)に、それぞれ分割された状 ぜだろうか、和銅のころ三河村は、あるいは、土間村・敷草村 この二つの村に挾まれたようにある三河村の記述がないのはな 柏野の里の条に、土間村と敷草村の地名は記述してあるが

ŧ そうすると和銅のころの敷草村は、現在の千種町の地域より 南へ広かったのではないだろうか。

敷草の村。草を敷きて神

言い伝えがあるが今は詳かでない。 「飯戸の阜」この地名の所在は、千種町の岩野辺に在るとの

ります山と感じて、仰ぎ、語り親しんできたものと思われる。 は、 は六十町(六五一六メートル)となる。南の方向にこの距離 尺六尺を一間、六十間を一町、六町を一里とした。故に十里と 代の素朴で敬虔な村人たちは、三室山の悠古の姿に、神の鎮ま 三室とは、神の鎮まりたまう聖域・神域の意で、この地名は奈 兵庫県下第二峯、シヨウ台ともいう。)である。ミムロ、ミモ 良県生駒郡斑鳩町の三室山をはじめ、日本各地に見られる。 「南に去ること十里ばかりに沢あり』和銅年間の里制は、 「この村に山あり」の山とは、三室山(一三五八メートルで 御室、三諸、 御諸とも書き、神籬より転化した言葉である。 曲 古

栗・黄連・黒葛等あり。

「栀・枌が生い狼や羆が棲息して、栗・黄連つゞらが採れてい推定の附近にサワのあったことを裏付けるものである。と「中島」「野田」などサワに関係ある地名が見出されるのは、川・谷など意味する語である。附近の大字・小字の地名を探す

ったと推定される。

サワとは、

水 田 ·

沼沢地・湿地・小川・谷

お、木が生しなと質が利見して、男・貴女で、などはの歌草村は、二十戸足らずの戸数しかなかったことになる。 当時の敷草村は、二十戸足らずの戸数しかなかったことになる。 れるから漂泊の民なども多少生活していた民を指していると思われるから漂泊の民なども多少生活していた民を指していると思われらのことをあわせ考えるとき、そのかみの奥山里ちぐさの様が色々と想像されるのである。

## (一中近世における郷土地名

ものかと思われる。名れは千種谷という土地柄による名の改変が少いことである。それは千種谷という土地柄によるも言われている。しかし郷土地名等を探索するとき、意外に地般的にいえば、現在の地名の大部分の源流は、中近世にあると一中近世という時代は、いわゆる封建制社会の時代である。一

いる地域を指していうのである。

千種谷は、北部を千種町、

南部を南光町の元三河村の占めて

名詞にもなっている特産物で、明治初期まで産出した。したことである。千草鋼は、石州の出羽鋼とともに、和鋼の代されているように、古代から優れた砂鉄が採れ、千草鋼を産出こうした土地柄ではあるが、特筆すべきことは風土記にも記

早くより優れた鋼鉄を産出したことは、 徳川時代に天領地として、 千種町は、 生野代官所 時の権力より重視さ (但馬)

谷町代官所(大阪)等の支配の下にあったこともうなずける

のである。

中世諸国名産表の播磨の部に

「杉原 (多可郡) の杉原紙」

「野里(姫路市) の鋳物」

「木材・鯛・荏胡麻

「千草(宍栗郡)の鉄

とあり。

また、 『千種村是』にも引用されているが、 吉田東伍博士の

大日本地名辞書第三巻百六十七頁に、

含有鉄とも曰ふ。本邦には播州千草に出づるものを以て上 「貿易備考云、ハガネは鋼鉄、鉅鉄又は跳鉄と称し、

とし、雲州・伯州・石州の産之に次ぐ。」

同頁にはまた

「千草駅は、 千種谷の中央に位置し、 風土記に敷草村と云

ふは蓋是也」

の記述がある。

敷草の地名が千草という地名に、いつごろから改称せられた

のか、それは今のところ定かでない。

船越山瑠璃寺に、赤松則祐を中心として赤松一族の寄進した、

重要文化財指定の 「応安の鐘」がある。その梵鐘の刻銘に、

「播州宍栗郡佐用庄千草郷

船越山瑠璃寺推鏱

大願主 権律師 覚

祐

衆徒等同 Ü

大工 大 江

晃

光

他の一面に、

「大壇那

権律師

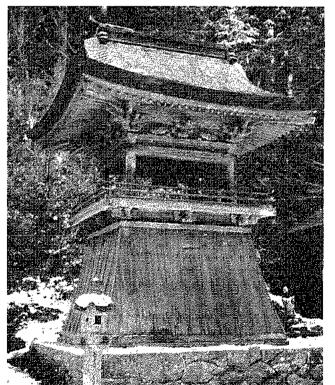
則

祐

沙: 弥·

世 貞

菅原氏女



錢樓 (船越山環璃寺)

藤原忠宗

源氏

女

ない。

千草町は、

播州と因州を結ぶ要路として、

大通越や江

浪》

沙弥 法円

比丘尼 妙円

応安二年已酉

八月 В

この梵鐘の刻銘によって 千種は佐用庄に

応安二年(一三六九)の南北朝時代は、

とあり、

船越山瑠璃寺は、 当時千草郷に属していたこと。

属し、千草郷と称していたこと。

が明らかである。

又左衛門に宛てたもので も古い文書は、 六一二・三)の古図がある。 また千草郷の中心地千草を町としるした慶長十六・七年 延宝元丑年(一六七三)に大阪谷町代官の小川 古文書で現在までに確認できた最

千種の入口(阿踏橋)

には今も昔も変っていない。 所 千草町という場合の町は、 (集落)を言うのであって、 「此節千草町助太夫年行司相勤め申候」 市場と同様の機能をもっている場 千草の商店街の役割は、 の文書である。 本質的

るが、 ものも発見されていない。しかし千草駅があっても不思議では また干草駅があったと大日本地名辞書に記されているのであ 今のところ、 そうした文書も、 伝承もなく、 裏付する何

> 状の事」という文書が今に残っている。(本誌、往古の蹤参照) 越の因幡国若桜への道は、 五月朔月付の大通峠越と江浪峠越の馬追争のことを記した「済 決めた「若桜より播州千草町迄馬駄賃の覺」の文書。延亨五年 る古記録「播州往来」や、 これを裏付けるものとして、 元禄十二年卯九月(一六九九)に駄賃を 明治中期までは大いに利用されてい 鳥取県八頭郡若桜町吉川に残

として改修せられ、 明治二十二年千種村から隣接する川下の三河村への道が郡道 村民は始めて峠や乢を越えずして村外に出



こめられた日陰の土地に、 られる路が開かれた。 漸く淡い光がさし始めたこ くこととなった。 民の明るい喜びが察せられ とであって、当時の千種村 このときから活発化してい への出入と、 るのである。 このことは、長い間閉じ 物資の流通が 人々の千種村

## 三 地名の変遷

変遷するものもある。

・ 地名は無形の文化遺産と言われる。その一面、千三百年を超を遷するものもある。人は風土と時代の影響を受けてた地名、改称した地名、新たに生れた地名、ひっそりと古代かた地名、改称した地名、新たに生れた地名、ひっそりと古代から生きつづける地名もある。人は風土と時代の影響をうけて生い名。最近により、一直、千三百年を超

こうしたことから地名の探索の上に色々と困難が伴うのであ

శ్ర

記するようになったのである。
に、「美奈木」を「美嚢」のように漢字で表の出されるようになったこと。併せて中国に倣い諸国の郡郷名を派し、好字をつけるようになったことである。また「延喜式」には、好字をつけるようになったことである。また「延喜式」には、好字をつけるようになったこと。併せて中国に倣い諸国の郡郷名を派し、を「宋禾」に、「美奈木」を「美嚢」のように漢字で表に、「美奈木」を「美嚢」のように漢字で表に、「美奈木」を「美嚢」のように漢字で表に、「美奈木」を「美嚢」のように漢字で表に、「美奈木」を「美嚢」のように漢字で表に、「美奈木」を「美嚢」のように漢字で表に、「美術・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように漢字で表に、「大・学」のように、「大・学」を、「・学」を、「・学」を、「・学」を、「大・学」を、「

「生野」に改変されている。好例である。を「明石郡」に、また嘉名を採用した例としては、「死野」をない。「明石郡」に、「明郡」のぎに二字にした例としては、「倭」を「大和」に、「明郡」

和名を外来の漢字によって表記する切替作業は、色々の困難

なって、古来の地名がもっていた意味が見失われていった面もとによって後々漢字の本来もっている意味が考えられるようにがあり、無理がともなったと思われる。また漢字で表記したこ

第二は中近世における地名の改変と新地名の著しい増加であ

多いと想像できるのである。

る。すなわち

)「八」「は、一、一、注風関係の開拓地名の増加)が、素質

シー代に別り多かによる也ない。 ()新田開拓地名の増加

) 武士団の移動による地名の持込

四 築城にともなう城下町地名の発生と改変

の出現等が挙示できる。 
五 商工業および交通の発達にともなう市場地名、宿場地名

針に基いて、大字名に格下げされたのである。村・下河野村・黒土村・鷹巣村の十一ヶ村名は、政府の指示方

住宅地名の発生で、 ような英語地名もできている。 えば神戸市の より大正にかけて新しい街路名の発生も忘れてはならない。 「鈴蘭台」等の美しい地名は、 第四は明治末期より大正・昭和の初期にかけての地名の新 都市の拡大と電鉄会社の開発した近代的な郊外の集団 「トアロード」、 例えば 「甲子園」・「香櫨園」・「甲陽園」 芦屋市の 大正時代の新地名である。 「ロックガーデン」 明治 O) 例 造

「当用漢字」

の内閣告示がある

書する市町村名も現われ、 郡名を借用した「津名町」 基く合併で、その目的は、 た市町村名の なう地名の改変でその特異なものを挙げると、旧国名を借用し めるため、 (滋賀県)・「びわ町」(同) 第五は戦後の昭和二十八年に成立した「町村合併促進法」 人口八千人以下の町村が対象とされた。これにとも 「摂津市」・ はその一例である。 町村の経費を節約して行政能率を高 「むつ市」(青森県)・「マキノ町 「和泉市」や 「三原町」の例がある。 「播磨町」 またかな 「淡路町」 10

に、同じく町は、千七百九十七から千九百八十三に増加し、村在の二百五市は、三十三年後の昭和五十三年には六百四十六市った。この戦後二回の合併促進策によって、昭和二十年十月現町村合併で、その目的は、広域行政を推進するためのものであついで昭和四十年の市町村合併の特例に関する法律」に基く、

を名乗るところも多くできた。没する山の中まで「市」になり、農村集落ばかりなのに「町」の数は八千五百十六から六百二十六に減少した。ために猪の出

このほか戦後に地名の表現に制限される原因となったものに、たのである。千種村は、昭和三十五年一月一日をもって「千種町」となっ

という理由から、地名制限にまで発展したのである。でれが後々地名の文字をわかりよいものにするために理化・民主化の視点から漢字の使用を制限するというものであ目的は、当初戦後の国語教育の反省がなされ、教育と生活の合

ったものも多い。 
のたものも多い。 
のたものも多い。

守る会」などが今全国各地に結成されつつある。ため「由緒ある地名」・「歴史的地名」の消失を憂いて「地名を以上述べてきたような理由から、地名の改変が増大してゆく

千種町の位置が兵庫県と岡山県と鳥取県の県境に位し、千種

される。地名の上から言うと千種町は、全く珍らしい土地柄と字の地名は、古代から殆んど変化せず現在に至っていると推定写に関しては幸して、町村合併にもならず、当用漢字制限や、谷という大渓谷の狭隘かつ不便な鄙の土地柄であることが、地

## 四 千種町の小字名

ţì

えるのではないだろうか。

ぎない。 記上の必要な場合と、同一部落内で僅かに使用されているに過常生活において、小字名が使用されるのは、不動産の売買や登常生活において、小字名が使用されるのは、大字名までであって、日

るのが、その実態である。都市部では、現在小字が番号化されて急速に姿を消しつつあ

する必要がある。 段階として、これを記録保存し、他の小字名や人名への手掛と史の研究のための一つの重要な基礎資料である。先ずその第一史の研究のための一つの重要な基礎資料である。先ずその第一

も昔からどのように言い継がれて来たかということである。地名について、共通していえる大切なことは、その文字より、

された番号順に、小字名を掲げ、ふり仮名を付し、また字限図末尾に千種町に保管する「字限図」に基いて、大字別に記載

によりその位置を明らかにした。

うな官命が記されている。(原文は漢文)註一『続日本紀』和銅六年(七一三)五月二日の条に、次のよ

ョ。』
「畿内・七道ノ諸国ノ郡・郷ノ名ハ好字ヲ着ケ、其ノ郡内「畿内・七道ノ諸国ノ郡・郷ノ名ハ好字ヲ着ケ、其ノ郡内「畿内・七道ノ諸国ノ郡・郷ノ名ハ好字ヲ着ケ、其ノ郡内

註二 考え、 ろまで大和朝廷と相いれぬ存在であったことから名付けら ばれていたともいわれる。 れたものか。 のことが見えるから、 「張浜」ともいう。また、 古事記に針間と書く、 和訓栞は、 赤染衛問集・新猿楽記などに「播磨の針」 針による国名だろうという。 古事記伝は、 播磨は上古「吉備の道口」と呼 この名は吉備の豪族が五世紀ご 樣の木による名かと 俗説に

われる。本書の原本は、和銅の官命をうけて間もなく編述註三「播磨国風土記」は、霊亀元年(七一五)以前の成立とい

7 およそ官命の内容を満たしており、 された解文(下級官庁から上級官庁への上申文書)で、 いるのは他に例がない特色である。 地味を里ごとに詳述し ħ

賁

語。葉、

俗語などを知るうえで貴重な資料である。

註四 Ų, 関心もまた大きかった。 したがって、 個々に地方の人民を領有し、 --郡--里 孝徳天皇大化二年 された。律令国家は、 租税を収納することにより国家機構の維持をはかった。 (郷)という地方行政機構を通じて人身支配を行 支配層にとって行政機構のもつ意味は大きく (六四六) 従来の 支配する体制) の改新で、 「部民制」 郡制や里制が整 (皇室や豪族が を廃して、 Ŧ

めた。

註五 た。 れた、 本十巻、 内親王の依頼で漢文理解のために編まれたものである。 で歌人、漢学者の源順 『和名抄』正しくは わが国最古の分類百科辞書、 広本二十巻があり、 『和名類聚鈔』 (嵯峨源氏)、醍醐天皇第四皇女勤子 承平五年(九三五)に完成し 平安中期の漢文で書か 著者は、 民部省の官僚 略

を 模を知る手がかりとなるものである。 を注し、 標目には、 郷里部には、 国郡部には、 漢語を挙げ、 全国の郷名を挙げている。 各国の名、 その出典、 田数、 また、 音、 国衙の所在地など 意義、 平安時代の発 律令国家の規 和訓など

> 道程の一里―大宝令の里制では、 大尺(大宝令の大尺・

註六 I, 五尺を一間、 小尺=この小尺がいわゆる曲尺、 曲尺六尺を一間、 六十間を一 六十間を一町、 ĦĹ 五町を一里としたが和銅年間 小尺の一尺二寸が大尺) 六町を一里とあらた

註七 円心を反幕軍に引入れた武将。 前三国の守護、 赤松則祐(一三一四~七一)赤松円心の子播磨・美作・ 雪村友梅を招いて上郡に宝林寺を建てた。 出家し赤松律師といわれた。大塔宮に仕へ、 禅に親しみ徹翁義亨に帰依 道号自天。 備

註八 二七) 内に 何々 名(\*) 祇式<sub>J</sub> 時平・藤原忠平らが中心になって編纂を進め、延長五年(九 りも古代国家の百科便覧のごときものである。その中の 祇式に登載してある官社であったことを表示するものであ 五十巻、 『延喜式』 に奏進、 神社」 を含み祭祀について詳細な規定を載せている。 は全国の官社二千八百六十一社の国郡別一覧表 延喜五年(九〇五) 律令の施行細則を官司別に編集した法令集、 と石標のある神社を見るが、 康保四年 (九六七)に施行。 醍醐天皇の命によって、 その神社は、 法典というよ 藤原 神ん 式 神 全 神

る。

「凡ソ諸国部内郡里等ノ名ハ、並二字ヲ用ヒ、必ズ嘉名ヲ゚゚゚゚゚ 民部式には地名について、次のような規定がある。

取し。」

載せている。 これらによって、 とある。また諸国から徴収される物品の種類数量について 各式には、 当時の地方行政区画を知り、 カタカナで和訓がついているので 古代の国語

資料等として貴重なものである。

註九『荘園』奈良時代から戦国時代末まで存在した田地を主体 に近く、全国的に分布。特に畿内およびその周辺に密集し 政所」といい、そこを「荘所といったので、その土地を何また。 **令国家において政治的地位をもっている者であることが特** 々荘といった。今日文献にその名が知られる荘園数は四千 として私的所有地、 現地の経営のためにおいた事務所を「荘」または 所有者は、 主として貴族・寺社で、

> 盐 の約二倍の増加となっている。ちなみに、 百五万町歩となっている。 明治七年には三

二六)新田検地条目を定めたころには、二百九十七万町

町歩あったのが、新田開発の一応終了した享保十一年(一七

政府は次のように示している。 成立した新町村の名称選定についてのおおまかな基準を 明治二十二年(一八八九)の町村合併の際、 合併によって

一号を発し、その六条で、 明治二十一年六月十三日に、 「内務大臣訓令第三百五十

要ス、但町村ノ大小ニ拘ラズ歴史上著名ノ名称ハ可成保存 ヲ参互折衷スル等適宜斟酌シ勉メテ民情ニ背カザルコトヲ 称ハ大字トシテ存スルコトヲ得、尤大町村ニ小町村ヲ合併 スルトキハ其大町村ノ名称ヲ以デ新町村ノ名称トナシ、 ハ互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称 「合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ撰定スベシ、旧各町村ノ名 注意ヲ為スベシ。」 或

註 密には江戸時代に入ってから大規模な治水土木工事が行わ 新田の開発は、一般的には戦国時代以降の耕地開発、 「新田家作料」(助成金)も支出された。

太閣検地(豊臣秀吉が行った検地)の際に全国で百五十万

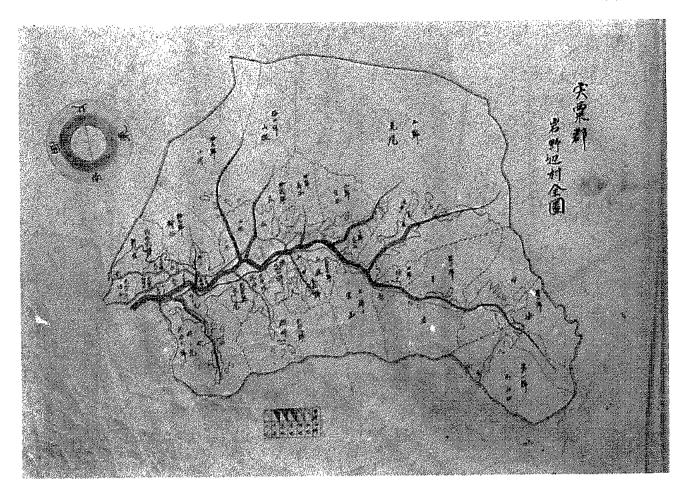
ž

ている。

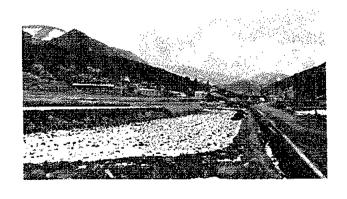
#### 干種の地名





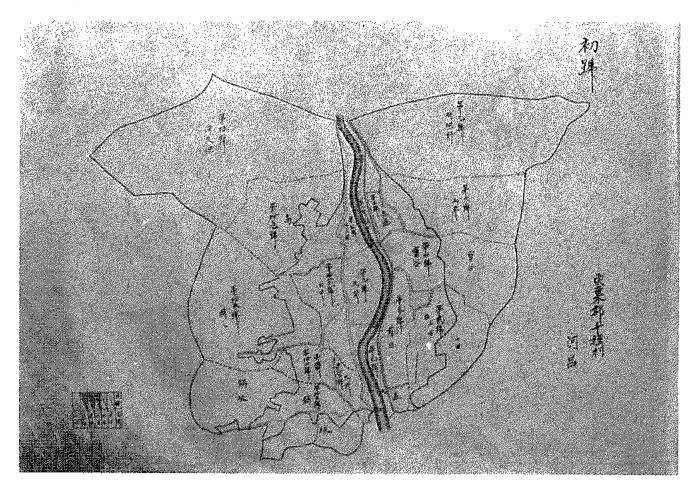


> 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 上2 山 徳 越 茂 円 石 猪 宮 新 知\* ノ ノ ノ 明 弱 殿 田 久\* 乢 尾\* 元 越 谷 元 古 百 田





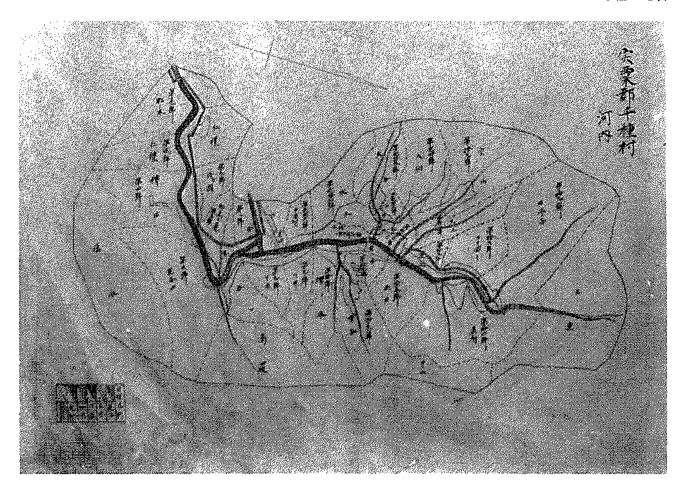
#### 千種の地名



 16
 15
 14
 13
 12
 11
 10
 9
 8
 7
 6
 5
 4
 3
 2
 1

 鍋차
 大業
 法
 田倉
 田倉

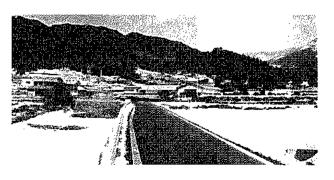


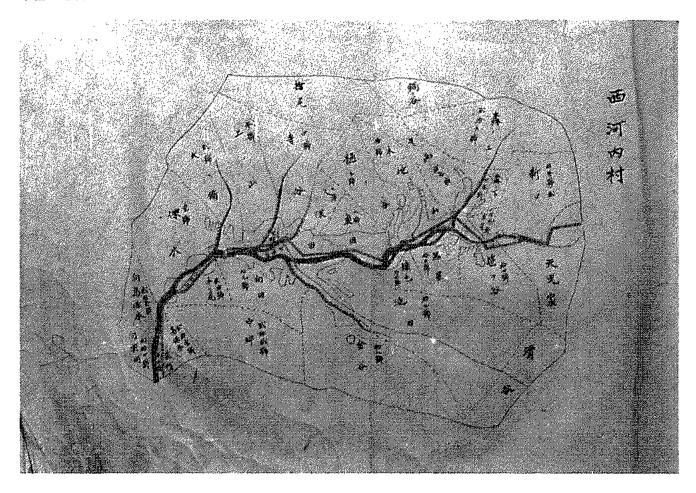


20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 大津空が大津道津カ 田\* 真\* 向線堂が寺を桜┆川は出\* 下半足が妙。神生浅を仁・松が ハイ 子っ ノ ノ イ 子っ ノ ノ 谷羊来? ノ 和\* 山寺上2 上2 曲\* 谷羊所。田\* 本\* 谷羊本\* 井\* 合\* 田\* 口乳鼻炎 田\* 瀬\* 札・木\*

26 25 24 23 22 21 尾\* 三\* 中\* 前: 水、大、西、前: 須\* 崎\* 室: 賀\* 川\* 木\* 谷:田\* 田\*







19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 向5 金字 池泉 猿泉 黒岩 笹井 新り 岩り 森寺 中方 木+ 樋泉 奥り久ヶ 河外 中方 寺寺 上立 大井 保本 ケガ リ 地パノ 保\* ノ 田ヶ 谷芝 田ヶ 毛ヶ 星季 谷兰 口子 尾ヶ 下幸 島を 山草 谷芝 田ヶ田ヶ原・野ヶ谷芝 山草 橋り 木\*

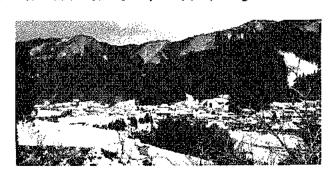
 26
 25
 24
 23
 22
 21
 20

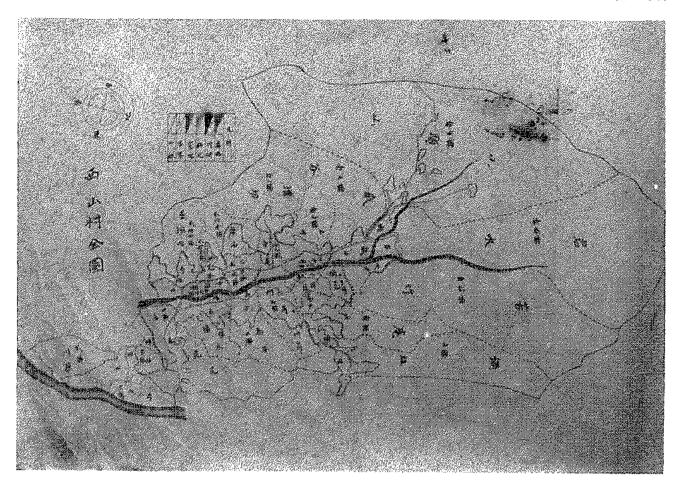
 検\* 鍋\* 滑\* 天\* 身\* 森\* 魚\* 向\* 向\* 中\* 高\* 千\*

 ケ\* 児コ連ペノ
 魚\* 高\* 保\*
 保\*

 尾\* 谷\* 谷\* 家\* 谷\* 上\* 町\* 町\* 木\* 坪\* 木\* 尾\*



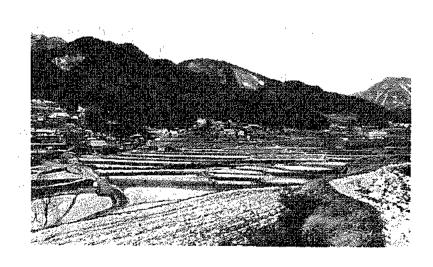




 20
 19
 18
 17
 16
 15
 14
 13
 12
 11
 10
 9
 8
 7
 6
 5
 4
 3
 2
 1

 肥\*
 中\*
 增\*
 土\*
 土\*
 藏\*
 小\*
 岩\*
 木\*
 麻\*
 麻\*
 編\*
 紙\*
 門\*
 高\*
 猪\*
 花\*
 垣\*
 川\*
 杉本

 合\*
 尾\*
 切\*
 井\*
 前\*
 谷\*
 山\*
 吹\*
 竹\*
 尾\*
 戸\*
 坂\*
 屋\*
 前\*
 谷\*
 木\*
 尻\*
 内\*
 原\*
 前\*

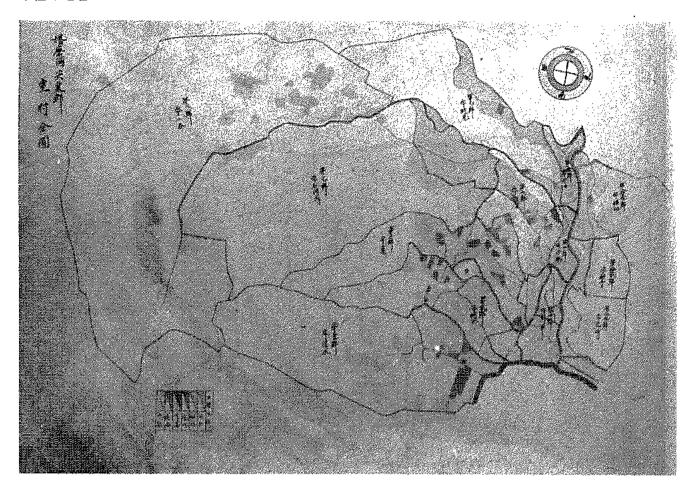


 24
 23
 22
 21

 屋\*
 中\*
 炒\*\*\*
 広告

 垣\*
 須\*
 見\*

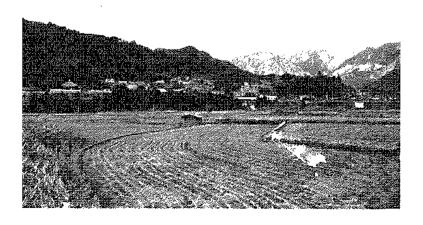
 内\*
 賀\*
 谷\*\*
 石杉

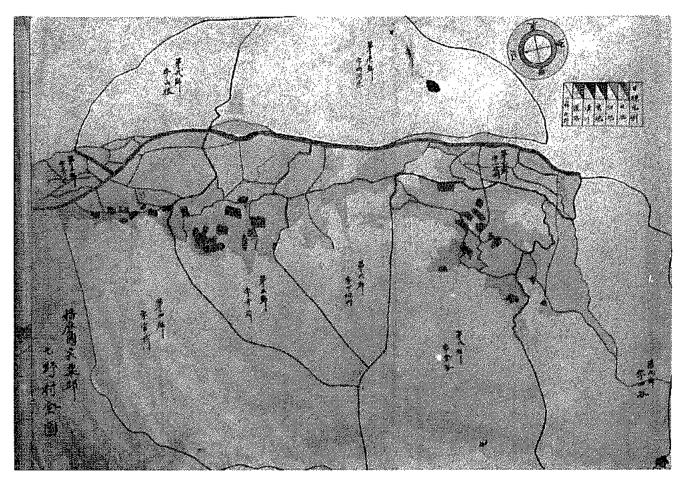


 13
 12
 11
 10
 9
 8
 7
 6
 5
 4
 3
 2
 1

 六
 砂²
 横³
 上²
 城²
 小²
 石₂
 縱²
 上²
 野²
 歲²
 揚²
 清²

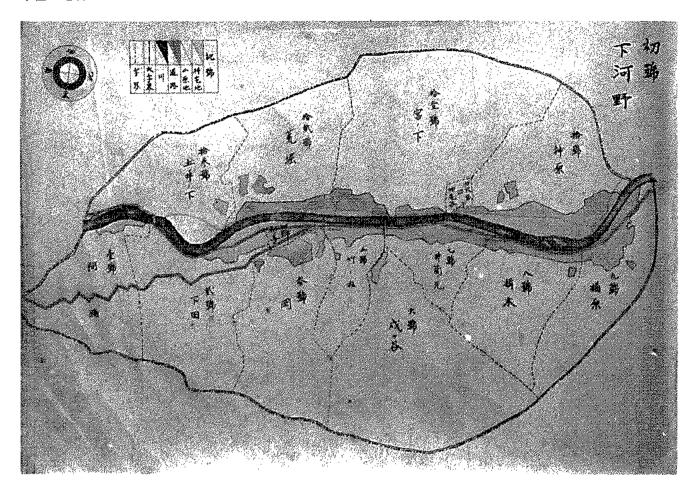
 崎²
 子²
 畑²
 田²
 日²
 六
 白²
 木²
 田²
 サ
 水²

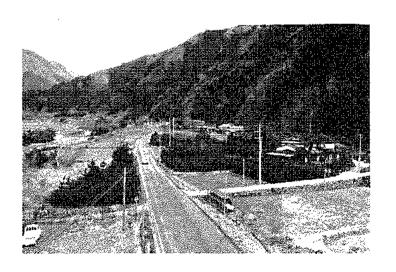


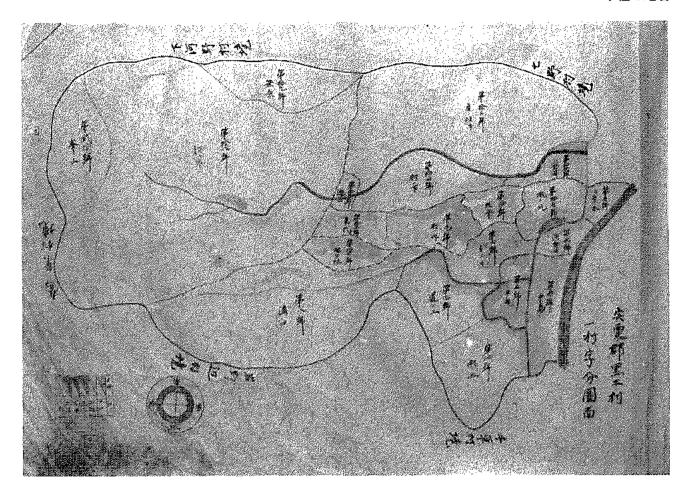


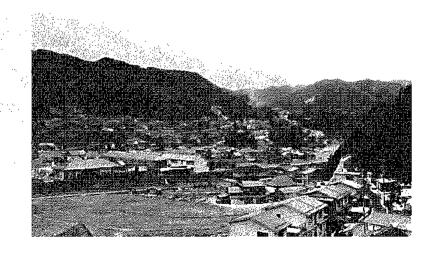
大字 七 野 (旧七野村)

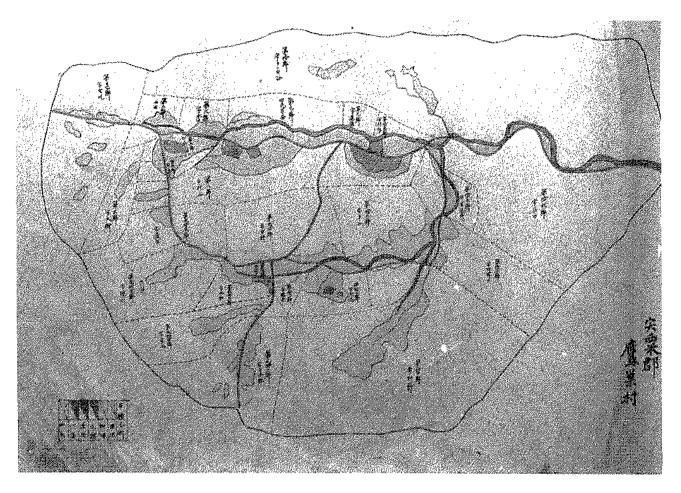












 20
 19
 18
 17
 16
 15
 14
 13
 12
 11
 10
 9
 8
 7
 6
 5
 4
 3
 2
 1

 中ま 村参 橋珍 大津 平等 別等 別等 別等 公主 谷津 村参 押き 造業 村参 風々 水泉 杉澤 高寺 大津 山寺 女業 人 ノ ノ ノ ノ カ ノ 日本 下ヶ 柳葉 田ヶ 山寺 野ヶ 下参 本書 追撃 上北 所ヶ 口雀 所幸 口雀 内雀 谷羊 道寺 上北 谷羊 口雀 本書 下ヶ 柳葉 田ヶ 山寺

 25
 24
 23
 22
 21

 七辈
 棟靠
 水泉
 焼蒜
 浦菜

 本井
 山草
 船子
 山草
 原門



だ。
現在では何処へいくのにも、自家用車やタクシー、バス、レルが、経済の関係から、大部分の者は草鞋ばきで歩いたものにが、経済は土地を離れるといえば、歩くよりほか方法はなかった。
しいが、経済の関係から、大部分の者は草鞋ばきで歩いたものでは古は土地を離れるといえば、歩くよりほか方法はなかったが、とのいが、経済の関係から、大部分の者は草鞋ばきで歩いたものでも、

伝承や古文書では知るよしもない。(また)である。(これ)では、「大い」である。「これ」である。「これ」のでは、「一種に残る」である。「これ」では、「一種に残る」である。「これ」では、「一種に残る」であって

当然坂、峠、乢を越さねばならぬ土地である。して、この間に囲れた盆地、それが千種町で、他郷との交通は中国山脈が町の北側を東西に走り、その支脈が東と西を南下

所を通らなければならないありさまだった。だから因幡との交の歩危によって交通は遮断され、廻り道するか、無理に危険なよりも旺盛であり、時期が早かったのではなかろうか。よりも旺盛であり、時期が早かったのではなかろうか。 瀬戸内海の赤穂へ流れている延長約二十里の千種川も、水源瀬戸内海の赤穂へ流れている延長約二十里の千種川も、水源

流は江浪

・中江・大通峠であり、

作州との交流はみそぎ・志引峠・上み乢・小谷・センゴウジ

峠である。

但馬へは波賀坂と鳥ヶ乢

宍栗郡の経済、文化、政治の中心である山崎へは、岩上峠・宍栗郡の経済、文化、政治の中心である山崎へは、岩が

塩地峠やイチが乢をへて白口峠であった。

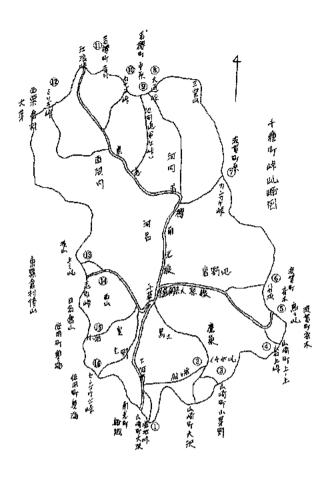
下すればいけるようになった。村の三河村へは坂、峠、乢を越さなくても、千種川に沿って南村の三河村へは坂、峠、乢を越さなくても、千種川に沿って南郡道が明治二十二年(一八八九)に改修されて、ようやく隣

と、坂、峠、乢を熟知せねばならぬことになる。伝承や古文書に従って往古の千種町の交通関係を記してみる

まる。 ましもない。大寺という地名が現存し、土井久の田の中に礎石よしもない。大寺という地名が現存し、土井久の田の中に礎石らしいものが点在している事実、道路改修の際に出てきた「軒らしいものが点在している事実、道路改修の際に出てきた「軒らしいもない。大寺という地名が現存し、土井久の田の中に礎石と蓮花は大きがら想像すると大古刹の感がする。大和から出雲へ備中・美作への通行路と考えても、一応妥当な位置では出雲へ備中・美作への通行路と考えても、一応妥当な位置では出雲へ備中・美作への通行路と考えても、一応妥当な位置では出雲へ備中・美作への通行路と考えても、一応妥当な位置では出雲へ備中・美作への通行路と考えても、一応妥当な位置ではある。

が横断しているし、鍋ヶ谷峯越林道が岡山県に、大通林道が鳥現在では、県道若桜南光線が町の中央を縦貫し、朝来大原線

をしなければならない地理的悪条件であった。 取県に通じているが、これらの道の改修以前は、すべて峠越え



### 図中① 塩地峠

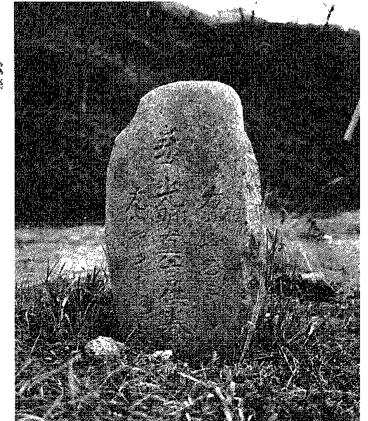
ているが、小河内への下りは急で、大変な峠という印象を与える。 高四百五十メートルのこの峠は、砂子側からはゆるい登りとなっ た峠の一つであった。下河野の砂子から大澤の小河内へ通ずる標 そのような中で、山崎への道、塩地峠は千種の生活を支えてき

## 砂子の道標は

右ふなこし

左やまさき

板などが山崎へ、 代もあった。 この峠を越して千種へと、交易ルートの最たるものになった時 旅人の道中安全を祈念してきたのである。千種からは鉄、炭、 したものであり、頂上の地蔵堂には、石の地蔵尊が安置されて、 と刻まれ、江戸末期から明治・大正・昭和と、 山崎からは、 塩、 酒、 淟 乾物、 旅人の道案内を 反物などが



砂子遊標

出し帳に、



黄米を牛馬の背につけ、山崎町の出石まで津出したのもこの峠十年間、尼崎の松平遠江守の領地となった千種町全域は、御年明和六年(一七六九)から文政十一年(一八二八)までの六

に占められ、粗製品のほとんどがこの峠を越し、また逆に上方徳川中期から鞱製鉄の経営が山崎や曽根・大阪などの資本家

の文化がはいってきた。

を越してのことである。

安政二 (一八五五) 卵年岩野辺村庄屋一の坪門蔵の諸入用書



手紙持参是は大雪にて塩地峠の通行が困難なので、除雪人夫割出しの

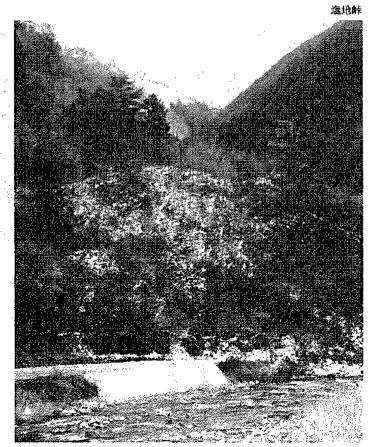
帳に、

安政五(一八五八)午年東河内村庄屋彦左衛門の諸事書出



村なみに遣したる分とは塩地峠の地蔵堂建立いたし、寄附金申込みにつき、

他



詫害 一札の事

のに、 私達は、 近年他所の牛馬を多く使い、 商人衆の御荷物宿を致しており、この荷物を出す。 村方の牛馬追い衆が、 中编

附につけておられた荷物が足らなくて困っておられるといわれま

れましたが、 私達はその言葉にとりあわず、他所の牛馬ばかり

使いました。

それで、

村の御役人様へ訴えられ、

御役場へ召

しだされて、 いろいろと言うて聞かされ、 村の牛馬追い衆を

使わなければ、 荷物宿を取り消すと申されたことは、 一言の

ていましたところ、 申しわけもなく、ごもっともでございます。はなはだ当惑し 西河内村の梶右衛門殿と東河内村の勘右

衛門殿の二人が御挨拶して、 御詫して下さいましたので、各ss

様御立腹のところを御勘弁なされて、\*\*\*\* まことに有難う存じま

す。

着次第、

この上は荷物受払のことは、 各様の御差図の通りに、 荷物

埓なことをして、 牛馬持の方によくないやり方を致しました

村方の牛馬追衆の方へ通知致します。

万一この後不

<

後日のため、

次足印判致します。

ならば、そのときは荷物宿を取り消されても、 一貫も苦情を

申しません。

後日のため株内一 同連印して差上げ申します。

文政元(一八一八)寅年六月十七日

小河内 本人 新兵衛

> 庄屋 儀右衛門殿

年寄 小左衛門殿

同断 忠 Л 殿

右の通り詫書差出ましたところ、 少しも相違御座いません。

後日のため奥書印形いたします。

寅の六月

年寄

忠

Д

庄屋

儀右衛門

同断

小左衛門

荷附牛馬持御連中

前書の通り、私共二人で御詫致しました通り少しも相違な

寅の六月

西河内村取成人 梶右衛門

東河内村同 断 勘右衛門

47

株内 五郎太夫

外三人

鷹巣の別所口には



との最短距離の山道で、

下河野側の山の中には

左やまみち 右たかのす

の道標があり

図中② 戌ヶ谷道

戌ヶ谷は何故か坂とも峠とも乢ともいわない。下河野と鷹巣は\*ギ

右ちくさ町

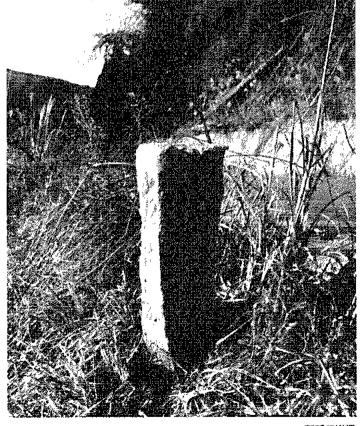
左けごの

の道標をうかがうとき、往古は相当の往来があったことを想

像する。

しかし、いまはこの峠を利用する人もなく、この道を知らな

い人が多い。



別所口道標

図中③ イチガ乢

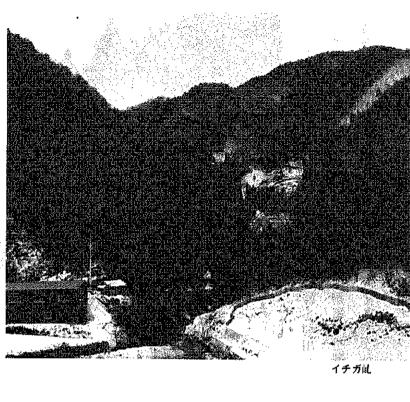
イチガ癿は鵬巣から小茅野へ越す標高五百五十メートルの乢。

小茅野の学童はこの乢を越して、千種中学や東小学校、幼稚

園へ通っている。

入用書出し帳」に、

往古の蹤



**頂上の石の地蔵さんは、すこし道からはいった雑木林の中で** その跡が

かすかに認められる。

に攻められて落城の際、 て千草へ落ちのびて来たことが『長水軍記』にも書かれている。 天正八年(一五八〇)長水城が羽柴秀吉の先兵、 城主字野下総守政頼は、 この道を通っ 荒木平太夫

安政二 (一八五五) 卵,年、 岩野辺村の庄屋一の坪門蔵の 譜

> 九日 二人 内海組頭 儀 八・亀太郎

是は大坂御代官が千草町へ岩上ごしでこられると、 都多の

行った所、急に小茅野へ変更されたときの人夫。 あまり長いことおいでにならぬので、上ノ村へ聞きあわせに 上ノ村から知らせがあり岩上峠の道造。

ちくさは十一ヶ村に仕組まれていた。 この頃は宍栗郡のうち四十一ヶ村は大坂の谷町代官所支配で、

千草谷村々より道法

元文三(一七三八)午年正月御改正の写し

江戸へ百六十九里 下河野村

江戸へ百七十里 Ł 野 村

江戸へ百七十里半 室 村

江戸へ百七十一里 江戸へ百七十里半 Ŧ 黒 草 土 村 村

江戸へ百六十九里 たかのす村

は塩地峠とうかがえる。 これからみると、鷹巣はイチガ乢、 白口峠のル ートで、 他村

図中④ 右たかのす 岩上峠

左つた、いわがみ道

伊之助が

まで行った時、

本多藩の若侍とささいなことから口論になり

岩野辺の牛追い伊之助が米を積んだ牛をひいて、

の道標が内海に建っている。



がとぶぞ』

「天領の上納米に指一本でも触れてみろ、

お前達の笠の台

に抗議されて、

横須の庄屋と牧谷の庄屋がとりなし詫書をいれ

て解決したのなど、この道を利用した何よりの証拠だ。

と悪口雑言を吐いたのが問題になり、本多藩から岩野辺の庄屋を持続が

草鞋ばきで山崎へ行く人はよくこの峠を利用した。岩野

道を利用したことを日記に認めていられる。 龍野中学第一期生の内海友七氏は入学時にも、 帰省にもこの

大正時代の荒尾銅山の最盛期には岩盤破砕用の火薬を背負っ 山崎から一日はざめにこの峠を越した日平紋治さん。

が、この峠に踵を連ねたものだ。 夏の土用の丑の日には、上ノ上に鎮座の岩上神社への参拝者

文政十三 (一八三〇) 寅年、

上の村下組

「諸入用帳」

13

銀二十九匁二分

栗小屋峠道刈、 白口峠ならびに村内所々道作り賃。

牛馬の背に積み、出石まで運んだことが古文書でうかがえる。

塩地峠よりも岩上峠の方が道法が短く、御年貢米を

辺などは、

**昔**、

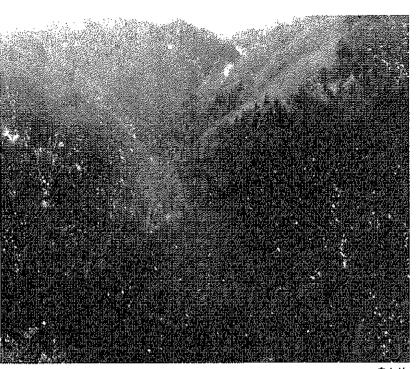
山崎の圧能

これは栗小屋峠と書いてあるが、千種側の者は岩上峠といっ

た。

## 図中⑤ 鳥ヶ乢

の車が多くこれを利用している。二九号線への最短距離で、鳥取や但馬方面へのレクレーション岩野辺と斉木を結ぶ標高六百三十メートルの峠。千種から国道県道朝来大原線とは、頂上附近で若干位置が異っているが、



鳥ケ乢

終戦までには、姫路の輜重兵など演習によく峠を雪中行軍し木へ石油を買いに行き、千草へ出るより利用度が高かった。

石油が無くなっているのに気づき、

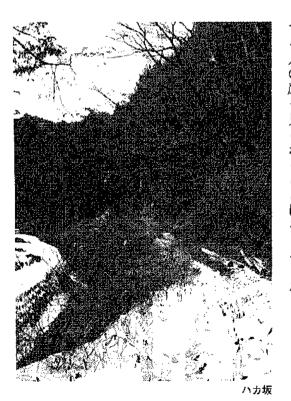
あわててこの峠を越して斉

電燈以前の内海の家では、晩方ランプの用意をしかけた所、

て、重い荷物を担いで越したものだ。終戦までには、姫路の輜重兵など演習によく峠を雪中行軍と

平瀬戸一郎方に止宿して作州へ落のびている。森源蔵の三人に守られて、上野からこの道を通り、千草の庄屋生野義挙の主領、澤主水正宣嘉も、高橋甲太郎、田岡俊三郎、

する人の顔も見られることはなくなった。 此の頂上に安置されている石地蔵も、道がかわったので、旅



51

右たかのす

左さいき

の道標も盗難にあったのかいまは無い。

図中⑥ 墓坂が

昔は波賀坂と書かれていたが、いつの頃からか墓坂となった。

昭和三十八年の鉄砲水で、この坂道は抜所が多く、それが放

任されているため、今では全く通行不能の状態である。

岩野辺から斉木へは一番近道で、鳥ヶ乢よりこちらの方が利

用者は多かった。

嘉永七 (一八五四) 寅年 岩野辺下組庄屋益太郎の諸入用書

出し帳に

一、六月二日 斉木行 人足五人 是は安賀村満願寺の弟子

が病気につき、村送りで町から連れて来たの

斉木村まで送った人足

六月三日

人足三人

是は右病人安賀村満願寺へ送りつ

足。 けたところ、送り戻しになり町まで送った人

六月七日

斉木行人足四人 又候町より送りつけ斉木へ

継立た人足。

六月二十五日 墓坂行 金四郎

是は御代官様迎い、 門藏殿、 佐蔵殿同道にて

参った分。

安政二(一八五五)卯年 岩野辺村上組庄屋一の坪門蔵の 諸

入用書出し帳」に、

四月十四日 人足一人

是は大坂御役人町より安賀村へ行かれる墓坂

道案内分。

八月二十五日 人足五人

是は御代官様が作州へ御通行につき墓坂より

町境まで箒、鍬持参、 道掃除の分。

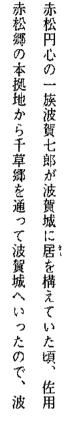
のではかざかと命名されたとの伝承もある。 らこの峠に着いた頃、 葦原志挙乎命と天日槍命が国占争をして、志挙乎が岩野辺かたましょ まなれ し ※6 0 theft ここと おどろきのあまり、 日槍はすでに波賀の国占を終えていたの 志拳乎が「はからざりき」と絶叫した

賀坂と命名されたとの伝承もある。 庄赤松郷の本拠地から千草郷を通って波賀城へいったので、波

淋しいおもいをしておられることだろう。 この頂上の石地蔵も、 現今では往来する旅人もないままさぞ

尊として安置されている。 岩野辺の石原山福海寺に、 また、この坂の頂上に白雲山月光寺という寺があったそうだ その跡もわからない。その寺に祀られていた聖観音菩薩は 薬師如来は斉木の醫王山安養寺に本

刻されていることから、どこかに寺跡がなければならない。 この安養寺に波賀七郎寄進の半鐘に白雲山月光寺の文字が陰



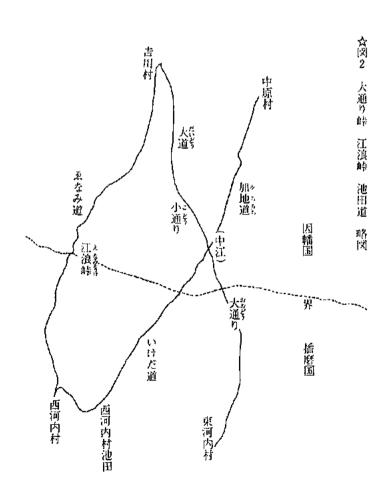
## 図中⑦ 鍵だ 帳

ない。この道と重なったり分れたりして営林署が林道を敷設し 河内から波賀町の原へ越す峠で、いまではほとんど人は通ら

明治初年までは製鉄関係者はよく通った。 鍵懸には鉄山従事 たので、全くの廃道である。

者の墓が三百体位はある。

って、いまは代りの花崗岩のものが鎮座まします。 この頂上に温石で刻れた地蔵尊が祀られていたが、 盗難にあ



図中8 大通線

メートルの峠で、この峠にも林道が敷設されて、いまでは自動 河内の三室キャンプ場から北上して、若桜町に通ずる標高千

車で越すことができる。

鳥取県側の中江・加地・中原へ出て国道二九号線に接する。

頂上には中江の善兵衛の妻が寄進した道祖地蔵が莟生してい

て、 播磨と因幡の中継点の感がした時期もあった。

中江には江戸中期頃は木地屋が住み、

鉄山業者が居を構え

頂上近くの下で、谷に沿って左に折れ、小通峠を越すと吉川

먬 播州の塩など、牛馬の背によって繁多に通ったらしい。 河 へ出る。この道は昔は交通が多くて侍や駕篭も通り、

因幡の

商

内に塩問屋があったことからもうなづける。

若桜町吉川にある

『吉川と千種の交通について』の記事をみると、

播州往来

数少ない古文書の中でも、 最も数多く残っているのは播州往

来についてのものである。 往来荷物の願上書、 宗門改帳にみえ

播州と吉川村をつなぐこの道は、

現在われわれ

る婚姻関係等、

が想像する以上に盛んに往来したと思われる。

してつぎのような二つの道によって播州へ通じている。 この播州往来は、 元禄年間(一六八八~一七〇四)以前は主と

> A告川村 大賞 -小通峠--池田道--西河内 —東河內—千草町

B 吉川村-—大道—小通峠—大通峠—東河内—千草町

この道は馬追いがしげしげかよったようだから、その道なみ

ŧ 幅もかなりのものであったと思われる。

年号が記してないので、 推察すると文久三(一八六三)亥年

かと思われる。

吉川の田中衛敏氏宅の古文書に、 先ぎ 触ば 因州役所

搅 亥二月八日出す

継馬三足

右は江戸表より因州鳥取への荷物が宿継に廻ってきたので

各宿々では遅れないよう継立られたい。 又左の宿々では公

用のため通られるからこれも遅れないよう継立られたい。

因州 田中伝次郎飛脚役所

摂州西宮より餝西迄それより

林田 安志 山崎 千草 河内 告川 若桜 安井 二月二十二日泊

宿 々問屋中

この吉川は千種町との関係が深く、 交通も繁く、 経済、 文化、

婚姻等密接なものが多かった。

らの奮起によって再建に決し、ちくさ町へも勧化に来ている。それで再建も見あわせていたが、寛政二(一七九〇)戍年、信徒者が多く出て、東北方面では人口が半減したといわれている。日金焼している。天明のころは全国的に稀な飢饉が続き、餓死

吉川村の吉祥寺という禅寺が天明四(一七八四) 辰年七月一

その勧化帳の一部に

播州うつのみ村、東河内村、河呂村、舟越村など記され、

一、四十三匁八分 東河内村・藤兵衛

一、大豆一斗三合 舟越村中

、などある。

安政五(一八五八)午年、東河内村庄屋彦左衛門の諸事書出し

帳に、

一、四月八日

是は因州八東郡新加地村のもの参り、無心申したるにつき

遣申しました。

一、四月十四日

是は伯州大山宮配札取計ました。

一、四月二十七日

是は九州の武者修業と申す二人連の者因州よりかえりに立

寄り無心申した分。

一、十一月二十一日

是は石州の座頭吉川村まで手引の人夫。

図中⑨ 池田道

西河内の池田から坂道を登って、小通峠を越し、吉川へいく

道をいう。ある時期には因州との交通が大通峠よりも多く利用

された。

図中⑩ カナゴ乢

天児屋と中江を結ぶ峠で、鉄砂と書いてカナゴと読む。その

名からして鉄山関係の運搬道らしい。

図中(1) 江浪峠

元禄十二(一六九九)卵年、製鉄経営者千草屋源右衛門が新設

した標高千九十八メートルの峠道で、天児屋から吉川への要路

である。

明治二十年代に幅六尺に改修されて、因幡の岩井温泉や吉岡

温泉への湯治、出雲大社への参詣に、一畑薬師への祈願によく

この道は利用された。

鳥取歩兵第四十連隊に在隊中の兵隊さんの帰休にもこの道が

選ばれ、鳥取若桜間は汽車で、若桜から歩いたものだ。

東河内と西河内の馬追い間で争いをおこした次のような例もあこの道ができてからは、ほとんどこの道を利用する者のみで、この道ができるまでは、因幡との往来は大通峠であったが、

## 済状の事

る。

とお願申しました。

大が難儀をしていますから、滞りなく荷物が通りますように大が難儀をしていますから、滞りなく荷物が通りますように大の者共が、この春匹河内村に番屋を建て、荷物を差押えまし、因州の商人の荷物が、近年匹河内村へ出ますので、東河内

戍年、両村で争い、西河内村へ出る荷物は七割を東河内村の馬。 した。 したので両村共に御呼び出しなされ、一々言い分を聞かれました。 が申されましたが、 村の馬追が半分づつ持つようにと、 で結着がついたはずだから、いまの荷物も、西河内村と東河内 巣村の庄屋佐五右衛門殿両人がお仲裁下さって争いは済みま 東河内村と争って出ました後、 東河内村が申しますには、 なおまた、 運ばせる約束のはずにつき、その通り仰せつけ下さい その節、 九年以前元文五(一七四〇) 丰年、 両村の馬追いが荷物を半分づつ持ち送ること 東河内村は承知せず、 四十三年以前宝永三(一七〇六) 河呂村の庄屋助右衛門殿と鷹 岩野辺村の庄屋才一郎殿 迷惑のよう申しま 姫路御役所へ

> 御叱りなさるのが当然と思います。 道の真中に番小屋を建て、旅人に迷惑をかけること言語同断、た時の済状通りにいたさないのは残念でございます。その上、た時の済状通りにいたさないのは残念でございます。その上、ますようにと申しましたが、先年たしかな済状があるにもかますようにと申しましたが、先年たしかな済状があるにもか

た趣は、左の通りで御ざいます。を起は、左の通りで御ざいます。それについて各様御仲裁下さいましたが、東河内村はこれを聞かず、お互に不届のことをお叱りなされ、東河内村はこれを聞かず、お互に不届のことをお叱りなされ、東河内村はこれを聞かず、お互に不届のことをお叱りなされ、東河内村においても荷物を差し押えており、商人衆

米屋源兵衛より駄賃を払うよう御申しつけ下さいませ。します。東河内村の人馬が持ち出した荷物は、千草町の荷宿、馬に持たせ、四割は西河内村の人馬に持たせて千草町着に致一、西河内村へ出る荷物は、いくら出ても六割は東河内村の人

草町着に致します。村のの馬に四割持たせ、六割は東河内村の人馬に四割持たせ、六割は東河内村の人馬に持たせて千一、東河内村へばかり荷物が出るようになったならば、西河内

うに、四割六割に分けて不公平のないように致します。もっとも両村とも仲良くして、荷物が出たら定めてあるよ

一年中の荷物の数は、千草町荷宿、米屋源兵衛方で調べて

間違いないように致します。

、西河内村へ荷物が出るうち、東河内村へ少々の荷物が出て

も西河内村は構いません。

右の通り各様この度御仲裁下さいまして、西河内村、東河内

村共に得心し、争は済みました。この上は互に荷分けのことは

千草町荷宿で立会い、一年中の帳面と引合せ、もし間違いある

時は翌年の荷物で差引致します。

後日のため済状に連判致します。

延享五(一七四八)辰年五月朔日

西河内村庄屋 次郎左衛門

東河内村庄屋 伊 兵 衛

井上和兵衛 殿

井上 丈七 殿

土居村 音右衛門 殿

須賀村三次郎 殿

岩野辺村 才一郎 殿

江浪新道がつくられたため、あたらしく駄賃を決めたのであ

ろうか。

若桜より播州千草町迄馬駄賃の覚

一、わかさより千草町迄八里

一駄に付丁銀五匁八分

一、わかさより吉川村迄三里

一駄に付丁銀二タ

一、吉川村より千草町迄五里

一駄に付丁銀三匁八分

、告川村より東河内村迄三里二十六町

一駄に付丁銀三匁

一、東河内村より千草町迄一里十町

一駄に付丁銀八分

一、告川村より西河内村迄駄賃

東河内村行と同じ

右駄賃取っています。

元禄十二 (一六九九) 卯年九月

吉川村

一駄とは、

慶長六(一六〇一)丑年に幕府の出した定書によると、

「駄賃荷物は四十貫となっていて、これを超えないこと」

と書いてある。

丁銀とは、

江戸時代の銀貨。 計量して使用。目方は三十匁台より四十匁

台までで不定。江戸幕府は銀座で鋳造。常是・宝の字や大黒像

の刻印があるのが普通

川村から播州東河内村および西河内村への交通は、一つの新し 寛永二(一七〇五)酉年、はじめて江浪道のことが記され、吉

い局面を迎えるわけである。

告川村庄屋、 九兵衛の文書は次のとおりである。

願い奉る書上の支

一、当国(因幡)より上方へ出す荷物は先年から、 播州東河内村

と西河内村へ出ておりました。吉川村より東河内村へは、 小

通り大通りと言う坂を二つ通り荷物を出しておりました。

しております。

西河内村へ参りますには、

小通り、

池田道を通り荷物を出

、右のように吉川村より東河内村、 西河内村の両村に荷物を

出しておりましたが、近年は吉川村奥江浪峠を通り、

荷物は

られたのでこの道を通るのでございます。 西河内村に出すようになりました。これは商人衆から申し出

一、また播州より当国へ参ります諸荷物も、近年西河内村ばか

り通ります。

一、東河内村より前々、吉川からの荷物は東河内村ばかりへ出

ていたように申し上げたようでございますが、そのような事

はございません。古来より両村へ出しておりました

いる。この新道を通ってはならんと申し出ているようですが、 吉川奥江浪道を通って荷物を出すことは取きめに違反して

この道は、千草屋源右衛門が吉川奥で炭山を御講けした時以

来の道のように申しますが、当国の御絵図を見ますと、もっ

と古くからあった道のように思われます。

ぬ様になっています。ただいま人夫大勢にて道作り致します 東河内村へ通る坂道は長らく人馬の通りもなく、道筋も見え 出すようにとの仰付けで、そのように致したいと思いますが、 東河内から、そのような訴がでて、今後東河内村へ荷物を

わけでございます。 理につけ越しますと荷物がいたみ、荷主衆へ損をおかけ申す い、馬につけて越すことは出来ないと存じます。もっとも無

と道の形は出来る様に申しますけれども、大事な荷物を請合

ません。 御侍様方が御通りなさる際、東河内村へは馬も駕篭も通り 西河内村へばかり御通りなさいます。

とうり、

うち、遭難する者一人もございません。々吹雪で遭難がございます。八、九年このかた江浪道を通る一、冬、春、雪道に通いますと、大通り小通りを通るうち、度

家より上にて出会ますので、近年のとうり江浪道を通る様に一、吉川村より古くから通る池田道と江浪道とは、西河内村の

願います。

宝永二(一七〇五)酉年十月二十二日この道は坂も一つだけで道もよく往来には重宝に存じます。

八東郡吉川村庄屋。九兵衛

相談して納得いたし争は済みました。

相談して納得いたし争は済みません。それで次のような仲共承知致しませんので争は済みません。それで次のような仲共承知致しませんので争は済みません。それで次のような仲共承知致しませんので争は済みません。それで次のような仲相談して納場がを出しています。千草組、西河内村、東河内村の者相談して納得いたし争は済みました。

三駄は西河内村の人馬につけさせて千草町着に致します。、西河内村へ出る荷物は、十駄出たならば七駄は東河内村、

へ遣します。
な常には、大きなのである。
ないのであります。
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでは、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでありますが、
ないののでは、
ないののでありますが、
ないののでは、
ないののでありますが、
ないののでは、
ないのでありますが、
ないののでは、
ないのでありますが、
ないののでは、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないののでは、
ないのでは、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでは、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないのでは、
ないのでありますが、
ないのでは、
ないいいのでは、
ないのでは、
ないいいいのでは、
ないのでは、
ないのではいいいでは、
ないのでは、
ないいいいいい

一、今後、西河内、東河内の百姓共仲良く致し、荷物は相談の

内村へ道のり二里半、この駄賃銀二匁九分。一、松平右衛門様御知行所若桜町よりの荷物、吉川村より西河上、七分三分に定めます。

## 大庄屋平兵衛 様

済状の事

へ出しておりましたが、近年道が悪くなり、七、八年このか一、因州若桜町の商人の荷物を、七、八年以前までは東河内村

た西河内村へ荷物を出すので、東河内村から御訴訟申し上げ

ましたのに対し、

西河内村への新道をとめ、

先年のとうり東

河内村へ出すように仰せつけられ、それについて、御意見の

大庄屋源右衛門殿より若桜町大庄屋平兵衛殿へ仰せ

外悪くなり通行出来ず、しかたなく内山七兵衛様御代官支配遣られました。しかし因州の商人共は、東河内村の道は殊の。

東河内村より千草町まで道のり一里半、この駄賃銀一匁也。

西河内村より千草町まで道のり二里余、この駄賃銀一匁二分。

千草町より塩野村へ道のり三里、 この駄賃銀一匁六分。

一、本多肥後守様御知行所出石村まで千草町より道のり六里二

十七町、この駄賃銀三匁五分。

馬借ということはございません。 出石村より高瀬舟で網干湊へ荷物を送り、 昔より錺西村へ

出石村より先は商人の勝手に送ります。

取ること。 ります。在により便りがあり、その便りに馬颪い頼めば二分 を馬子が払います。たとへ何足雇いますとも一度に二分づつ を雇いに人夫を遣したときは一回につき駄賃の内から二分取 西河内村、 東河内村より千草町へ荷物を送るのに、在で馬

し遅れないようにすること。 商人より馬を雇いましたならば昼夜に限らず、 早速馬を出

> 、商人が飯を食ったときの代銀は、 木銭でも旅篭銭でも勝手

にすること。

右の通り西河内村、東河内村庄屋、近村の庄屋相談の上、

和

解致しましたから、後日においては何も申しません。

右書付の通り公平に致します。

後日のため済状件の如し

宝永三(一七〇六)戊年四月 

東河内村庄屋 次郎右衛門

下河野村庄屋 西河内村庄屋 新 次郎左衛門 兵 衛

七 野村庄屋 久 右 衛 闁

黑

土村庄屋 利 右 衛 門

西 室 山村庄屋 村庄屋 伊 松 右 右 衠 衛 門 門

呂 村庄屋 与 次 兵 衛

河

同断 久 太 夫

岩野辺村庄屋 平 左 衛 門

町庄屋 同断 清 新 右 右 衛 衛 闁 門

干

草

に乗り、大阪へ入隊したといわれている。線が御着まで開通していたので、そこまで歩いて御着から汽車目清戦争に従軍した人だが、この江浪峠を越して、当時山陽本告川村の中本勇蔵氏は明治二十七年(一八九四)に出征し、

十九年(一九○六)二月二十六日召集解除となった。五)に従軍第七補助輸卒隊の一員として、満州に転戦、明治三五)に従軍第七補助輸卒隊の一員として、満州に転戦、明治三また、津村林蔵氏は姫路の輜重隊に入隊、日露戦争(一九○

大舗の中を越したと吉川の古老から承った。
で峠を越すことができず西河内の池田熊蔵宅に一泊して、翌日姫路から山崎、千種を経て江浪峠を越すつもりのところ、大雪姫路から山崎、千種を経て江浪峠を越すつもりのところ、大雪出川村では杉の青葉で凱旋門を作り、日の丸の小旗を振って



江浪石地藏

も通らぬ路傍に佗しく鎮座まします。江浪峠の頂上には、西河内の田中佐太郎建立の石地蔵が、

人

## 図中⑫ ミソギ峠

れ、自動車が通るが昔のミソギ峠とは若干異る。鍋ヶ谷から作州の大茅を結ぶ峠で、今では峰越林道が敷設さ

多かった。
との交流深かりし幕末、この峠の利用度も高く、物資の輸送もとの交流深かりし幕末、この峠の利用度も高く、物資の輸送も規模な鉄山経営の元禄期)大茅の永昌山や布袋山と天児山鉄山規模な鉄山経営の元禄期)大茅の永昌山や布袋山と天児山鉄山原上近くから右へ歩道をいくと江浪峠の九合目あたりへ着き、頂上近くから右へ歩道をいくと江浪峠の九合目あたりへ着き、

鎌倉期における備前長船の刀鍛冶の原料たる鋼は「ちぐさ鋼」

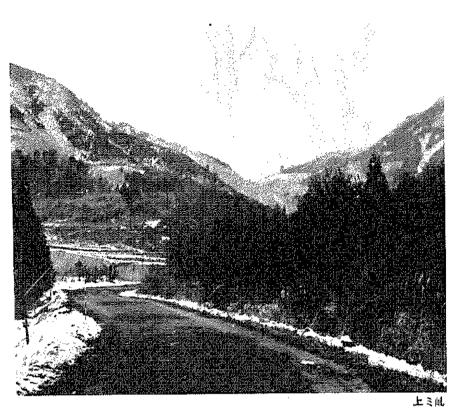
といって彼等が愛用した。

川畔の五名から川舟で吉井川に下り長船に運ばれた。 千種町で製した火鋼が馬の背に穳まれてこの峠を越し、告野

天下の名刀長船の鍛刀はこのミソギ峠を出発点とする。

図中(3) 上み癿

く利用した。
者山への参詣乢。角屋にとまった東播磨や但州からの参拝者がよ者山への参詣乢。角屋にとまった東播磨や但州からの参拝者がよ神変大菩薩こと役の小角の開基といわれる西の大峯、後山行業を発売する



修験者が法螺貝を吹いて毎年旧の四月八日の山腸きとともに列いた。 白衣を着て金襴の袈裟を掛け、 ときんを頂き、錫杖をついた

七野の大橋の袂

をつくった。

右ちくさ、いなば

の道標があるが、大部分の参拝者は千草に宿をとった。 左さくしう行者道

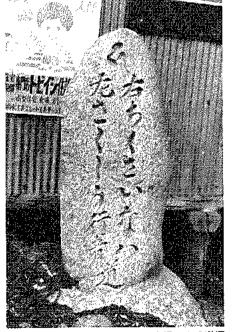
山名宗全の大軍が作州から播州へ攻め寄せるとの牒者の報に、

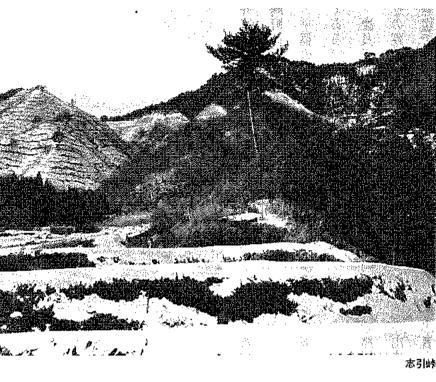
乢を監視したとの説があるが、この城跡を確認することはでき 赤松円心が旗下に命じて石堂ヶ峰九里尾に城を築き、この上み

今ではこの上み乢を越す人など皆無といっても過言ではなか

ろう。

ない。





誰がたてるのか花が何時でも生々している。

旧道の頂上近くにあった道祖の地蔵は、新道脇に移転されて、

の道標がある。

左ちくさ道

右しそう道

図 中 (14) 県道朝来大原線で舗装された車道が西山から後山へ通じてい 志引峰

**ప్త** 

旧道はこの道を改修の際削り取られた所もあり、うんとはな

れた所もある。

ぐさ鋼」を長船へ運ぶ主要道であり、また、吉備文化の導入道 旧道には、婆落しとよばれる嶮岨な所もあった。この道も「ち

でもあった。

西山には堂坂の下に

図 中 ① こだに

る。

道祖の地蔵

室の雛倉から日名倉山南麓の谷道を越すと佐用町の奥海へ出

作州に端を発した百姓一揆がこの峠を越して千草に崩雪込み、 奥海は明治二十九年(一八九六)までは作州に属していた。

63



井筒屋を襲い、塩地峠を越して青木まで騒ぎたてた古文書が山

崎町の庄家にあり、

てある。平福の光明寺には千草町へ作州の一揆千人押し寄せると記し

無届で城の改築をしたため、徳川家に弓引く不忠者と、輝政はその甥池田由之が平福の利神城主であった。その由之が幕府に慶長五(一六〇〇)子年、池田三左衛門輝政が姫路城主の時、

来は防戦の末全員討死、姫は輝政の許へ連行された。このこだにへ落ちてきたが、頂上附近で追手に追いつかれ、家これを攻めて亡した。その際由之の息女が家来六人に守られて、

している。 頂上附近に六人塚と刀橋があるが、手向けの花もなく、苔む

陣した記録も見える。将がこれを防ぐべく、このこだにを越し波賀坂を通って戸倉に将がこれを防ぐべく、このこだにを越し波賀坂を通って戸倉に指揮して播磨へ攻め入るとの報に、上月城にいた赤松円心の武治分一殿山名宗全は、生野峠や戸倉峠から但州、因州の兵を

雛倉には、

右やまみち

左おねみ

の道標が草の中にある。

図中値 せんごうじ峠

七野から奥海へ通ずる峠。

南光町では千合垣と書いているが、発音にあわせて文字を当

てはめたこじつけとおもわれる。

でもあって、この名が残ったのではなかろうか、寺跡も不明で山嶽仏教のさかんな頃、瑠璃寺の末寺でせんごう寺という寺

れた。

# センコウジ峠

あり、せんごうじの縁起を知った者はいないらしい。

町内には、はんが乢、 七曲り、 女乢、鷲ヶ乢、 新宮乢、 鍋坂、

さねば連絡することのできない地勢の郷である。

塞の乢、

なしが乢、

など昔の村と村をつなぐにも、

坂や乢を越

道ができたため他郷へいくのに坂や峠を越しての苦労は一掃さ 明治二十二年に下河野から船越への道が改修されて、平坦な

政治も文化も、 それに郡の中心たる山崎への道はこの道にかわった。経済も なめつわには物資輸送に使った牛馬の安全を祈る大日如来の 急速な勢でこの道を通って千種へもたらされた。

石像が路傍に立っている。

それでも終戦までは、 山崎へいくのに塩地峠や岩上峠を利用

する歩行者が多かった。

荷詣は墓坂を、それは経済と最短距離を願った本能であった。 因幡へいくには江浪を重宝がり、 美作へは志引を、 初午の稲装

祖父草鞋 親父は下駄で

息子靴 それから後は

跳足なりけり

その祖父は何所へいくにも歩くことを厭わず、 坂も峠も乢も

草鞋ばきで越した。

それが往古の蹤である。

ŋ 京都、 配札人、浪速や大和の勧化人、盲人あり、船頭あり、旅芸人あ 江戸末期の庄屋の記録を拾って見ても、 紀州、 四国、 肥後、 の武者修業者、 伯第 奥州の浪人、 出雲、 江戸、 近江の

たのか……。 て来たのか、そして次の目的地へはどの峠を越して去っていっ こんな山奥の千種町へ、これらの人はどの峠を越してはいっ

たらされたことには間違いない。 然し、これらの人々に因って、 共に文化の芽も峠を越しても

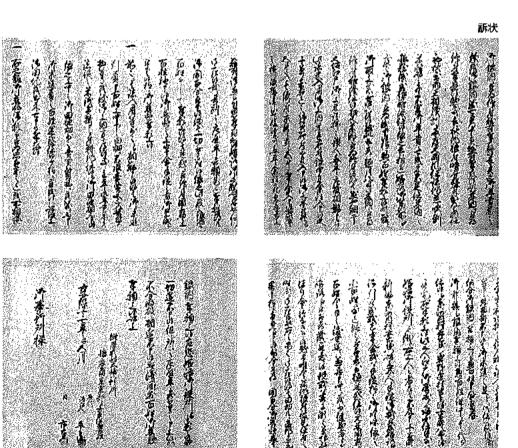
越訴

越"

(--

れもできかね、田畑とも作荒れになってしまい……。 ないでいる有様でございます。このようなありさまでございまないでいる有様でございます。このようなありさまでございまながだしを受けて、いま地元に残っておりますのは、年とった親びだしを受けて、いま地元に残っておりますのは、年とった親すこし、たっしゃな若い者たちがかたっぱしから姫路へお呼れるできかね、田畑とも作荒れになってしまい……。

主十五万石)の預り所になっていたちくさの村々の百姓惣代平これは享保十七年(一七三三)子五月に榊原式部大輔(姫路城



兵ヱ、市右ヱ門両人の名で姫路の奉行所あてにだした訴状の

部の概要である。

(二)

は、また大坂代官支配にもどる寛保元年(一七四一)酉十二月の天領から姫路城主榊原式部の御預り地となった、そしてそれ享保六年(一七二一)丑八月、ちくさの村々は大坂代官支配

榊原氏はその祖康政が徳川氏四天王の一といわれ、徳川氏創

二十五日までの二十五年の間である。

業の家柄の出である。

強に力があったとされている。
・学問の奨励、貨幣の改鋳(悪貨の改正)、殖産興業、新田開発・学問の奨励、貨幣の改鋳(悪貨の改正)、殖産興業、新田開発は、八代将軍吉宗の時代で、彼は幕府中興の英主といわれ武芸

はそれをたてなおすためどうしても百姓からの収奪を強化しな団の急増による人件費の増大等々による幕府財政の破端、吉宗(六代)が多数の家臣をつれて将軍職についたことで旗本家臣を招来した綱吉(五代)の急激な財政支出の増加、綱吉・家宣しかしその反面、はなやかな元禄時代(一六八八~一七〇三)

その方法として幕府は、年貢を多くとるために率を引き上げ

ければならなかった。

越訴

強力におしすすめて財政難を切りぬけるという方策をとったのる、新田開発によって年貢収入の増加をはかる。この両政策を

そして年貢を多くとるために

である。

一、定免法によるもの

二、有毛検見法によるもの

三、三分の一銀(金)納法によるもの

と三つの方法があげられる。

応全項について簡単に説明する。 を重について簡単に説明する。 応全項について簡単に説明する。 応全項について簡単に説明する。 応全項について簡単に説明する。 には三、に対して起ったものであるが、一、も関係があるので一 には三、に対して起ったものであるが、一、も関係があるので一

## 一、定免法

法であったが、代官所の役人たちの収賄や不正が公然の役得見取法(毛見)といって、定免法になるまでの一般的な徴税年々その年の作柄を実際に調べて年貢の量をきめるのを検

のようにまかり通り、またその検見の時期が最も忙しい収穫のようにまかり通り、またその検見の時期が最も忙しい収穫の多い役職にある手代は大なり小なり村々とくされ縁があろの多い役職にある手代は大なり小なり村々とくされ縁があろの多い役職にある手代は大なり小なり村々とくされ縁があろうと言うことである。

免率の引き上げのねらいがあった事は否定できない。 がってこの定免法にはその利点を強調することによって年貢 れの方が百姓にとって得であるとその利点を強調した。 姓たちの励みにもなり、それ故少々年貢の免率が上っても、 てすこしでも収穫がふえればそれだけ作得がふえるので、 賄賂をそっとにぎらせる心配もいらないし、 いう)に改めた。定免になれば、 量の平均を基に村単位の年貢をきめる方法(これを定免法と 従って吉宗は今までの検見取法から過去五~十ケ年の収穫 百姓は、きめられた一定の額だけ納めれば、 毎年の検見が必要でなくな 農業に精を出 役人たちに した ŧ 百

実際に、天領では江戸時代の初期六公四民(収穫の六割を年

たのが、のちに四公六民となり、享保十三年(一七二八)か貢として徴収し四割が百姓に残る)あるいは五公五民であっ

ら五公五民に引き上げられている。

かったのである。 百姓たちの抵抗により五公五民の線まで引き下げざるをえなるれも幕府は六公四民に引き上げることを考えていたが、

に於ても便利である。てくるから幕府の収入が安定し為政者としては予算を組む上てくるから幕府の収入が安定し為政者としては予算を組む上定免では多少の豊作、不作にかかわらず一定の年貢が入っ

そして不作が甚しい場合は百姓たちは破免願を出し年貢の

減少を願うことができる。

示していると言えよう。 しかし享保七年(一七二二)には一国一郡に及ぶほどの凶 しかし享保七年(一七二二)には一国一郡に及ぶほどの凶 しかし享保七年(一七二二)には一国一郡に及ぶほどの凶

### 二、有毛検見法

定免は天領の相当広い範囲に実施されたが、この定免にも

池田三左ヱ門輝政公

れた地方に行われた。

める法である。 に関係なく、その年々の実際の出来高を調べて年貢の量をき に対して、 検見法が検地にもとづく石高を基準に年貢の量をきめるの 有毛検見は、 検地の石高を無視し、 又田畑の等級

これは検地を行った当時よりはるかに上昇した生産力の部

分を収奪するためにとられた方法である。

ごとに所在 (小字) 地目 というのは検地といえば、役人を派遣し村単位に土地一筆 (田畑、 屋敷など)面積、 等級 Î

中・下)生産高をきめ一地

一作人の原則で貢納責任者を定

を強化するために行われた方法で、全国的に統一して徹底し め検地帳に記載登録するもので縄打などとも呼ばれ農民支配

た方法で行われた大閤検地が有名である。

検地には多大の労力と日数と費用が必要で、そう気軽に度

々というわけにはいかない。

明であるが、 場の史料室に残っている。江戸時代何回検地が行われたか不 帳など残っていないが、延宝七年(一六七九)の検地帳は役 のように記されている。 当地方には大閣検地の検地帳も、 一の坪門蔵の 「袖日記」に右の検地について次 池田輝政の三左ヱ門検地

> 姫路の城主 播、 備、 淡三州ノ大守

百万石也

慶長五年(一六〇〇)御入国

同十三年戍申御検地入

元和二丙辰年 (一六一六) 御国替

御大官大坂

小川又左ヱ門様

此節千草町助太夫

年行司役相勤申候

天和元酉年(一六八一)まで九ケ年の間当国竜野様 延宝元丑年(一六七三) より

(脇坂

淡路守) 御預り

新検地これある事

他に簡単な土地調査があった地域もあるかも知れないが検地 としてあがっているのは右の二項だけである。

 $(\Xi)$ 

の三分一銀納法については、 ちくさの村々の越訴に直接

が行われたかを考え越訴の原因を探ってみることにする。つながっているので訴状をみながら、どのような目的でこの法

恐れながら書付を以って願上たてまつり候御支

く存じております。七三〇)の御年貢米は御銀納におおせつけなされ、ありがた七三〇)の御年貢米は御銀納におおせつけなされ、ありがた一、播州宍粟郡千草組惣百姓申し上げ候、一昨年の戊年(一

昨年亥年(一七三一)の御年貢も御銀納になし下さるべきとの事でございましたのでありがたく存じておりましたとことの事でございましたのでありがたく存じておりましたとことの事でございましたのでありがたく存じておりましたとこでありるように、二度も大風雨になり諸作物がみな吹き倒れ、をかけるように、二度も大風雨になり諸作物がみな吹き倒れ、でのほか悪く、御年貢として御納めできるような米を整えるてのほか悪く、御年貢として御納めできるような米を整えることができそうにございません。

いましたのに、年もさしせまった十二月の八日に急に米で納致しておりましたが、しかと御取上げもございませんでした。致しておりましたが、しかと御取上げもございませんでした。

めよとのおおせつけ、全く百姓たちは難儀致しております。

の運送賃が一石について銀三匁いります。納米一石について銀四匁あまりもいり、又千草より出石まで勤めておりますが、そのような御用にいります費用が、御上重賞米や諸払い(雑税等)の役人として、毎年村々の庄屋がさて又米納でございますと、出石、網干、大坂、江戸へ御さて又米納でございますと、出石、網干、大坂、江戸へ御

ません。
大枡ですので実際には京枡に五斗三升余も入れなければなりた。
そして御上納米一俵に五斗入れて俵を作りますが、それが

ることになっております。について余米と申して三升、又瀬取米といって八合二勺いれそのように大枡で俵をつくりましても不足し、その上一石

ております。そのほかにも諸役高割銀が近年だいぶ多くかかるようになっ

者も多くでるしまつでございます。それで百姓たちは、ことごとく困窮し、つぶれ百姓になる

米の上乗りで大坂、江戸へ参ります村役人の費用も諸入用のどうか所相場で御銀納にしていただきますならば、御上納

命令を代官たちに出した。

少なくなり、その分だけ滞納しております分のたしにも致した銀も瀬取米等のほか、いろいろとかかります銀がすこしでも

たいと存じあげます。

(この後に一、で書いた訴文が続く)

た訴文の内容を検討してみることにしよう。「訴文はまだ続くが一応ここで中断して、ここまでにあらわれ

でで、 一品種だけでなく、早稲、中稲など作付の分化が進み、 機見を終ってから収穫する事が不都合になった事も定免を拡大 検見を終ってから収穫する事が不都合になった事も定免を拡大 した理由だがその他、農業のあり方が変化してきたのは、特に した理由だがその他、農業のあり方が変化してきたのは、特に とを目的に作りだした作物)の栽培が盛んになってきた事である。

吸い上げようとはかった。この畑作の収入増加の分を幕府はる代納のしきたりであった。この畑作の収入増加の分を幕府は畑地にあたるとみなされる村高の三分の一は米納でなく銀によれまで天領における畑作の年貢は三分の一銀納法といって、

に三分の一銀納をやめてその分を米で納めよという次のようなそして米と銀の換算率を引き上げるため享保七年(一七二二)

三分一金銀納の分、米納につかまつるべきむねたっす。

しかれども米枘にすると写生たちこ人用があくかかり割るらず米納にするよう村々へ申しわたすべく候。一金銀納にしてきた分について、当寅(一七二二)冬より残一、 各御代官所御物成(年貢)のうち、ただいままで、三分一、

場よりも増金しないときは許可をしてはいけない。だろうから、もしこれまでの通り、金銀納にしてもらいたいと願い出た場合と願い出ても、そのようにほならない事を申し聞かせ、そのと願い出た場合は、始めて金銀納にすると百姓たちに入用が多くかかり困る

よいかどうか御伺をたてるように。でつり上げ、その値段を書きつけ御勘定所へ出して、それでで金金をなんどもせり上げ、この上増金できないという線ま

享保七年寅八月

法令集) ため次のような参考資料が別紙としてついている。(江戸幕府ため次のような参考資料が別紙としてついている。(江戸幕府この法令の末尾に、どのくらいせり上げたら良いかのめどの

延宝年中三分一値段覚

# 延宝三卯年三分一極値段

一、五畿内 米一石に付、銀七十六匁

ただし所相場に十五匁九分増

(他略

この法令はいかにも正直であけすけな、よくこんな命令が出せ

た。

たなと思うだろう。

り上げる。

り上げる。

り上げる。

り上げる。

り上げる。

り上げる。

り上げる。

り上げる。

り上げる。

りといて、それにつけこんで銀納値段の換算量をせたちが、米納になると入用が多くかかるのできっと前通り銀納たちが、米納になると入用が多くかかるのできっと前通り銀納・

それも末尾に国ごとに比較して国ごとの換算率量をきめる。

全く念がいっている。

とワナにかかった、というよりこのワナから逃れるてだてがなところがそんなカラクリを夢にも知らない百姓たちはまんまたらなんとあきれた、きたないやり方だと憤慨するだろう。この法令は代官や役人だけが見るから良いものの、百姓が見

藩でさえ予期せぬ程の深刻な打撃を百姓たちに与えた事になっは不作で法令を出した幕府や、その法令にのって実行した姫路の幕府の法令を見れば明白である。それにこの時ちくさの村々ようとしたわけで、米がほしくて米納を命じたのでない事は此たのだから、此の時に点をかせいで上様のおぼえをめでたくし

である。

ですむとは思っていなかっただろう。を覚悟していたかも知れない。天下の法を破るのだから、ただの吉右ヱ門、岩野辺村の半兵ヱ、千草町の八郎兵ヱの三人は死江戸まで行ってお上ぢきぢきに訴えようと出ていった東河内

して広くその名を知られていた木内惣五郎の姿が浮んでいたか妻子ともども処刑された佐倉宗五郎。芝居にも仕組まれ義民と人たちのために将軍家光(家網ともいわれている)に直訴して彼等の胸の中に、下総佐倉藩の領主堀田氏の重税にあえぐ村

槲原式部、あるいは輩下の奉行が、せっかく天領を一時預っ

も知れない。

かったわけである。

(四)

訴状はめんめんと続く

れば御聞き届け下さいました。り分けて、御願いしていることが道理にかなっている事であは、道理にかなっていることと、はずれていることをはっきは、道理にかなっていることと、はずれていることをはっきー、おそれ多き申し上げごとではございますが、古の御代官ー、おそれ多き申し上げごとではございますが、古の御代官

っているのでございましょう。・ところが姫路の御支配になりましてからは一体どのようにな

だの一ぺんも御聞届下さいましたことはありません。 所の庄屋、年寄を頼んで御願い致しましても、これまでた

縄の者たちを御だし下さいますよう願い上げたてまつります。願申し上げます。どうか御慈悲の上牢屋に入っている者、手すがこのような事情で、この度の銀納の件も直接百姓から御それら村の役人方を通じて筋を通してお願いするのが当然でそれで庄屋、年寄を頼んでも頼みがいもありませんので、

ぎらず売ったり、又は質入れして御上納をすませておりましでも御年貢を皆済できなかった百姓は、上・中・下の田畑にか一、前々には諸入用などすこしにて勤まりましたのに、それ

知れないと存じます。 知れないと存じます。 にも売れず又質にもとってくれません。したがって御年貢がにも売れず又質にもとってくれません。したがって御年貢がたが、近頃御年貢米に諸役の御用金が多くかかりますので耕

てまつります。の為、所相場の銀納で御年貢を御納めできるように御願いた一、右のような事情でございますのでどうか御慈悲、御救い

ます。

ます。

だし所の庄屋や年寄たちが私たちの願いをどのように申しただし所の庄屋や年寄たちが私たちの願いをどのように申しただし所の庄屋や年寄たちが私たちの願いをどのように申しただし所の庄屋や年寄たちが私たちの願いをどのように申しただし所の庄屋や年寄たちが私たちの願いをといるように申したが、

以 上

榊原式部大輔預り所

播磨国宍粟郡千草組

惣百姓

惣代 平兵ヱ

惣代 市右ユ門

享保十七年子五月

御奉行所様

これで訴状は終ったが、その中の語句などについて簡単に説明

する。

〇千草より出石までの運送賃一石につき銀三匁。

年貢を納める村より五里以内は村負担で百姓にかけられ、

それ以上には五里外駄賃が支給される。

〇江戸浅草の米蔵に納めるのを廻米といい、その他に納入す

るのを話米という。

廻船は請負人があるが、それには村方から上乗と納庄屋が

のり、船中の事は一さい上乗が責任者となり、納庄屋は蔵に

納入する責任者となる。一村分で満載にならない時は数カ村

でつみ込む。

○京枡、戦国時代、京都を中心に広く使われた枡、秀吉はそ

れまで国々により一定しなかった枡を統一して京枡にした。

江戸初期は江戸で作られた枡と京枡を併用した、寛文九年(一

六六九)江戸の枡に統一した。

この事から文中にある百姓たちが五斗俵だといっても実際

は五斗三升余も入れねばならないと言っている。ちくさの村

々の百姓たちは京枡を前々から使っているのに年貢で大枡で

出すとなれば一俵につき三升余りも損になると思えるわけで

ある。

〇瀬取米 大船から小船へ積みかえて陸上げする際などこぼ

れ米ができて減るという名目で余分に入れる米

〇沢手米(航海中にしめったりする米、それは安くしか売れ

ないのでそれを始めから見込んで余分に入れる米

〇濡米 航海中にめれた米 これは正米と取り換えるか、金

納するかしなければならないが、時に納庄屋が代米を買う時、

米商人と結托して不当な高値で買い入れたことにして百姓に

ず年貫銀が不足したといって割を百姓にかけたりする不正も

ぬれもしないのに濡米になって安くしか売れ

割をかけたり、

時々文書に表われていることもある。

〇口米(口永) 本租に対する付加税、年貢徴収にあたる代

あった。享保十年以降、天領では代官所の諸費用は幕府が支

官の事務費として納入させた。

それは地域、

時代により差が

納についての付加税は口米、銀納についての付加税を口永、給し、そのため口米、口永は幕府に納めるようになった。米

永はもともと永楽銭の永。

につき三升と定められた。 を補充するため、あらかじめ徴収する付加米、享保時代一石を補充するため、あらかじめ徴収する付加米、享保時代一石の欠米 年貢米、商品米の輸送、取引の過程でできる欠損米

(五)

その日記の意をくみながらわかりやすく書いてみよう。れていたから、おそらく尾崎氏のご先祖が書かれたものだろう。た人がいた。名はわからない。黒土の尾崎正城氏の家に保管さをしたがいた。当時の村々の情勢を克明に日記につけてくれていまころでこの越訴の件はちくさの村々にとって前代未聞の大

は出来が悪かったので五割引していただき半納致しました。米一石について銀二十九匁の値段で上納致しました。畑の方享保十五年(一七三〇)戍の御年貢米は銀でお納めしました。

た。百姓は気の毒なことでございます。銀納にしてもらうよ享保十六亥年、米納にせよと十二月三日に御ふれなさいまし

村中の総高は五千石

正月十一日 大森で寄合

三村から人数三人江戸表へ御上り竹屋、八郎兵ヱ、岩野辺村石原の半兵ヱ、東河内村与七郎の享保十七子年二月四日出立で江戸表へ銀納の御願に、千草町

印をとりました。
で、一草町)道具屋太郎兵工に渡し黒土村の者は銀納などと町(千草町)道具屋太郎兵工に渡し黒土村の者は銀納などと上、茂兵工・茂右工門たち四人は銀二十五匁を子二月一日に上、茂兵工・茂右工門たち四人は銀二十五匁を子二月一日にところがこの黒土村の西、二郎右工門・川井、太右工門・道

れない、と山どめの申し合わせをされました。それで鷹巣村の方は草、木をとりに黒土の者がきても一切入

ヱへ右の御状つけられ気の毒に存じました。 三月九日 たかのす村惣百姓より黒土村、年寄役 川井仁兵

三月二十四日(江戸表より三人が帰って参り、二十八日に組

中 大森で寄合

目一石、 升の口米、 路の御領地になってから御年貢は五割三分。 江戸表へ申し上げましたのは、千草組の御年貢上納の事。 実納一石八升. 又三升の余米、又六合の瀬取米、 合計一石八升 それに一石に四 姫 名

路表をふみこえて直接江戸表へ申し上げたわけで、この三人 必要になる。この通り御江戸様へ申し上げました。これは姫 庄屋たちが出石陣屋へ相談なされ姫路役人八人へ申し上げま にもしもの事があれば気の毒で、 入用銀は一石ニ付銀十八匁の入用で組中合せて新銀十九貰目 岩野辺、 ĦĹ 黒土、七野の

した。

気の毒に存じました。 五人の者がむりむたいに、出石へ手縄をかけて引きたてられ 四月十二日 江戸参り三人と町、 新助· 河内村、 安右ヱ門の

しました それで十三日大森へ組中が集まりなされ、高に三分割いた

又々御江戸様へ御申し上げの相談を致しました。

**千草組** 

t

八ケ年は御年貢米を出石、網干にて

たとてろくなことにならんだろうと、 に割かけられ、 なかっただのと、 が不足だったとか、 人や庄屋衆が売買なされるとき、 それでこの度の件につきましてどうせ姫路の御役人に願 組中の百姓たちが迷惑致しておりました。 いんちきされ不足分だというのを百姓たち 米の性が悪く安値になって年貢銀にたり いろいろとサイクされ量目 組中の百姓が寄合、 相

談の上、直かに御江戸様へ御願いする事になったのでござい ます。これが四月十三日大森へ集った時にきまったことです。

四月二十六日 河呂村 市右ヱ門、 岩野辺村 平兵ヱの二人

が御江戸へ下りました。

四月二十七日 いでになりました。 小林儀右ヱ門様、 捕手でございます。 山下源太夫様が千草組 へお

ました。 黒土にお泊りになり、 惣百姓まことに気の毒でございました。 黒土村の百姓たちを御しらべになり

五月五日 でなければならない時は、 に他村へ行ってはならない、どうしても所用があって他村 さもない時は処罰すると仰せられ、 節句でございますが、 庄屋へ、ことわりしてから行け 黒土村の者は節句のお祝い 気の毒なことでございま

す。

姫路役

縄うち岩野辺村庄屋へ引きなされ百姓めいわくいたしました。近月六日 鷹巣村で重左ヱ門、久兵ヱ、九郎左ヱ門三人が手

二十七日庄屋たちがおゆるしを願い岩野辺の庄屋方で右の三

人の者の手縄をゆるされました。

五月十三日 姫路より田中権之助御代官様や捕手の衆十二人、

捕手の衆は大門屋や米屋、善左ヱ門殿の所へおとまりにな

総数十五人が千草町惣右ヱ門殿の所へ御入りなされました。

りました。

そして源伸をおしらべになり組の木地屋、六郎兵ヱ殿の家

へ御預けになり夜昼六人づつ番をつけられました。

百姓迷惑致しました。

組中村々つぶす印判の事にて役人たちが村々で威張りちら

し百姓たちは体をちいさくしてすくんでおりました。

十五日は、黒土村、騾巣村二ケ村へ役人様七人おいでになり、

圧屋、年寄や黒土村は半左ヱ門、鷹巣村の久兵ヱを御しらべ

のため町でおとまりの御代官様の所へ参るよう、との事でし

町の源仲を西山村の善右ヱ門、新兵ヱ、善左ヱ門、因幡屋た。黒土の半兵ヱは財産召上になり手縄は許されました。

市兵ヱは十六日に出石まで引かれました。

そして村々の御詮議(取調)をきびしくなされました。

ながれている者たちの入用銀を村高に三分割出しなされまし五月十八日 大寺の太右ヱ門、河内佐次兵ヱが姫路の牢につ

た。

三分ずつの算用におこしなされたものです。姫路清兵ヱ様組へおこしなされ牢入用一人当り米代日に一匁

此村(黒土)の連印は出しませんでした。

が千草町におられる代官様の所へ寄り合することになってお十九日 三河、八ケ村の庄屋たちと、七野、黒土の庄屋たち

ります。

ば飛脚だったようでございます。二十日 又姫路から御役人が一人参られたそうですが、

きけ

二十一日 御代官様は姫路へ御帰りになりました。九日ぶり

の事でございます。

二十三日 姫路から善左ヱ門、市兵ヱ、新兵ヱが帰って参り

ました。

が姫路へ牢入用銀をもって行かれるような話でございました。そして庄屋たちが岩野辺の庄屋宅で寄合され、同日八兵エ

用の筋でございました。 五月二十八日 組中の庄屋たちが姫路様へ参られました。御

十九日のことです。役人様が四十七日ぶりに姫路へ御帰りになりました。五月二

れ替申しました。うるう五月五日の事です。御代官様が江戸表へ御下りなされますので牢入りの者牢に入

さいました。 うるう五月八日に姫路へ行かれていた庄屋たちがお帰りな

ございましょう。木九兵ヱ様が千草町においでになるので、ご相談されるので木九兵ヱ様が千草町においでになるので、ご相談されるので九日には町庄屋の所で河呂不足の事について寄合なされ、鈴

して帰って参りました。東河内、安右ヱ門が五十七日ぶり、うるう五月十一日に出牢

うるう五月六日に江戸様より、御願事は何事によらず御江戸

表へ願えと御廻状が参り千草町組内に読み聞かせなさいまし

た。

享保十七年子うるう五月十日河呂のつぶれ百姓の田、六町六

反七畝五歩、村中の百姓が田艫しました事はまことの事でご

ざいます。

て参りました。御江戸表へ参っておりました者、うるう五月十三日にかえっ

に御触れでございました。 成の年の御年貢籾米は四拾四匁五分の値段で銀納するよう。

手縄かけたのは間違いでしたので御こしになられたものです。十五日 姫路御役人様鉛越まで御こしなされました。源仲に

榊原式部大輔様 姫路より十五日に御江戸表へ御出立なされ

同日船越役人様二十三人御連れに、御使者が御出でなされ

ました。

ました。

戸表の様子を御話になり、組中うけたまわりなされました。うるう五月十九日組中、大森に寄合、平兵ヱ、市右ヱ門江

参られたので、出石よりその日に御帰りになりました。役人御代官様が替りましたので、新しい御代官に御目見得に同晦日 村々庄屋たちが出石へ参りました。それは姫路御二十八日 七野村で庄屋たちの寄り合がございました。

以上は五月とうるう五月までの事。

りました。 江戸行き平兵ヱが出石へ六月一日に呼ばれ、三日に帰って参

・網干より御年貢米が殊の外欠米(不足米)ができたと六月四網干より御年貢米が殊の外欠米(不足米)ができたと六月四

日佐市郎から飛脚が参りました。

います。

、十兵ヱ姫路表へ参られましたが厳しい御用のようでござヱ、十兵ヱ姫路表へ参られましたが厳しい御用のようでござあるようでございます、河内弥兵ヱ、三河曽兵ヱ、斉木徳兵六月五日に右八ケ村、大森に寄合、又々御江戸表下る相談が

の中札書かえ申しました。年屋より組中へ御状を廻されおり申し、網干役人様替り、米上屋より組中へ御状を廻されおり申し、網干役人様替り、米十日に姫路より河内庄屋弥兵ヱかえりなされ、その夜黒土村

十日に姫路より重兵ヱ、清兵ヱ帰られました。

見が合わず、その日は、そのままお開きになりました。用銀を、庄屋は百姓に出せと言い百姓はよう出さんと言い意十二日に黒土村へ組中の庄屋、惣百姓が寄合い、姫路の牢入

ました、代官・大森六太夫様と申します。六月十六日は姫路より宗門改の印形、十七日千草町にて致し

路へお引きなされました。室谷平兵ヱ、十七日に手縄うち、年寄七兵ヱと共に十八日姫御代官上原伊右ヱ門様が役人二十人つれて江戸参りの岩野辺

河呂村米不足の事で、役人黒土村庄屋で御とまりなされまし

た。

河呂庄屋、年寄、惣百姓どもが役人のお調べを受けました。

ヱ門は牢入用銀の質物にとられておりました。岩野辺村年寄七兵ヱ、姫路より十三日に帰られました。与右

江戸へ参られました。 六月二十六日 岩野辺室谷仁左ヱ門、西山村竹の上長助 御

二十七日(町、岩野辺、東河内、西山、鷹巣の庄屋百姓中へ

姫路表へ出頭の御いいつけが参り十五人の者が、二十八日姫

路御役人様へ御目見得なされるようでございます。

けがありましたが、百姓は御受けの返事を致しませんでした。牢入用銀について御代官様より百姓に差出すようにと申し付

七月七日 出石御代官、姫路御役人様、千草七ケ村へおこし

になるようでございます。

なったようで役人様は九日に御帰りになりました。 しを受けるようになるので村々全部米納の請印をすることに銀納にする師判をするようですが、銀納では又姫路の御ただ納にする請印判をしますようです。西山、西河内、岩野辺は外日 村々御調べなされました。千草町、河呂、黒土村は米八日 村々御調べなされました。千草町、河呂、黒土村は米

日ぶりの事です。 鷹巣久兵ヱ、七月十三日に帰られるようでございます。九十 庄屋たちが参られましたが、町新助、同源仲、西山善右ヱ門、 七月九日 姫路牢入の事に町、勘助、大寺太右ヱ門、その外

大寺新助は百二十日ぶり

七月十六日に黒土村へ右七ケ村の寄合があり、それは米納の

請印をするためです。

この印判は御江戸表へ差し上げ、これまで銀納の御願いし

ていた願をとり下げようとの寄合でございます。

ところが岩野辺一村だけは銀納の印判ですので、庄屋が岩

野辺も米納の印判にするのかと仰せられました。

七月十八日に岩野辺庄屋、年寄太郎兵ヱ、西山村庄屋、その

外各々衆、

姫路へ参られました。

七月二十三日(この黒土村で右八ケ村組

事を致しませんでした。戸表へ行くようにと仰せつけられましたが百姓はこの事に返庄屋が米納にする請印は、組より百姓二人、印判を持って江庄屋が米納にする請印は、組より百姓二人、印判を持って江

兵ヱ、三人が姫路より百三十二日ぶりに帰られることになり七月二十五日に牢に入っておりました半兵ヱ、吉右ヱ門、平

此の人たちは、御江戸様へ御訴えに上っていた人たちでご

ざいます。

ました。

庄屋十兵ヱ、年寄、その外の庄屋たちもお帰りになるよう

でございます。

村田中の伸右ヱ門と申すものが、八月四日に姫路の代官所様村々つぶれ米納判を持って江戸表へ銀納願のとり下げに河呂

と江戸へ参りました。

岩野辺平兵ヱが八日江戸へ参りました。八月七日 東河内源兵ヱが御江戸表へ参りました処に、又々

. 両人とも厳しく江戸へ参りました。じけなく存じたてまつります、と申し上げました。米納はウソでございます、銀納になし下されますれば、かた

十二日に御触があるようでございます。 々庄屋より米納冬分、大阪の御蔵へ御納めするようにと八 月々庄屋より米納冬分、大阪の御蔵へ御納めするようにと八 月それによって十日千草組中の庄屋の寄合があり、その時、村

の増銀ぐらいでは御願いできない。都合によって銀納に御願いするのだから、米の所相場に五匁だがお上から米納にするよう仰せつけられているのに百姓のだがおよから米納にするよう仰せつけられているのに百姓のだがおよ

事で、それならば百姓の勝手ですので、出石で御請取り下さ又米納では網干で請取きりで大豆は大坂渡しである。との

た、と庄屋がこの通りを読み渡されました。るように御願いした。七野村庄屋五郎兵ヱ殿が姫路へ参られ

御調べがあるようでございます。 九月一日 姫路役人、出石役人おこしなされたので、村々の

斗四升五合ありましたようです。 斗枡の御改めがございました。一俵廻されましたところ五、4.#\*

(注)年貢米検査の方法は納米全部について行うものもあるが、 を納めるとすれば、そのうちの一俵又は二俵を抜き出して を納めるとすれば、そのうちの一俵又は二俵を抜き出して れば全部の俵数にかけて補わせる、つまり検査した俵の不 れば全部の俵にそれだけずつの不足があると見なすので ある。

た処、同日東河内久太郎も帰って参りました。

付きそうて姫路へ十月七日に参られました。間の籾、御借し下さるようにと組中、室村庄屋又右ヱ門殿に子年御年貢は餓しん(ひどい不作)で米がとれないので二年

へ御願いに参りました。 姓一人いっしょに御請取の場へおる事を許されるように姫路姓一人いっしょに御請取の場へおる事を許されるように姫路ヱ門相役に積取りなされる時、百姓寄合相談の上で出石で百ヱ門相のに積取りなされる時、百姓寄合相談の上で出石で百ヱ

にと厳しく仰せつけられました。札、割帳、普請帳持って村々の年寄は必ず飾西までくるようれ、割帳、普請帳持って村々の年寄は必ず飾西までくるよう郷こしなされました処、領地千草組は酉年より子年までの下御江戸より御検見の役人様、子十一月二十五日姫路飾西まで御江戸より御検見の役人様、子十一月二十五日姫路飾西まで

三河、千草御検証なされ、この年百姓大へん迷惑致しました。んでしたので、丑正月一日姫路役人様御こし下さいまして東子の年秋作に虫がわき御年黄米組中三分より外はございませ

ふりました。これも大師の菩心でございましょう。 享保十七年子十二月十五日 四国の伊予土佐に大豆が天より

した。 古の事について七日姫路より閉門をさし許され門を開きまれました。その時黒土茂左ヱ門の家へ役人がとまられ、またれました。その時黒土茂左ヱ門の家へ役人がとまられ、また人足仁左ヱ門と粂右ヱ門が塩野(塩山)まで参りました。 大足仁左ヱ門と粂右ヱ門が塩野(塩山)まで参りました。 大足仁左ヱ門と粂右ヱ門が塩野(塩山)まで参りました。 大足仁左ヱ門と粂右ヱ門が塩野(塩山)まで参りました。

くとざし窓をとじて謹慎させられ、昼夜の出入りも厳禁。(注)閉門とは江戸時代の刑罰の一つ、監禁刑、居宅の門を堅

七	室		西		河	河		岩 野				Ŧ
野			山		内	呂		迈				草
庄屋五郎兵衛	庄屋又右衛門	市兵衛	善右衛門	庄屋弥 兵 衛	與七郎	市右衛門	十郎兵衛	石原半 兵 衛	勘助	惣右衛門	大寺太右衛門	竹屋八郎兵衛
		竹の上長助	善左衛門	源兵衛	安右衛門	田中仲右衛門	年寄太郎兵衛	室谷平 兵 衛		善左衛門	木地屋六郎兵衛	道具屋太郎兵衛
			新兵	久太	佐次兵		年寄七 兵	室谷仁左衛		清右衛	源	大 寺 <b>新</b>
			衛	即	衛		衛	門		F	仲	助
		屋			住	斉	=	鷵				黒
		号			所不明	木	河	巣				±
		千草大 門 屋	兵	左衛	佐	德 兵 衛	曾兵衛	重左衛門		半左衛門	道の上茂 兵 衛	西二郎右衛門
		米屋		五郎太夫	岩野辺庄屋か)	重兵衛	佐五右衛門	久兵衛		<b>粂右衛門</b>	道の上茂右衛門	川井太右衛門
		木 地 屋			八兵衛			九郎左衛門			仁右衛門	川井仁 兵 衛
	野	野	野 住屋五郎兵衛 住屋又右衛門 住屋又右衛門 屋 号 千草大門屋 米 屋 木地	田屋田郎兵衛 竹の上長 助 屋号 千草大門屋 米屋 木地市兵衛 竹の上長 助 屋号 千草大門屋 米屋 木地口 善右衛門 善左衛門 新兵衛	野       庄屋弥 兵衛       次 条       久 太郎       奥左衛門       五郎太夫         山       善右衛門       善左衛門       新 兵衛       上屋重 兵衛         中 屋 五郎兵衛       竹 の 上長       助       屋 号       千草大門屋       米       屋       木 地	野     庄屋弥兵衛     海兵衛門     佐次兵衛     住所不明     住所不明     住所不明     住所不明     任所不明     任所不明     人工即太夫       中屋立即兵衛     中屋五郎兵衛門     中屋五郎兵衛門     中屋五郎大衛門     中屋五郎大衛門     中屋五郎大夫     中屋重兵衛門     大     中屋重兵衛門     大       中屋五郎兵衛     中屋五郎兵衛門     中屋五郎大夫     中屋五郎大舎     中屋五郎大	野       庄屋五郎兵衛       中央右衛門       佐次兵衛       大兵衛       住所不明       佐市郎(岩野辺庄屋か)       八         中屋五郎兵衛       中央右衛門       一       一       一       一       中       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       八       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       八       上屋五郎大衛       八       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       八       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       八       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       上屋五郎大衛       上屋五郎大門       上屋五郎大衛       上屋五郎大門       上屋本       本	日       十郎兵衛       年寄太郎兵衛       年寄七兵衛       三河       曾兵衛       任五右衛門       八八         日       中古衛門       日中中右衛門       一大衛       大水郎       上屋至兵衛       五郎太夫       上屋重兵衛       八八         日       中京衛門       中京大郎兵衛       中京大郎兵衛       年寄七兵衛       上屋重兵衛       八八       中京大郎兵衛       八八       中京大郎兵衛       日中中右衛門       五郎太夫       日中中右衛門       日中中右衛門       五郎太夫       日中上屋五郎兵衛       日中中右衛門       日本大郎兵衛       日本大門屋       米       屋       大門屋       米       屋       木         日       中島       中島	野辺 石原半 兵 衛 室谷平 兵 衛 室谷仁左衛門	野辺 石原半 兵衛 室谷平 兵衛 室谷仁左衛門	野辺 石原半 兵 衛   塞谷平 兵 衛   塞谷仁左衛門   本   本   本   本   本   本   本   本   本	野辺       石原半 兵 衛       蓋谷平 兵 衛       室谷仁左衛門       本 徳 兵 衛門       東左衛門       小 久 兵 衛門         日       市右衛門       田中仲右衛門       華左衛門       佐 次兵衛       上 原 衛       正 河       曾 兵 衛       佐 五右衛門       人 兵 衛門         日       中 方 右衛門       大寺太右衛門       佐 次兵衛       上 原 不明       佐 市 郎 (岩野辺庄屋か)       五郎太夫         日       中 兵 衛       1 0 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

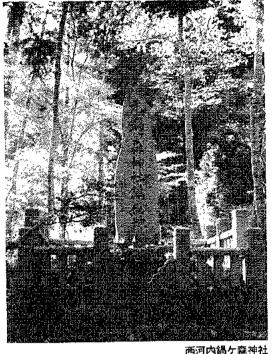
## 兩乞

乞

雨靠 乞:

た森が見えてくる。 落を過ぎ、鍋ケ谷林道に入って行くと左手に、うっそうと繁っ 千草の町並を通り抜け県道を北へ約十一キロ余り、 西河内部

段高く組まれた玉垣の中に二メートル余りはあるだろうか、 然石の立派な碑が建っている。 昼間でも薄暗い森の中へ参道を進んで行くと境内正面に、 白



此の地には立派な社があり雨乞の神様として信仰を集め、旱魃いの地には立派な社があり雨乞の神様として信仰を集め、旱魃

西河内部落内にある村社峯王神社に合祀されるまで、

「元鍋ケ森神社鎮座地」と書かれてある。大正六年(一

九一七)

碑には

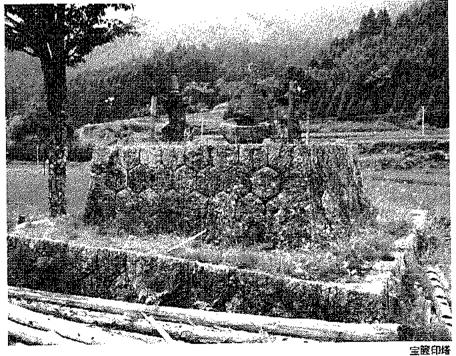
西河内鍋ケ森神社

祈願に参詣され、 の年には、 村内はもとより、 今でも毎年のように鳥取県や東播方面からも 遠く岡山、 鳥取県方面からも雨乞

参詣されている。

無格社鍋ケ森神社ハ村ノ北部字森ノ口ニアリ豊玉比賣命ヲ祀 ル永承七壬辰年(一〇五二)八月十三日ノ勧請ニシテ祭主 大正元年(一九一二)に発行されている千種村誌によると、

出羽国佐藤盛唯ナリト伝ウ



88

と記されており、明治四未五月(一八七一)神社取調書上帳には、

流れに浸食されて出来たのか、風化して出来たのか、見当も

鍋ケ森明神 但 式外

一、祭神 豊玉姫命 神体 鏡

一、神位 不分明

一、社一尺八寸二尺

一、社地 一反歩十五間・二十間除地ノ訳不分明

一、祭日 九月十九日

いる。
・
と記録されている。社の奥の、奥ノ院といわれる所には、岩と記録されている。社の奥の、奥ノ院といわれる所には、岩

八個、少し下流の方は岩が土砂に埋って語り伝えられている十谷川の中の玄武岩であろうか黒いツルツルした岩に、大小七、

付かないが、中を見ると鍋を想像するようにきれいな鴎穴が出付かないが、中を見ると鍋を想像するようにきれいな鴎穴が出付かないが、中を見ると鍋を想像するようにきれいな鴎穴が出



89

誌に記録されている鍋ケ森神社の祭主佐藤盛睢の墓と云われる

宝篋印塔が建っている。

魃が続くと、自然相手の生活の中での水不足は本当に深刻な間昔から人々の生活の中で関係の深い水、その水も年により旱

題であっただろう。

鍋ケ森神社と雨乞の関係も又、村誌に記されているところによいつの時代から起って来たのか雨乞の方法が行なわれだした。

ると、

見命ノ后神ナリ大綿津見命ハ海ヲ掌リ玉エル神ニアレバソノ含のはと weeks 豊玉比賣命ハ大綿津見命ノ御子ニシテ天照大神ノ御子彦炎出豊玉比賣命ハ大綿津見命ノ御子ニシテ天照大神ノ御子彦炎出

縁リヲ以テ………

と水との関りを付けている。

ている。 たらしく、岩野辺庄屋一坪門蔵神日記の中にも次の様に記されたらしく、岩野辺庄屋一坪門蔵神日記の中にも次の様に記されをみる事がある。明治九年(一八七六)の旱魃は特に厳しかっをみる事がある。明内の古文書を調べていると、時々雨乞の記録

5

明治九子年大旱魃に田方の水、日本国々大なんぎ致しあまご

い記しおきそうろう。

一、四月五日 二宮様にてあまごい

一、四月六日 西河内なべが森参り

、四月七日(当村小河内岩ケ谷にて千駄たき)

一、五月十四日 上松山千駄たき

、五月十八日 同所にて千駄たき

、五月二十四日 室村日名倉山参り

但し室村、七野、黒土、町、西山、岩野辺六

河呂村笛石上千駄たき

カ村

一、五月二十五日 徳久の上の滝参り

一、五月二十七日 上松にて千駄たき

、五月三日 大森宮様

参入より水かけ五、六石ほど、外中の寺方御を含む。右下河野より奥八カ村西蓮寺様の頭より

殿にて勤被致そうろう

一、五月六日 小河内滝参り。

二カ所千駄たき

一、五月四日 - 西山村嶋谷滝にて町、黒土、室、西山ノ五ケ村

寄合

干駄たき

一、五月九日 上松山にて千駄たき

新宮外拾組、壱組二弐人宛二十二人宛

毎日西河内なべが森参り

又、村中二人鍋ケ森、東河内かなべの滝両所

日参り村中廻り参りそうろう事

一、五月九日より雨ふり始め十七日まで、内十五、六日大雨降

ŋ

また同年の西河内村、

民費受払帳の中にも次のように記録され

同二十五日でいる。

死するに立ちいたり雨乞当村鍋ケ森大明神に

殊のほか旱魃につき田畑の作物、木、

枯

三円四拾四銭、

祈念いたし上ノ山において薪百二十駄たき申

し候につき右樵人足三十四人分

村中の人々が雨を待ち望んで、あらゆる雨乞祈願を行ってい

る様子がうかがえる。

それぞれ順番に鍋ケ森神社や滝へ日参りをしたり村中総出で

氏神様へ集まり雨乞踊を行っていたらしい。

現在鍋ケ森神社の合配されている峯王神社にはその様子を書

長さが二メートル余りの大きな「しゃもじ」が三本

雨乞成就に奉納されたものであろう。

いた絵馬、

しゃもじにはそれぞれ奉納者の名前が次の様に書いてある。

明治十四年十月 日

奉納 当所寺谷亥年男

奉納 佐用郡徳久村東徳久部落

昭和十四年八月上弦

奉納 佐用郡徳久村西徳久横畑

袖日記」にも次のように書いてある。山頂で木を集めにぎやかに千駄たきを行っている様子が「門蔵まであちこちで行われていたようである。各戸より寄り集まり、高い山の上で大きな、たき火をする千駄たきもそれぞれつい最近



しゃもじ

# 二十四日 室村、日名倉山参り

右山二ノ丸頭より二百間ほど室、日名倉幾兵衛と申す人、東但し室村、七野、黒土、町、西山、岩野辺六ケ村

の平ころび候、

宮にて二半

〆六斗のみ申す事



西河内寨王神社

### 一古老の話

ビュルン耳もとへ、へっとくと、とんできて、どだい、おられ「おかんよ、わりやあ。どうのこおのて、鉄砲玉がビュルン、

へんかったワ。

られた思い出話の一節である。小林さきえさん(明治三十二年生)が、古老たちの集の時、語小林さきえさん(明治三十二年生)が、古老たちの集の時、語第二次長州征伐に軍夫としてかり出された岩蕗槌右エ門の孫、

がなくなるので、かわりに槌右エ門が出たわけである。いたが、当時佐太郎はまだ独身で、もしもの事があったら後継本当は、さきえさんの父にあたる佐太郎が出ることになって

もうて、でんでもええことになって。やれやれじゃったいうて出んとしょうがない、と覚悟をきめとったら、幕府が負けてしかくれとったんですワ。この次、出え、ゆうことになったら、「抜けてもどったんが見つかると討首になるかも、というて、

握ってから二百数十年続いた徳川幕府が倒れ、明治維新へと大関ヶ原の戦(慶長五、一六〇〇)で家康が全日本の支配権を

をちくさで見つかった十数通の文書をもとに述べてみよう。鄙な私たちの古里ちくさの村々がどのようにかかわっていたかきく日本の歴史を書き変える引金になった長州征伐に、この辺

## □ 長州征伐の前夜

特人だ。 十八世紀末からあらわれた、外国船の日本沿岸への接近は、 中八五八)には初代駐日総領事ハリスと日米修好通商条約を 幕府の首脳部の頭を悩ませていたが、嘉永六年(一八五三)ア 日米和親条約を締結しなければならなくなり、ついで安政五年 日米和親条約を締結しなければならなくなり、ついで安政五年には、 事所の首脳部の頭を悩ませていたが、嘉永六年(一八五三)ア はんだ。

大名、志士たち百名を処罰した。 大老井伊直弼は反対派の弾圧にのりだし八名を処刑、公卿

7

元治元年八月に出兵した。

発展した。十八名に暗殺された。そして尊皇攘夷、倒幕の動きは急角度に十八名に暗殺された。そして尊皇攘夷、倒幕の動きは急角度に目的だったが、結果は逆で、井伊大老は水戸、薩摩の浪士など日れを安政の大獄といい、この大弾圧は幕府の権威を高める

狗党の反乱、と倒幕の挙兵が相つぎ騒然たる世になった。大三)と、幕府をますます窮地に追いつめていった。文久三年、大三)と、幕府をますます窮地に追いつめていった。文久三年、一八士たちはイギリス公使館の焼打、外国船の砲撃(文久三、一八士の大人三年(一八六二)朝廷は攘夷の方針を決定。攘夷派の武

クーデターが成功して京都から尊皇攘夷派勢力を追放。り、崩れゆく幕府のたてなおしをはかろうとした公武合体派の・文久三年(一八六三)朝延の伝統的権威と結びつくことによ

門で幕府、公武合体派の諸藩と戦って敗北。この戦を蛤御門の元治元年(一八六四)長州藩は京都での勢力奪回のため、蛤

又は禁門の変という。

州追討の勅令をとり、さきの尾張藩主徳川慶勝を征長総督とし禁門の変で長州軍が皇居へ発砲したことを理由に、幕府は長

当時長州藩では、下関砲台より外国船を砲撃し、英、仏、

米、

したので幕府軍は戦わずして兵を引き上げた。これが第一次長と四人の参謀にかぶせて処罰し、藩主父子閉居、恭順の意を表力が強くなり、毛利家支族吉川経幹の説を入れて責任を三家老蘭四ヶ国連合艦隊の来襲を受けて屈伏した事件以来、保守派の

州征伐までのあらましである。

画を進めた。 ・ は守派から主導権を奪いかえすことに成功、武士だけでなく農保守派から主導権を奪いかえすことに成功、武士だけでなく農るがいから主導権を奪いかえすことに成功、武士だけでなく農るができる。

こに第二次長州征伐が始まった。 慶応元年(一八六五)幕府は将軍家茂自ら大阪に出向き、こ

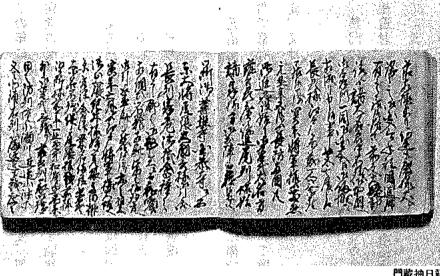
くに薩摩は出兵命令を聞かなかった。しかし此の度は、朝廷も諸藩もこれに反対の空気が強く、と

兵することができなかった。時にかり集めた軍用金の返済のめどもなく、遂に第二次には出時にかり集めた軍用金の返済のめどもなく、遂に第二次には出山崎、本多藩などは譜代大名でありながらも、第一次征長の

慶応二年六月幕府軍長州にせまる。連載連敗。

そのありさまを岩野辺の庄屋一坪門巌は「袖日記」に次のよ

うに記している。





勢集め、

よろい、

かぶとなど、すておき陣所へ引き上げ、

皆あとで長州

ひろいとり持帰りそうろうありさまで!

(後略)

れありそうろうても負けいくさにて、

日々死人多く、

弓

鉄炮、

(E)

天領の村々

ようである。

幕府軍が長州軍にさんざんなめに合わされた様子が眼に浮ぶ

領分)葛根村は安志藩(私領、 村、上三河村、中三河村、下三河村、下野村、 官の支配、千草町、黒土村、七野村、 小茅野村は大阪谷町の代官所の支配下にあった。 領で西河内村、東河内村、河呂村、岩野辺村、 そして大沢村、 ところで、当時ちくさ、三河の村々は幕府が直接支配する天 (山崎町塩山) 銀山村 今出村、 (同上) も大阪谷町の支配下であった。 土万村は三日月藩 小笠原信濃守領分)であった。 室村、下河野村、 (私領、 西山村は生野代 漆野村と西塩野 船越村、 森対馬守 鵬巣村, 河崎

―またまた翌寅年六月より江戸将軍様大阪へ御出張。 芸州広島表御つめ、 入れかわり立かわり大いくさ。 石州山海辺までも越え、たびたび御合戦 高田、 柳原、 会津、 日々防州境小瀬川近辺の山 今津、 桑名、 備後譜代 人馬夫役の命令が来た。 慶応元年(一八六五)十一月十七日、

鉄炮、

大筒、

ところが日々、

度毎に長州方勢強く、東方大勢もって戦いこ

沖など、又は北浦、

大名残らず、

紀伊様はじめ彦根、

(前略)

それは、 作州 (岡山県の東部) 播州の天領すべての村々へで

生野代官支配の村々へ

部 下されるから、その事をよく心得てとりはからえ。 をつけ差図の場所へ出むかせよ。人夫に出たものの留守中は、 の者をえらび、二十五人に一人の宰領(人夫の支配、 かわりの者に耕作させるようにし、 つけられ候間、 「長防(長=長門、 御人数御さしむけにつき、 そのむね相心得、 山口県の北西部。 御領所村々へ、人馬夫役おゝせ 村高千石につき五人あて壮健 その者の手当は、 防||周防 山口県東半 お上より 監督役

ひら人足の二人分下される。 一、留守中の百姓仕事を代ってする者の雇賃は一ヶ年に金一、留守中の百姓仕事を代ってする者の雇賃は一ヶ年に金の、はのでは、留守中の百姓仕事を代ってする者の雇賃は一ヶ年に金

え幸領になる者の名もきめて出せ。一、右の人足として村々で壮健の者の名前をきめ、そのう

早々に人数をいつまでに出すか定めよ。一、右の人足、宰領の者共は生野御役所にて見聞するから

右のようにお、せつけられ候につき御請書を差上たてま

つり候、以上

丑十一月十七日 (一八六五)

生野御役所

である。山村の槌右エ門(岩蕗)と西河内村の福藏(井上)以外は不明の時人足として徽発されたのは二十人程だと思えるが、前記西の時人足として徽発されたのは二十人程だと思えるが、前記西当時ちくさの十一ヶ村は村高合計は約四千百石程だから、こ

官も広島へ出発することになった。
幕府はいよいよ長州征伐の戦端を開くことになった。生野の代宸襟(天子の心)を安んじたてまつるべし」との勅許が下され、慶応二年(一八六六)六月七日「すみやかに追討の功をとげ

令がきた。 生野代官所から岩野辺村庄屋石原六郎兵エにも広島進発の命

ツ時(前八時)までに御役所へまかりこし申さるべく候そこもと右御用お、せつけられ候間、来る二十八日朝五方御用をお、せつけられ来る七月一日御代官出張につき、御用状をもって申入候、しからば今般、芸州広嶋兵粮

寅六月二十四日

後藤鑑二郎

播州岩野辺村

代官所から御用状が来た次の日づけで、 生野の井筒屋からも

飛脚がやって来た。

菊地 桂 信一郎 権作

ざ候 以上 六月二十五日

まずは右の段申し上げたてまつりたく、かくの如くに御

なさるべく御さしぞえの分も間違なきようなさるべく候!

別紙御書付御拝見の上御日限御おくれなきよう御出勤

さし、小者をつれて生野代官所まで急行した。道中の町村へ出 発に当って次のような先触を出した。 六 郎兵衛 (伴藏と同一人)のみならず宍粟郡の庄屋衆は刀を

両。 掛部 荷。

一、人足三人。 挺

からわれるよう。この先触、早々森垣村から銀山町(生 その前後の村々より申し合せてさしつかえないよう取は 銭受取り、とどこおりなく、また渡舟で川ごえする所は で参りますので書面の人足、支配所のほかは御定めの賃 村を出立、芸州広嶋行の御用で、夜ふけには生野陣屋ま 右は、私たち明二十七日昼九ツ時(正午)宍粟郡岩野辺

先 触

野 の方へ出ております井筒屋達次郎方へ届けられます

しからば此度伴巌様へ御書付相渡し候につき御たっし

申上候

98

石原六郎兵工殿

岩野辺村 門藏様

伴藏様

生野

井筒屋

御用向

少々さし急ぎ御用向のみ申上候、

今般御用向の義いず

れさることと存じたてまつり候

飛脚をもって申上候、向夏の節貴君様ますます御安泰

のよし珍重の義に存じたてまつり候

よう。

横田新之亟手代下役

石原六郎兵工

寅六月二十六日

おけとのことでございました。

て森様へ御うかがい致しましたところ、まずそのままにして

すぐそのことを御役人へ御届けするつもりで、貞藏と相談し

ましたが、人足の者たちはこっそり逃げてしまいましたので、

先月二十六日保井村二十日市の御たきだし場に勤めており

(山崎町塩山)

前ノ庄

二十八日朝飯屋

形

粟 賀

伊 笹 (猪篠)

森 垣 (朝来郡生野町)

銀山町 (同右)

右町村役人中

屋小川知意から六郎兵エにあてた次のような手紙が来ている。 六郎兵エより一ヶ月前に広島で御用を勤めていた森垣村の庄

二十七日夕飯山 千草町 塩 安 野 志 (安富町) 崎

渡し六右エ門に差配させるようとの事でございました。 に積み込んでおります物、残らず糸津御用達の六右エ門へ引 乗り込み、三十日朝宮内沖へ着きましたところ、だんだん腹 痛がひどくなり、しまいに下痢をし大いに難渋いたしました。 み宮内へ乗り廻るよう森様から私へおおせつけがありました。 三十日昼頃、宮内の御たきだし場へ御書付が参り、神力丸 その頃、 二十九日、二十日市より神力丸という船に兵粮米を積み込 私 小々腹痛で困っておりましたが、無理に船へ

り養生したいと届けてくれるよう申させました。 真藏に宮内のたきだし場まで持って行かせ便船で広嶋へ引取 く存じましたが、三十日八ツ時頃(后二時)書状をしたため ましたが、なにぶん痢病同様の病体ですので、大へん心苦し 手があきましたので上陸して御たきだし場へ参ろうと思い

した。 えも出来ません。しかたなく三十日の夜も船に残っておりま しかしなにぶんにも、下痢が甚だしく小舟に乗り込む事さ

その夜八ツ時 (前二時頃)御用達六右エ門が指揮して兵粮

99

以上

へ着きましたところ、ますます痛みが激しくなりましたので、船いずれも宮島湊へつけたと知らせが参り、一日の朝宮島湊

六右エ門の船へ使の者をやりました。

行きたいと申し届けましたところ承知して下さいました。たので、宮島へ上陸しそこでとどまって養生してから広嶋へさいわい中山唯之助殿も、その船へ御出になっておりまし

その時はもう神力丸はすでに出帆してしまい……」(以下原朝まで養生いたしましたところ、少々下痢が止まりましたが、明まで宮島へ参り宿をとり、周斉という医者を頼み、三日

文破損)

焚出し場の責任者として御用を勤めていた森垣村の庄屋小川

さんざんなめにあって困り切っている様子が手にとるようにわ

知意が人足たちにはこっそり逃げられてしまい、その上腹瘡で

かると思う。

(のり付で貼り合されていた手紙の後半が紛失していたのは

甚だ残念ではあるが)

小川知意は、この後広島で死亡した。

われた人足たちにはそれぞれ村々の庄屋たちから幕府軍に従って焚だしや兵粮米の輸送など、その他雑用に使

とおかみの禁令はもとより何事にもあやまちがないよう用心す「御公儀御法度の義は申すに及ばず万事きっと相慎申すべく」

るように厳しく申しわたしがあった。

火の元大切に致すべく候事。付御陣屋にてたばこを吸わな

い事。

歩いたり絶対にしないこと。一いつ御用を命じられるかわからないから大酒を飲んだり出

出すぎたまねや物しり顔をしてはならない。

な事は決して言わないこと。一御武家を指してあの方は美しいとかみにくいとかいうよう

か、口論しないこと。一よその人は言うに及ばず、たとえうちわであっても、けん

いこと。話役へ申し出、自分だけの判断でにげ出したり決してしなる時は世話役庄屋へ届けでよ。もし困った事があったら世一播州、作州の人足の内もし相談して脱走などの気ざしがあ

一めいめい上の方より申し付けられたことは何事によらず、 なまけたり、たとえ無理なおいいつけでも口答えしたり腹

をたてたりしないこと。

付」というように徴発されていた人足たちの逃亡があい続いた。 三人ほか御支配所にて三十人ばかり広嶋より夜脱けに帰り候に 各隊は毎日のようにその報告を出し責任者は逃亡者をさがし 等々二十三ヶ条の守るべき心得を申し渡してあったが「村方

た。

タノ内 九月十六日

第二十三番中隊

御抱歩兵組

不足ノ分弐人

武田録次郎

播州 加西郡

池ノ上村 長 藏

大 畑 村 岩右工門

宍粟郡

百千家満村 弁 藏

七月二十七日

人足に逃げられただけでなく、長州征伐のために村々へ割り

当てられた御用金も集まらなく宰領(人足の監督役)に命じら

れていた弥助も困っている。

恐れながら書付をもって願上たてまつり候

播州宍粟郡夫人足宰領

願人 弥助

作 州

下ノ庄村 久 吉

真 殿 村 国 藏

色

村

伊藤太

上香山村 茂三郎

下野田村

嘉太郎

矢 H 村 類 治

t

右人数のもの共義、 昨日よりもよりの町内種々相尋廻り

申し上げたてまつります。

九人

候得共、一向行方相知れ申さず候問、 恐れながら此段御届け

下役

石原六郎兵工

101

七月

この間、 私、 拝借金御願申し上げました所、日割計算で

お下げ渡し下さいましてありがたく存じ上げます。

しかしながら五月中より勤めておりますので、それはす

でに費いはたし、只今差当って費用に困っておりますので

なにとぞ金十二両、 特別おかし下さいますよう御願い申し

上げます。

もっとも、 郡中村々へ御割当になりました御用金の中で、

私に渡して下さる御手当金につきましては、三方町の直市

が、五月に私が広嶋へ出発致します時すぐ後より送るから

と申しておりましたのに、何回も催促致しましたが、一向に

送って来てくれません。

重々恐れ入りますが此の度の金十二両どうか御借し下さ

るよう御願申し上げます。

万一私 御返しする事を怠りました節は石原六郎兵工が

必ず村々へ御割当になっている御用金を取り立てて、御返

上申し上げます。

右願の通り御聞とどけ下さいますれば御恙悲をもって御

用を相勤め申したくこの段ひとえに願上たてまつります。

以上

生野

御役元

右願人

弥助

人 石原六郎兵工

証

御役所

右の、 金十二両の拝借の件について、石原六郎兵エから生野

の役元へあてて出した證文がある。

拝借證文の事

金十二両也

右は播州村々広嶋夫人足要用につき拝借つかまつり候所、

実正にござ候。返納の義は来る十二月十日きり生野御役所

へきっと返納たてまつるべく候。

これにより金子拝借澄

文差上たてまつり候。よってくだんのごとし

慶応二寅年

七月

**宍粟郡岩野辺村** 

拝借人 六郎兵エ

岩屋谷村

Ā 立平

請

右の請人になっている立平の岩屋谷村は朝来郡朝来町の一部

よう。 にあって金の工面に走り廻っている世話役庄屋たちも四苦八苦 している様子を庄能村 く、広島にいっている宰領や人足が困っているだけでなく地方 六郎兵エにあてた二メートル以上にも及ぶ長い手紙からみてみ 御用金の郡中割には、天領、私領をとわずなかなか集まらな (山崎町庄能) の庄屋小倉嘉兵エが石原

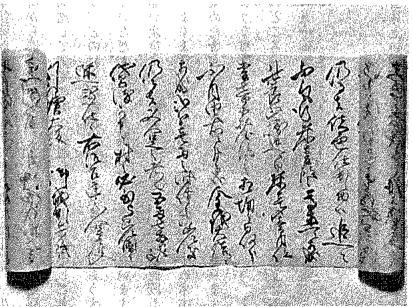
もわかるが、 重要な所の解説をする。 適当に加筆したり省略したりしながら手紙の内容を書き後で (手紙、日記は当事者間では、くどくどと説明を書かなくて 第三者にはわかりにくい所が多い、したがって

した者もあります。 中には日割御下げ渡しの分まで其御地で願い下げ使いま 芸州広嶋行きの夫人足共は出発にあたって一人金一両二 てやらなければそのようなものは皆使い果してしまい、 分づつ御手当金としてもらいましたが夏分の給金を渡し

間の大凶作の時のように不作になり、又物価がどんどん 殊に御出立の後、 俄に大冷気が入り田、畑共去る天保年

が一貫三百目位、麦七百五十目位の相場で何分不自由。

上り、米、麦も高値になって、此の節山崎あたりでは米



**庄屋小倉嘉兵工が石原六郎兵工に出した手紙** 

ます。 のお金を一寸の間借りようにも中々借してもらえず、よ に、村々も困っており御用金も集まらず全く困っており って夫人足の者へ五両、七両あて渡さねばなりませんの そのおかげで金銭も大詰になり、二分金や一両ぐらい

右人足の雇入に要する費用の上に大阪御城出し兵賦雇

入の金がかさなり誠に困っております。

ります。 **匁八分余、** 入用のほかに、 当組内の七月中旬までの分を割合致しましたが、定例 家別割は一軒について二十三匁九分余もかか 御征伐かかり入用が高割一石について四

このような事では郡中割や冬までの分の組割は一体ど

のような事になりますやら、

姓になってしまいます。 の割当、とても百姓を続けて行く事ができず、つぶれ百 定例入用にしても、 近年だんだん増えその上に御用金

夜、 はばかりながら御一笑下さい。 は言葉では表わせませんが、 ますが、そうなりますと一同総つぶれになってしまいま たてかえて納めねばならぬようになるのにきまっており 入用が集まらなければ、まず一番に村々の庄屋たちが 貴君には戦場で御勤め、 家業をすてて入用こしらえに走り廻っております、 村に残っている私どもも日 御苦労されておりますこと

しょうと心づもりしておりましたのに、村々の意見が別

のこらず、三方、西谷分も残らず出さず、東安積よりし れてこまっております。 生野分、西河内村は願をださず、大阪分も三河、

千草

も六、七ヶ村程が出すように承っております。

早く調達して御宅の方へお廻しするように申しこされま 下さいますよう。また芸州表におる弥助が小坂木市の手 そのような事は全くありません。 元に集めた金があるはずだ、と言って来ておりますが、 とか揃い次第貴宅へ持参致させます、どうか此段お承知 まっていただきたいとお願いする次第でございます。何 したが、どの村も滞銀が容易に集りませず、もうすこし 御役所から借金いたしました分について、英之助様より 一、宰領弥助が御地で貴君の御取継で金十二両、 生野の

ます。 れこれ五十両余にもなり私の方も同じような事でござい それどころか木市の手元には、 組郡中臨時立替が、

所 でそちらへ出かけようと思い菊地様へお伺い致しました 陣中の見舞などいらない。それぞれ所用が多く手が 当月上旬の頃、 御見舞様子おうかがいかたがた一人

いと仰せられましたので心なくも差ひかえましたのであ

足らない時だからわざわざそのような事をしてはならな

しからず御勘弁下さい。

寅

八月三十日

小倉嘉兵衛

慶応元年(一八六五

三〇〇~五〇〇

七00~11100

一四八~六三五

〃 二年(一八六六)

三年 (一八六七)

天保八年 (一八三七)

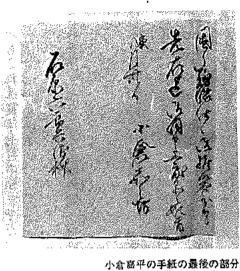
八八七

文政年間 (一八一八~二九) 六〇匁~八〇匁

年)

石当り銀

石原六郎兵工様



この小倉嘉兵エから石原六郎兵エにあてた手紙は当時の宍粟

郡の村々の様子を浮きぼりにしている。

冷害で天保年間のききんの時同様の大不作、その上に物価が

すべて値上り

米価だけをみても

(於京都の小売り相場) 「角川日本史辞典」より

に二十倍以上の値上りで、麦も七百五十目 山崎で米一貫三〇〇目(一三〇〇目)文政年間に較べると実

済圏に入っている所はより苦しかったとも言える。 応年間は金高、銀安で銀百三十~百五十匁が金一両になる。 江戸は金遣、 江戸時代は大体銀六十~八十匁が金一両に換算されるが、 大阪は銀遣といわれ、 銀安の相場では大阪の経 慶

き四匁八分だからちくさ十一ヶ村で総高が四千百三十石だから、 れ増し、その上に長州征伐のための臨時御用金。 諸色(いろいろな品物)値上りの上、村入用が年をおうにつ  $4.8 \times 4,130 = 19,824 \times 9$ 高割一石につ

三河七ヶ村で 4.8×2,102=10,0896分 当時の金銀相場で小判に直すと百三十~百六十両

土万六ヶ村で 4.8×1,996=9,5808%

両地区でほぼちくさ十一ヶ村と同額になる。

**宍粟郡は三万八千余名だから千二百~千五百両。 千両箱** っ

では事たりない。

これも結局百姓 一軒につき約二十四匁。 一軒一軒の持高に従って等級割。その上に均

しかもこれは寅年七月中旬までだけの割当である。

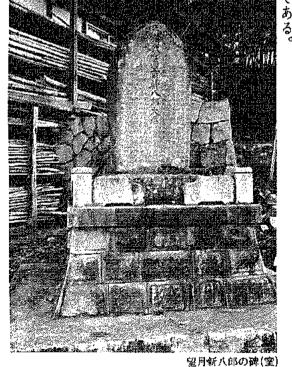
これを出すとなると文面の通り百姓惣つぶれになる。

た重い年貢を納めねばならなかった。 来ての調査結果が出なければ、少々の不作であろうと定められ 三三年―以降)を出し一村平均三割以上不作であると、役人が 特別に不作の時だけは破免願い (天領では享保一八年——七

出すか出さないかについて、前述嘉兵工の手紙にあるようにな か。 積よりしも六、 三河の村々は全村、三方、 河内の両村は願を出さないと言い、大阪代官所支配下の千草町 かなか村々の意見が一致しなく、生野代官支配下の東河内、 ところが天保のききんの時と同様凶作のこの年に、破免願を 単純に考えれば凶作なら破免願を出して、年貢をまけても 七ヶ村程は出す、と意見が別れているのは何故 西谷の村々も残らず出さない、東安 西

らえばいいのにと考えるが、それにはそれだけの理由があるは

ずである。



している。 藏は何も書いていない。 むくいる為にということで建ててあるが、 あり、名代官としてちくさの村々に恩恵を与え善政をした恩に にも昭和五十二年一月二十五日写真入りで紹介されていた) ヶ年生野の代官を勤めていた望月新八郎の顕彰碑 室に嘉永二酉年(一八四九)三月から同五子年六月までの三参 尾崎氏の「袖日記」には次のように記 彼については一坪門 (広報ちくさ

嘉永| 川上金五之助様御代官所に相成り残りの分生野御預りの処 ヶ村の内上ノ両組、 一酉三月御役所へ御入り相成り候、 東有賀、 飯X 見、 野尻五ヶ村は大阪谷町 其節宍粟郡四 干二

を建てたのか、

わからない。

参考までに当時の村高を表示すると次のようになる。

相成り候得ども

た。 もとに戻されたように思える)になり大坂又は江戸実納になっ 野両村破免前に相成りと書いてあり一応破免になっていたのに、 河呂、七野の両村も前の通り(原文は外村々破免の処河呂、七 東河内は定免のとおり、 外村々は破免になるはずだったが、

そして黒土村は三十四石四斗九升余

岩野辺村は百六石余

西山村は六十二石余

をまけてもらっている。 西河内村も破免になったと記してある

どれぐらい引米があったのか記入はない。

つまり岩野辺、 西山 西河内の三村と黒土村がまけてもらっ

てい

しても室村が記されていないのは何故だろうか、 った村が顕彰碑を建てればいいのに、 し委託されて両支配分を検見したものだと思われるが、 望月新八郎は生野代官だが、 大坂代官の川上金五之助と相談 なぜ室村が生野代官の碑 又まけてもら それに

> 名 附 反 別 677315 874064 野 辺 干 草町 562199 364414 泂 呂 484117 361518 東 内 244084 182405 河 西 河 内 225145 180426 沔 486029 379502 Ш 347777 259101 室 黒 236068 232518 土 七 野 268493 257028 下 208934 82221 野 尶 河 巣 119095 107508 船 越 274043 外に 50石 るり寺領 河 崻 238033

黒土村、 民とすると年貢は四百四十石程、そのうち二割五分程の引米。 結果この時、 西山村もほぼ同額の二割五分引ぐらいになる。 岩野辺は村高が八百八十石たらずで免率を五公五

らない。 負けてもらった分とかかった費用の差引勘定がどうなるかわか 示すとおり。 を出すことについて村々の意見が分れたのか、 まず願を出しても、 話をもどして、 又取調にやってくる役人たちの費用一切村負担で、 何故此の度、 まけてもらえるとは限らないことは前例が 慶応二年(一八六六) を考えてみると に破免願

ように記している。 江戸時代中期の儒学者太宰春台はその著書「経済録」 に次の

他理や宿所の掃除をし、前日より種々の珍膳をととのえて をの上に進物を献上して歓楽をきわめる、手代などはもと その上に進物を献上して歓楽をきわめる、手代などはもと その上に進物を献上して歓楽をきわめる、手代などはもと のためにかかる費用は計り知れない。もし少しでもかれら のためにかかる費用は計り知れない。もし少しでもかれら のためにかかる費用は計り知れない。もし少しでもかれら のためにがかる費用は計り知れない。もし少しでもかれら のためにがあれば、いろいろな難題を出して百姓を苦し が、その上毛見をする時に、下熟を上熟と言って免を高く

する。

引用が少々長くなったが、このような悪徳代官ばかりでもない

だろうが、今も昔も、さもしい役人根性と言うべきか。

どうでもいいと言うことになろう。 百姓七、八人ぐらいだとしたら小百姓たちにとって破免願などに出てくるように、その恩恵を受けるのが村の中の重だった本としても、後に述べる西山村の内、五人組の組頭連記の歎願書

につき、よんどころなく破免御検見願上たてまつりたく候えど「近年、あい続き凶作つかまつり、ことごとく困窮相重り候

ال ال

差上げている。

養上げている。

養上げている。

養上げている。

養上げている。

しかしこのような例は恐らく特別なものであろう。

中申し合わせ定め書」であるが次にあげるのは慶応二寅年(一八六六)ちくさの村々の「村

### 村々規定書

ように定めた。下の村々)とも、千草町内村役人立会、村々の規則を次の下の村々)とも、千草町内村役人立会、村々の規則を次の坂御分(大坂谷町支配下の村々)生野御分(生野代官支配一、当節米穀はじめいろいろなものが高値であるから、大

一、米穀そのほか村々から他へ一切売り出すことを止める

事。

### 長州征伐

(農閑期に炭焼き、

日雇、

鉄山の荷物運び等の内職)

で

に加わるように誘ってきても決して同心しない事。 たりする事、 いろいろなものが高くなって暮しにくくても騒ぎ立て 一切しない。もし隣村から騒ぎ立て(一揆等)

村々の組頭に相談し庄屋方へおだやかに御願いし村役人 ただしくらしに困って飢え死しそうになった時は、 その

のさしずを受ける事。

堅く相守り申すべき事 生野代官所支配とも)十一ヶ村立会の上決めたことだから るならば御上様に対して恐れ多い事だから、 右は当節世の中が騒がしくなったので万一心得違の者があ 両御分 (大坂)

これにより小前(小農民)一同連印して守ることを約束

します。

**8**村

名

**(11)** 

慶応二寅年

二月晦日

名 **(1)** 

名

(A)

間稼ぎ ずかしか残らない小百姓が多かった。粟やひえ、麦をくい、 年貢を上納すると残りは一年の食いぶちにも不足する程のわ 作₹

> ど考えないで、 融通しようとする事はさけられない。 食いつないでいる小百姓たちも、 塩、 かま、くわ等の生活必需品にちょっと米を 米がとれる秋には年貢の事な

規定が同じ頃につくられている。 西粟倉村字大茅)には年貢上納について前者よりもっときつい つながりがあり、 西河内村の裏側で鉄山、 同じ天領であった作州大茅村 薪、 炭等や婚姻関係でちくさと深い (岡山県英田郡

村中申し合せ定め書のこと

られる御役人様のいろいろな費用は一切その村で引受け、 部お納めすること。もし年内に済まなければ、その為にこ それだけ村の出費がかさみ、 ようになるから、 御上納銀は郡中申し合わせのとおり、 必らず年内にお納めすること。 すべての百姓がますます困る その年の内に全

家財、 持っている田畑、 もしそれでもできないときは村役人衆へ御願いし、 工面し、自分だけで工面できないときは株内でととのえ、 もし御上納銀お納めできにくい時は、 諸道具等を売りはらって御納めすること。 林山等を質に入れて借りるか、 できるだけ早く あるい 自分の

ないときは、その分を村で御納めしなければならなくなる。もし、その手だてがおくれたり、自分の財産で処分でき

守って身を慎しむようにする事。もし、そのように村へ迷惑をかけた者は次の条々をよく

一、かみしもや羽織、はかま、紋付の衣類をきてはなら

ない。着物は浅黄、無紋を着ること。

一、たび、さしげた、紙緒草履、雪踏などをはいてはな

らない。

一、雨の日近所へ出るとき、かさ、合羽を使ってはなら

ない。ミノ、笠つけること。

、 (三項略)

一、百姓家へ行くとき、玄関へ廻ってはいけない。庭口

から出入し、口上などもていねいに言うこと。

は末席におること。

何事によらず村中寄合、

いろいろ相談ごとのある時

行っても右の箇条をよく守ること。右八ヶ条は、その者の子や孫が別家したり養子に他家へ

また水呑百姓になっても、村内でいろいろの用事をいい

つけられた時は村役人のさしず通りにつとめること。

時、もとどおり百姓になることを許される。 なお又、村でたてかえてもらった銀の元利を村へ払った

(以下略)

い掟である。 かし未納者は親子孫の代まで非人同様の扱いとはずいぶん厳しない者がでても村の責任額は決してへらない。一定である。しない者がでても村の責任額は決してへらない。一定である。しって税を払え

つまり百姓達の言いのがれの知恵とも思える。い。こんなに厳しくお上のためにやっていますと言うゼスチャー私見を言えば、この掟は額面どおり受けとるわけにはいかな

られないと拒否しているところもある。る一方、村によっては組頭たちが連署して、この御用金は納め小倉嘉兵エが石原六郎兵エに長い手紙で泣きごとをのべてい

西山村

っております。

の村高割の外、

軒一軒のかまど割に割り当になり全く困

五ヶ村(生野支配下の東、

西河内、

岩野返、

河呂、

西山)

組頭

源治郎

庄五郎

定右エ門

大左エ門

力右工門

小前百姓は、その日稼の者たちで、その日その日をしのぐ く無高の者たちには、なんの御恩恵もありません。私たち なり、其外私たちのような、田畑もあまりなく、中には全 村の中でも重だった本百姓七、八人へ三、四石程御割当に くしていただきました。しかしその御恩を受けましたのは 検見御願致しました所、 の上昨年の秋作は古来まれな不作で、御役人中より破免御 いでになり御調べ下さり格別の御恙悲でもって御年貢を軽 私共村内は、 近来時節柄米価がとかく高値が続き、 御聞き下さいまして、 御上様がお そ

だんかさなり、 したがって御納めしなければならない税の不足も、だん その上に昨年より広嶋行の人足賃など、当

長州征伐

のにも難渋しております。

ますます米価が高値で一同飢えるばかりになっております。 だ御年具の御上納も多分に不足しており、その上に当春、 両人に早く御納めするようにと御催促がありましたが、 そして昨年冬、 岩野辺村惣代所から力右エ門、 文左エ門 ŧ

御ことわり申し上げたいと存じます。 ŧ 御理解ある御言葉、 も少しだけでも差出せとの事でございました。そのように ことで、村役人へ御願い致しました所、 来かねると申しますのに、 末々まで相談いたしました所重立の本百姓さえもとても出 広嶋行人足賃等御用金のかまど割につきましては、 きわめて難渋致しておりますので、 誠に恐れ入りますが、 小前百姓たちには及びもつかぬ せめて組頭だけで 銭も出来にくく、 私たち組頭とて 小前

助け下さるよう御願申し上げます。 なにとぞ私たちの窮状をお察し下さいまして、 どうか御

ありがたき仕合と存じます。 五ヶ村御役人様方が右の願を御聞き下さいますれば誠に

願人

源治郎

庄五郎

4 定右工門

力右工門

戈左エ門

こわしを激発させたのである。

長州の兵が幕府より強かったかどうか、という事よりも民衆の それが二百数十年続いた徳川幕府をつぶすことになったのは、

怨が幕府に集まり、それが幕府を倒したと言っても良い。

長征開始と時を同じくしておこった大坂の打ちこわしで、

理解に及びそうらえ共願出候問、 奥書印形つか 対し、

まつり候

西山村

百姓代

銀藏

前書の通

御役人衆中

直しを求めていた事を示すものである。 頭人とした者があった事など、すでに民心が幕府から離反し世 御城内を御吟味下され候様 行所に捕えられた者のなかに、発頭人の名を言えという役人に 「其の発頭人と申すは、当御城の内に御出これあり候問、 と大坂城中の将軍家茂をさして発

(EE) 世直し

四ヶ 御役人中

庄屋

武右工門

年寄

惣五郎

域で暴動がおきており、また全国各地で米価高騰、 徴発について一揆や騒動はおきていないが、 よる混乱のため一揆や打ちこわしがおきている。 当地域では幕府が長州征伐に対して割り当てた御用金や人足 但馬では村岡村地 (慶応三ヶ年 長州征伐に

異常な物価謄貴の直接的原因となり百姓一揆や都市の細民の打 それは開国以来の物価謄實、とりわけこの第二次長州征伐が 間の一揆発生件数五十数回

御札がふった。やがて十月から十二月にかけてお札ふりの祭が 全国的に広がった。 慶応三年(一八六七)八月末名古屋の門前町に伊勢大神宮の

もある。 又岩野辺新宮の宮元万亀夫氏の裏にお札が降ったとの古老の話 月六日より十五日まで当村にておどりはやる」と記録があり、 黒土の尾崎正城氏所有の文書「袖日記」 には 「慶応四辰年三

従って第二次長州征伐に負け

### 長州征伐

持が彼等を熱狂させたのだろう。がつぶれて新しい世の中、いわゆる「世なおし」を期待する気葉でおどりに狂じた民衆の心の中には、ゆきずまった幕藩体制葉の私ふりの祭に「ええじゃないかええじゃないか」のはやし言

この民衆の大きな波がひろがっている最中、遂に幕府は大政

奉還を朝廷に申し出た。

それは慶応三年十月十四日(一八六七)の事である。

田 最後の代官

長州征伐で敗北、威信を失墜しその後わずか一年余で倒れた

幕府。それまで代官としてちくさの村々を支配してきた二人、

生野分の横田新之亟と大坂分の斉藤六藏。この二人の代官の運

命はどうなったかをみてみよう。

生野御代官

横田新之亟様

元治元子八月(一八六四)御入り慶応三辰年(一八六七)

に左の通り御取上に相成り候

出の様に承り申し候。子三人船越村繁藏殿方へ御成、それより作州大正寺へ御御家内中八人、千草町舟びき御出、それより横田様御親右横田新之亟様生野御立、右辰二月岩野辺福海寺へ御出、

生野元へ喜久内権作様より御呼戻しに付御帰り相成御座右御家内は後山村庄屋権右エ門殿方へ御出。それより

候。

大坂谷町の方は

代官 斉藤六藏様

天朝御取上に相成候。 右斉藤六藏様江戸へ御引取相成、もっとも徳川様より成慶応四年辰正月(一八六八)まで御勤あそばされ候、文久四子八月(文久四は元治元年と改正)より御入陣相

其の 節これより天朝御支配など御申渡しに相成候。配の村々御召し出しなされ、庄屋一同まかり出申し候。一郎様、出石(山崎町内)御泊り相成り宍粟郡大坂御支其の節、薩州様(島津藩)御家来吉田清藏様、三雲十

当米として御下げ渡しに相成候。右御役人様より出石にて御廻米二百五十石村々へ御手

であろうか。

の薩長軍が進駐してくるのに対して、彼等の運命はどうなった田新之亟と斉藤六藏の二人、山陰道鎮撫総督西園寺公望の輩下ちくさの村々の生野分、大坂分両方の最後の代官になった横

さえるためである。っている)一行がのり込んでいる。幕府の宝庫の一つ銀山をお生野へは参謀折田主税利秀(尾崎氏の文書では折田与藏とな

幕府が近くの諸藩に命令して奪回させたくらいだから、 変(文久三年一八六三)においてわずか三日程にしろ占領され ても代官所に勤めている者は二十数名そこそこで、 たして戦はなかったようである。 鎮撫参謀折田主税一行がのりこんできた時、 (時に十万石以上)の支配をしていたが、役高百五十俵の旗本 (将軍直属の家臣で一万石以下の御目見以上の家格をもつ)で 生野代官は、但馬、 その下に十名程の下役をもっている。足軽、 美作、 播磨の村々の年貢五万石~八万石 いさぎよくあけわ 中間をいれ 前の生野の Ш 陰道

がとぼとぼと岩野辺めざして落ちてきたのだろう。から、恐らく雪道の中を代官の座を追われた失意の横田新之亟えば太陽暦では三月になろうが、この頃はまだ雪の多い期節だそして前文(尾崎氏文書)にあるように、慶応三年二月と言

の件によるのかねからに抵抗したため入牢になった元の部下脇元締桂信一郎に関してだ薩長兵の事務処理に不明の箇所がでてきたためか、又は官軍思える)に呼び戻されたか不明だが、銀山支配の後を引きつい彼がなぜ喜久内権作(生野代官所、元締手代菊地権作の事と

袖日記(尾崎家)

ない。

大坂谷町の代官斉藤 上げたようである。 上げたようである。 上げたようである。 其の時薩摩藩の吉田 蒋巌と三雲十一郎が山 崎の出石へきて、年貢 のうちの江戸へ送る米

展長三大主

力多利和

村々へ御手当米として

払い下げている。

人心

掌握のための一手段で

で運び、出石より揖保天領の年貢米は出石ま

あろう。

たのである。 廻米の責任者としてその船に乗り大阪、江戸まではるばる行ってそのために郡内の庄屋が出石詰になり荷物の差配をしたり又て銀にかえ江戸へ、一部はそのまま江戸へ船で送られた。そし川下りで網干まで高瀬舟で送り、それより一部は大阪で売られ

黒土の尾崎氏文書はまだ続く。

薩州 様御家来御衆中より御取払い相成り候。兵庫津(兵庫県になって最初の県庁) 長州様御家来にて、し候。 庄屋友藏殿乗納めにて後船まかりこし申し候処、廻米江戸納にて室村 上乗 利蔵先船にて江戸表納め申廻米江戸納にて室村 上乗 利蔵先船にて江戸表納め申

り候の同二年已正月に宍粟郡出石山方御陣屋へ御出張に相成り同二年已正月に宍粟郡出石山方御陣屋へ御出張所に相成応四年九月八日より明治になる)社村へ御出張所に相成統めなさるべく候。右兵庫御役所より大阪なんばの御藏へ相右友藏納めの分兵庫御役所より大阪なんばの御藏へ相

御役人様は川本周助と申す人なり。

今般往古(大昔)のごとく天朝の御料に帰り真の天領等が、おれるは慶応三辰二月京都御室の御所内仁和寺宮様。

に相成り候よし御達なり。

て働いている。

「官軍は、これから本当の天領になったのだと説いて廻り、又言軍は、これから本当の天領になったのだと説いて廻り、又官軍は、これから本当の天領になったのだと説いて廻り、又

ろうと、たいした問題ではなかっただろうと思える。 は産たちの心に、安心感を与えたに違いない。けれども一般の は屋たちの心に、安心感を与えたに違いない。けれども一般の は屋たちの心に、安心感を与えたに違いない。けれども一般の は屋だちの心に、安心感を与えたに違いない。けれども一般の は虚になれば頭がどのようにすげ変

 $( \uparrow )$ あとがき

まず此の文を書くにあたって

故 石原積二郎氏所有 文書

坪邦明氏所有 「門蔵袖日記」

尾崎正城氏所有 「袖日記」

岡山県英田郡西粟倉大茅所有文書

を使わしていただいた事に深く感謝します。

蛇足

だろうかと聞くと、幕府軍と長州軍が戦った戦争にちくさな 中・高校の生徒に長州征伐とちくさはなんかか、わりがある

辺であったならば流れ玉にあたったとか、 んかかかわりがあるはずがない、と答える。その戦いがこの近 田畑をふみ荒され

たとか、戦火で家を焼かれたとかがないとは言えないが、 は

るか離れた所であった戦いだし。

そう思うのが当然である。

しかし此の拙文を読んでいただいた人たちは、私たちの所

かり出されたり、不作で困っているのに軍用金をだせとせめ から庄屋が兵糧方としてあるいは村人が何人か夫人足として

られたり、そのような所で長州征伐とちくさが無関係であり

長州征伐に直接関係のない、例えば破免毛見の事等ながな えなかった事がわかっていただいたと思える。

> がと書いたり、 と思われたと推察するが、

かり易くすっきりすると思われただろうが、それだけの資料がな の百姓たちの姿をできるだけ画きたかった。ただ力がないの いという理由だけでなく、筆者は長州征伐に事かりて、当時 また、長州征伐に深い関係のある資料だけで書けばもっとわ

それは法外の望みではあったが。

宍粟の村々は一揆はしなかった。が軍用金の徴集などに、ど 決して長州の味方をしょうとしてやったわけではない。しか やはり幕府を倒す力になっていた事も否定出来ない。 いない。つまり幕府のためにたいして何もしなかった事も、 れぐらい出さされたかは不明だがあまり積極的に協力はして 背後にあって一揆や打こわしをやった細民や百姓たちは、 それは幕府をほろぼす大きな力になった事は否めない。

文中には出してないが生野あたりでは多額の献金をして、

名字帯刀を許された商人や町役人たちもいる。

脇役でもない。端役のまだその端役の人やあくまでも舞台裏 倒れるので、その人たちもほんのつかの間の栄光であったか。 台を廻している事を感じるのである。 の人たちである。 とにかく、 征長の失敗で全く威信を地におとし、このあとすぐ幕府が 多くの村人たちは長州征伐の主役でもなければ しかし、 その人たちの力がやはり歴史の舞

# 大陸の花嫁

## 大陸の花嫁

満州(中国の東北)移民が構想されたのは、日露戦争の後で

ある。

的理念があることは否めない。

「大きでは、このように満州移民の目的の一側面に軍事がだりにわれと戦端をひらくことを得ず、和戦緩急の制令は居民を満州に移入させることを得ば、露国屈強なりといえども、民を満州に移入させることを得ば、露国屈強なりといえども、民を満州に移入させることを得ば、露国屈強なりといえども、

本人のうち、農業移民はわずか一千戸にも足りなかった。年(一九三一)満州事変までに満州へ移住した二千三万人の日において、二十ヵ年百万人の移民を提唱した。しかし、昭和六また、明治四十三年(一九一〇)外務大臣小村寿太郎は議会

れた。 満蒙開拓青少年義勇軍、等々各種の農業移民が大量に送りこまからはじまる拓務省の集団移民をはじめとして、分村計画村、満州事変後は、組織的な計画のもとに、昭和七年第一次移民

る夢をもって海を渡っ

たにせよ、

実は国の政

策であった満蒙の治安

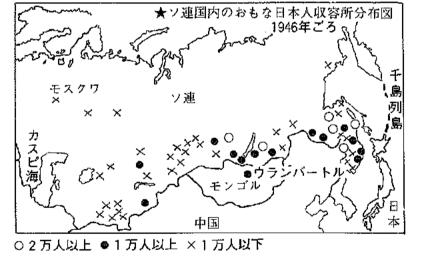
そして、満州へ送りこまれた農業移民の出身地は、東北地方

まで言われていた養蚕地帯が、世界恐慌のため一挙にして、日とそれまで全国でも長野県の農家ほど裕福なところはない、と

本一貧村へと転落した農民達が大部分をしめている。

出計画は二十年間一百万戸移住を呼ごうした。とくに、昭和十一年(一九三六)の広田内閣の時、開拓民送

場も入れると二十七万人に及んでいる。数は、七九三団、約二十万人で民間農業移民、義勇軍、報国農ちなみに敗戦時の統計では、集団移民として満州に入植した



はソ連との国境地帯に、 様りの半数は抗日連合 軍のゲリラ地区の周辺 におかれている。 この事をみても、移 この事をみても、移 目本の国土を抜け出て、 を信じ、あるいは狭い

#として、次のように記されているのをみても明白である。 このことは喜多一雄の「満州開拓論」に三品参謀の演述の言

防衛、交通路ノ確保、軍用食糧供給等ニ重大ナル意義ヲ持ツソノ直接価値トシテハ、国境地帯オヨビ同地帯軍事施設ノ

(昭十四、三の講演

うか。

のこもった土地であった事は夢にも知らなかったのではなかろのこもった土地であった事は夢にも知らなかったのではなかろりやりに中国の農民から取り上げた土地であり、中国農民の怨の土地が、盗んだのだといわれないだけのわずかの金額で、むるして移民した人たち自身は、恐らく自分たちが移住したそ

日本帝国の被害者であったと同時に、中国人にとっては加害者したがって移民たちはソ満国境に立てられた人柱のように、

の役割をさせられていた事も事実である。

その苦難は筆舌につくせないだろう。れた後の女、子供達が異国の中で、西も東もわからない逃避行、いてソ連軍の侵入、開拓団の逃避行、それも主人を召集でとら敗戦の直前に、開拓団の青壮年男子にも召集令状がきた。続

五戸は奉天を経てコウパンズの庭田郷へついた。チャムスより川蒸汽船で松花江を九時間上り舒楽鎮へついた。じょらくちんに三十戸、庭田郷に五戸、計三十五戸。

ことにした。
ことにした。
ことにした。
ことにした。
ことにした。
この度、満蒙開拓団や青少年義勇軍に参加されていた人たち

村上さんは村上謹氏、開拓団の花嫁として、

務されていた、藤村勝己氏の花嫁さんとして外地で、同じよう藤村さんは開拓団ではないが、満州守備隊の下士官として勤

に悲惨な体験をされた方々である。

は少なく、

いつもお腹がすいておりました。

地平線に沈む

赤

(-)

村上 マサ

大東亜戦争最中、 昭和十七年九月三十日大陸開拓団の花嫁と

して、大きな夢と希望を持って渡満したのです。 運河より溝帑子と鶯口線に乗り盤山県庭田郷開拓団に入植しています。

そして住居といったら屋根まで土の家です。 たのです。 が広々と続き、 唯広々とした荒野に一部落二十六軒の集落が五ヶ所 木といえば、 よもぎ、そして大木といえば、 水田は長方形の田 楊

の木が目印にあるだけです。

私が部落に入植したときは、二十六軒の入植者も落伍者が出

て二十軒程になっていました。

うです。その時は寺脇岸雄様だけが頑張っていられました。 千種村からも西河内、 鷹巣と四〜五軒の人が入植していたそ

入植後は、

水田仕事は部落一ヶ所にて協同作業で、

食事も当

番で作るのです。 入植してからの米作りは豊作でした。刈取った籾はそのまま 白米にして一日三合の配給になって戻ってきます。 そんな事が二年程続きました。

三年目より個人農業に変っても働く者には、白米三合の配給で

出荷すると、

そんな喜びもつかの間に、 昭和二十年四月十三日に主人に現 涙を流したことでしょう。そんな内にも長男一司が誕生し、

水

大きな夕日を見る頃には内地が恋しく、郷愁のあまりに幾度か

田も豊作が続くようになり、希望と生がいが持てるようになっ

て来ました。

の花ができて口もきけず、ただ、子供をたのむといって出征 地召集令状が来たのです。主人は心配のあまりくちびるには熱

て行きました。

それは忘れられぬ悲しい日の一つです。今でも涙が出てきま

す。

出来るようになっていました。 生けん命に働きました。稲作も大豊作で、 戦争の勝利を信じ、子供の成長を祈り、 九月中頃より刈取が 一町の水田を作り一

席で 毎日でございました。 敗戦はそれは大変にみじめで、今生きているのが不思議な位の き眼を泣きはらし、三々五々家に帰って行きました。異国での 部落一同の集合の連絡を受け、 「終戦の詔勅」ラジオ 放送を聞いた時には、 部落総代の家に集合し、 皆々泣きに泣 その

だと思います。 その時には産後三日目の婦人と三人の人が匪賊の槍で胸をささ 私達の部落が一番初めに襲撃を受けたのは二十年九月十三日 砲火の中を子供を背に本部に逃げ込みました。

無い老人達が多く亡くなられたのです。れ重傷を受けたのです。本部で冬を迎えた人達の中には体力の

毎日が匪賊、八露軍の使役で、男手のある家は朝主人を送り 出す時が別離と思って送り出すのでございます。ことあれば た、身の置場の無い毎日が続いたのでございます。ことあれば た、身の置場の無い毎日が続いたのでございます。ことあれば をしてま をしてまり、そしてま

ŧ 揚命令が出るかもしれぬと云う事でした。 男装になり、身を守ることを考えて逃げのびていたのです。 こともありました。そして身を汚されるよりはと、 迷惑をおかけしてはと思い、 るのか、 したその時は大変嬉しうございました。でも本当に内地に帰れ 時間程立ちんぼうしてから汽車に乗りました。 月二十二日です。庭田郷を出発したのです。汽車の乗り移りに 人を残して帰らなくてはと、そんな事にも心を痛めたのです。 待ちに待った引揚命令が来たのです。それは昭和二十一年五 そんな生活の中にも明るいニュースが伝わって来ました。 ある時は匪賊の襲繋に背においし子供の泣き声で、 背には二十五キロの荷物を負い前には子供を抱き、 でも船は博多港に着いたのです。 それとも外地につれて行かれるのではと思い不安でし 墓標と墓標の間にて一夜を明した まだ帰ってこない主 遊鷹島\* 頭髪を切り 皆様にご より乗船 整列三 引

までの辛苦の道のり、そして内地に帰った喜びで涙のあるだけ町並と山河、そして他県の知事さんのお出迎え、涙の握手、今おたいこ結びをした可愛い娘さんの姿、遠くに見える日本の

泣きました。

めます。

幸だ外地から帰る事の出来ぬ人達の御健康をお祈りして筆を止まだ外地から帰る事の出来ぬ人達の御健康をお祈りして筆を止きがら三十四年前の出来事を思い出して書いてみました。い博多に上陸したのは昭和二十一年六月二日でございます。

藤村 美千代

 $(\Box)$ 

隊に、下士宮として勤務していた夫のもとへ運命を託して、二昭和十九年五月、私は当時満州国興安北省ハイラル国境守備

十三才で単身嫁いで参りました。

かったことです。ていたものの敗戦のみじめさを、異国で味あうとは思いもしないかたものの敗戦のみじめさを、異国で味あうとは思いもしないついかなることが起こるかも知れない軍人の身、覚悟はし

でした。む」の精神で戦況は厳しく、先の事など何一つわからない時代む」の精神で戦況は厳しく、先の事など何一つわからない時代内地は統制配給、物資不足で、老いも若きも「撃ちてし止ま

大陸に渡った私は、広々としたホロンバイルの広原にある官した。

舎に落着いて、新家庭の一歩を踏み出しました。

生の草花が一面に咲き揃う大自然の果しない広野を、馬車に揺配給とはいえ物資も豊富で、不自由もなく、六月、七月と野

られた大陸ならではの愉しい日もありました。

ハイラルは部隊が多く、家族も大勢来ており町には日本人の

ていく隊もあり、演習、訓練と多忙で、平和なようで何となく経営する商店もありました。部隊の方は、次々と南方へ移動し

無気味な嵐の前の静けさを感じる日々でした。

二十年八月一日、夫は三ヶ月の予定で遼陽の関東軍将校特別

開戦と同時に、一里程先に見える将校会館に爆弾が落され、大教育隊にいき、私は一人留守番でした。八月九日明け方、日ソ

きな音と共に開戦したのです。

物を持って官舎を最後に、三里程ある兵器廠へけんめいに歩みもう戦場です。軍からの避難命令が出て、僅かな非常用の荷

避難しました。

子等も皆灼けつく砂の丘越えて、

夢中で歩みし

ソ連参戦日

こくの汽車で南下しました。途中機銃掃射を二回受けて、十一ハイラルに住んでいた日本人は皆集合して、兵隊のみ残り夕

ものものしく慌しい様相でした。う戦場のようで、武装した兵士や戦車などが沢山動いていて、日夜チチハルの小学校に着き、三日ほどいましたが、ここもも

若き娘もならび別れの

杯受けて

戦場に向かうチチハルの駅

べき敗戦となりました。また南下命令でハルピンに着いた翌日、青天の霹靂とも言う

の幾日かが続き難民となり抑留生活が始まりました。関東軍は一瞬にして崩れてしまい、生命すらわからない混乱

勲章を夫に詫びつつ/モンハンの戦に賜いし

埋めし敗戦

うなるのか、敗戦という味わった事のない不安と恐ろしさは一中で、大人も子供もずいぶんの人が弱ってしまう。一寸先はどから思いがけなく恐ろしい変った生活である。不安と不自由のルビン市内での集団生活が始まった。今までの平和な家庭生活八月十五日終戦と同時に方々から集って来る日本人と共にハ

上にあり合せの物を敷いてゴロゴロしていました。た食糧も相当あったのに、皆食欲もなく冷たいコンクリートのソ連兵が進駐して来るまでにと周囲の日本人達が運んでくれ

層皆の心を暗くして、いざとなれば死をと覚悟していました。

希望のない明日をも知れぬ暗い一ヶ月をここで過しました。子供だけになり荷物を調べ凶器と目ぼしい物を取上げてしまう。五才以上の男子を並べて何処かへ連れ去りました。そして、女銃声は絶えまなく続き、十九日にソ連兵が入って来て、先づ十年のは日、満、ソ、鮮とさまざまな人種が混り合って戦い、

分の前の人がわからぬ位に長い畝で、農具もほとんどなく荒さ馬令薯堀り、大豆引き、その他広い広い畑は一筋をゆくのに自の少年開拓団跡へ運ばれて、若い者は農作業に従事しました。九月十一日、日本に帰すからと言って、五里程離れた新香坊

れ持去られていました。

達はどうなっただろうかと、平和な今、当時をふりかえり思いるし、一時は一万人余りになって食糧は与えられず、ここは苦るし、一時は一万人余りになって食糧は与えられず、ここは苦ました。私は最後までこの集団にいたので、帰国は少し遅れまました。私は最後までことを喜ぶと共に、あの時出ていった人したが、無事に帰れたことを喜ぶと共に、あの時出ていった人とが、無事に帰れたことを喜ぶと共に、あの時出ていった人とが、無事に帰れたことを喜ぶと共に、あの時出ていった人達が次々と避難して集って来奥地から敗戦を知らずにいた人達が次々と避難して集って来

ます。

州の土になった大勢の人々の冥福を祈る次第です。 若きがゆえに我ながら元気で帰れたのだと思うとともに、満

次は詩にしたものと、短歌の道も知らないまま真実をならべ

たものです。

して順序にまとめたものです。った生活を後の日の想出にと、忘れぬために当時の生活を詩にった生活を後の日の想出にと、忘れぬために当時の生活を詩に二十一年十月帰国した当時一年三ヶ月難民収容所での苦しか

## 開戦避難と国境の

吾等を乗せた軍列車

落着く先も あらずして

漸く着いた

ハルピンで

国敗れたる 報を聞く

## 二、露人、満人、敵の中

暴動略奪 恐れつつ

死なば 共にと 覚悟して

不安な明け暮れ寺の中

ああ、敗戦のみじめさよ

===

ソ軍の命にて運ばれる 此処新香坊の収容所

夢を抱きし少年の

作りし人も 今は俘虜 元は開拓義勇隊

四 何百町歩の収穫を

可弱い女の細腕で

朝露あびて星いだき 僅かに残る農具持ち

帰国まではと頑張った

Ħ, 栗、高梁の汁すすり 疲れし身体は ひとときの

油断もならぬ 今の身は

苦しい暮しに幼な児の 死にゆく数は増すばかり

帰国帰国と望みつつ 着のみ 着ままの同胞は とうとう冬は やってきた

発診チブスの流行に

強く正しく生きましょう 明日の命は判らねど われし人も今いづこ

日本女性を乱さずに

穫りし野菜もあと僅か

Ą

細かい雪は降りしきる

ペチカもたけず ふるへつつ

かゆい身体もがまんして

話すは故郷のことばかり

九 非常非常の鐘がなる

この寒空の真夜中に

匪賊は吾等を襲うのか

僅かな糧を取りに来る

皆で守ろう生きるため

警備隊やら不寝番 夜も寝ず皆の協力で

次々として倒れたり

昨日に変るこの変化

帰国の命はきっとくる

ああ

ほんとうなら吾等にも

ニュースは伝うよろこびの

ここまで生きたこの体

食糧かくすことばかり

十四、

暑い太陽の照る下で

馴れぬ仕事も張切って

内地帰りの小遺いと

満人クリーに雇はれて

話は何時も帰国のみ

今倒れてはなるものか

十一、長いひと冬去ったあと

青い草木の芽を摘んで

野菜つくって働いて

何でも食べる生きるため

春日にあたって身をつくる

十二、市中の露軍が引揚げりや

金ない吾等を誘惑に

僅かな荷物も売りて食い

健康こそが大事なり

十三、嬉しい報らせはコロ島の

第一船が引揚げた

マイマイニーヤが多くなる

元気づけようあと僅か

十七、待ちに待ったる命は出て

九月四日の出発と

唯この日のみ待ちつづけ 嬉しい知らせは皆の胸 夏の夜空に光る星

遠き故郷の両親いかが

強く吾等は生きてます

やがて会う日も来るでしょう

今夜も星見て警備です

十六、とうとう実る時が来て 皆んなの力で上出来よ 夜のお菜にくばられて 胡瓜、大根、ポーミーが

125

よくぞ苦難に耐えてきた

十八、一年有余の苦しみを

共にすごした人々よ 遠き外地で味わって

祖国の土を踏みましょう

この苦しみを忘れずに

十九、ああ四千の犠性者の

ボロのリュックに輝く瞳 み魂も共にふる里へ

満州国よさようなら

新香坊よさようなら

日本人ここに在りしと叫べども

北満おろしに祖国は途絶え

真赤なる夕日見つめつつ、吾れひとり

はるばる遠き祖国思ほゆ

いづくにか征きていまさむ君が身は ただ健やかであれと祈らむ

四千の同胞寝むる難収の

寮舎の隅も月は照らしぬ

移動の日、死せし子背負い母親は 命のままにてトラックに乗る

死せし児を抱きて母は涙しつ

列にならびて、墓地に行く足

中国の土地なる故に堀起こす むくろ折ろがみ涙こぼるる

脱穀の終へたるあとの大豆場に

雪かき分けて拾う幼な子

この寒夜着替すらなく病む人を 守りたまへと祖国の神に

この年は住める人なくあばら屋や 煉瓦とらんと、たつきのしろに

### 大陸の花嫁

点々と佐世保の丘の灯の見えて たどり着きたり祖国の土に

この春も咲きにけらしな迎春花 吾れ忘れ得ぬハイラルの地に

み魂帰れよふるさとの家

四千のああ犠性者のこの墓塔

一日の作業終えれば友集い

クリーに行きし友帰りくる

又ふるさとの話花咲く

日は落ちてあばら屋なりる難収へ 枚が十銭なりる煉瓦とり おのも己もと子等もいでとる

127

いつだったか、 小学校高学年の生徒数人が「ちくさはいつごろできたん」と聞きにきたことがある。 聞いてみるとち

くさにいつごろ人が住みはじめ、どのようなくらしをしていたのかを調べているとのことだった。

ちくさをふるさとにもつ誰もが疑問に感じても良い質問であろう。

また、 ある市の小学校の先生が四、五人の生徒をつれてやってきたことがある。

「昔の人は鉄をどのようにしてつくったのか」社会科の授業中にでてきた質問である。

うときまり、 鉄鉱石でなく「砂から鉄ができる」彼等には信じられなかった。本当にできるか、できんか自分たちでためしてみよ 千草鋼のことを聞き知って、はるばるやってきたのである。そして彼等は砂鉄や炭をもって帰り、運動場

の片隅に炉をつくり実験した時の写真を送ってきている。

タタラ製鉄のことで町を訪れ、タタラ跡やそこで働いていた人たちの墓、

供養塔等を調査にくる人々がふえて

きている。

近年、

前に一人の刀匠が、ちくさの文化財に関係している人たちや有志の協力で、ミニタタラ製鉄を復原してつくった鋼で、

刀を鍛え寄贈してくれていることを知っておられる人もあるだろう。

の緒をきり、ここで生きてきた私たちが、ふるさとの歴史に無関心であって良いはずがない。 そのように町内の子供たちが、あるいは他郷の人々が、私たちのふるさと千種に関心をもっているのに、ここでヘソ

他民族、 他国に亡ぼされ、復興し、他を征服し、あるいは又、征服されることをくり返してきた特に中近東の国々の

人々は、自己を守り、自国の文化を大切に守っているということを聞いたことがある。

ばかりで、 私たち日本人はただ一度の敗戦で、美しい精神的なものをなにもかも失ってしまったのだろうか。 人と人との美しいつながりを忘れてしまったのだろうか、と思える近ごろの風潮を悲しく思う。 がむしゃらに働く

年に一度だけ、ただみせかけばかりの九月十五日「敬老の日」。

そんな日もあったんかいと、始めから忘れられたような「父の日」等々。

人情が厚いといわれた農山村でも、なんとギスギスした世の中になったのだろうと思わせることの多い昨今である。

ふるさとの人々が、 いろいろな条件のもとにどのように生きてきたか、 その歴史の足跡を知ることは、ただ昔をなつ

かしがる郷愁ではない

子供たちが、自分のふるさとの歴史を学ぶ。それによってふるさとをより身近にし、より自分を知り、 確かめ、 人間

の生きざまを学ぶ眼をひろげる。

あるいは町出身の人で、他郷で働いている人たちがふるさとをしのび、心の支えやなぐさめを見出し、 あるいは町内の人々がよりちくさを愛し、より住みよい町づくりをするよすがとなるように、ふる 明日への活力

さとの歴史の足跡を明らかにしたいと思ってきた。

が沸き出るように、

れぞれ生業をもっていることなので、 五年程前、 町史をつくる計画が町当局より打ちだされ、 前述のような気負だけが先行するのみで、なかなかはかどらなく申し訳ないこと 私たち六名の者が委託されたのであるが、 浅学非才の上、そ

その間、甚だ残念なことは、メンバーの一人平瀬進一氏を失い、 五人になってしまった。 と思っている。

しかし、とにかく町内の元庄屋、総代持ちの古文書は勿論、三河、土方、波賀等の近隣や、 かつてちくさと生活圏を

同じくしていた鳥取県吉川、 岡山県後山、 大茅。

また江戸時代のある時期、 生野代官支配になっていた関係で、 再三、 朝米郡生野町へも資料探しに行き、大変

親切に協力いただいたり、 御指導を得た。

深く感謝している次第である。

ちくさは山間僻地である土地柄、資料に乏しく、暦年を追って町史をつくることは不可能である。

役場移転の時にも、明治初中期の貴重な資料を焼いてしまっている。

しかし、 私たちは資料のある限り、 調査のできる限り、ここで生れ、ここで生きた人々の足跡を、 できるだけ明らか

にしてゆきたいと願っている。

いる次第である。 このたび、町制施行二十周年記念事業の一として、町史のほんの一部を本にして各家庭へお届けすることになった。 五名の者が、非才をもかえりみず共同責任のもとに執筆し、皆さんの御叱正をあおぎ、今後の指針にしたいと思って

昭和五十五年一月吉日

口二四雄

拃

田数

夫

池

鳥

塚

閲次

五十音順

日

平

'n

130